

【機密性 2、完全性 2、可用性 2】

平成 16 年 4 月 1 日 規程第 20 号

独立行政法人国立病院機構職員給与規程

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 10 条）
第 2 章	基本給及び年俸
第 1 節	基本給（第 11 条－第 17 条）
第 2 節	年俸（第 17 条の 2－第 17 条の 14）
第 3 章	手当
第 1 節	扶養手当（第 18 条－第 23 条）
第 2 節	住居手当（第 24 条－第 30 条）
第 3 節	通勤手当（第 31－第 38 条）
第 4 節	単身赴任手当（第 39 条－第 45 条）
第 5 節	地域手当（第 46 条）
第 5 節の 2	広域異動手当（第 46 条の 2）
第 6 節	寒冷地手当（第 47 条－第 52 条）
第 7 節	役職手当（第 53 条）
第 8 節	特殊勤務手当（第 54 条－第 57 条の 3）
第 9 節	附加職務手当（第 58 条）
第 10 節	超過勤務手当等（第 59 条－第 61 条）
第 11 節	宿日直等手当（第 61 条の 2－第 62 条の 2）
第 12 節	役職職員特別勤務手当（第 63 条）
第 12 節の 2	派遣手当（第 63 条の 2－第 63 条の 4）
第 12 節の 3	支援団体業務手当（第 63 条の 5）
第 13 節	業績手当（第 64 条－第 69 条）
第 14 節	医師手当（第 70 条－第 72 条）
第 14 節の 2	診療看護師手当（第 72 条の 2）
第 15 節	専門看護手当（第 72 条の 3）
第 15 節の 2	医療専門資格手当（第 72 条の 4）
第 4 章	給与の特例等（第 72 条の 5－第 81 条）
第 5 章	規程の実施（第 82 条）
附 則	

第 1 章 総則

（目的及び適用範囲）

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第69条第1号の規定により独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の職員の給与について定めることを目的とする。

2 この規程は、就業規則第2条第1項に規定する職員（独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年規程第23号）及び独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（平成16年規程第24号）の適用を受ける職員を除く。）に適用する。ただし、独立行政法人国立病院機構任期付研究員の給与等の特例に関する規程（平成22年規程第4号）その他この規程の特例を定めている規程の適用がある場合には、これによるものとする。

（給与の種類）

第2条 職員の給与は、基本給、年俸及び手当とする。

2 基本給は、就業規則第36条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、基本給月額とする。

3 年俸は、月例年俸及び業績年俸とする。

4 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、役職職員特別勤務手当、派遣手当、支援団体業務手当、業績手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当とする。

（重複給与の禁止）

第3条 職員が国立病院機構において他の職と併任したときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（基本給及び月例年俸の支給）

第4条 月例年俸は、毎月1回、その月の月例年俸としてその額の12分の1の額（以下「月例給」という。）を支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から基本給又は月例給を支給し、昇給、降給等により基本給月額又は月例給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給又は月例給を支給する。

3 職員が退職（就業規則第70条に規定する退職をいう。以下同じ。）したときは、その日まで基本給又は月例給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで基本給又は月例給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により基本給又は月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給月額又は月例給額についてその期間の現日数から就業規則第42条の休日（同規則第45条に規定する祝日法による祝日及び年末年始の休日並びに同規則第46条の代休日と重なった場合は、同規則第42条の休日とみなす。）の日数を差し引いた

日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与期間)

第5条 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給)

第6条 基本給及び月例給の支給定日（以下本条において「支給定日」という。）は、毎月20日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 20日が日曜日に当たるとき 21日（21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）に当たるときは、22日）

二 20日が土曜日に当たるとき 19日

三 20日が祝日に当たるとき 21日

2 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、役職手当、特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）、役職職員特別勤務手当、医師手当、診療看護師手当、専門看護手当及び医療専門資格手当は、基本給及び月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、派遣手当及び支援団体業務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における支給定日に支給する。ただし、次の給与期間の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 寒冷地手当は、第47条に規定する基準日の属する月の支給定日に支給する。ただし、支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 業績手当（年度末賞与を除く。）及び業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。

6 業績手当（年度末賞与に限る。）は、3月31日に支給する。支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。ただし、国立病院機構の運営において特に考慮すべき事情があるときは、前段の規定にかかわらず、理事長が別に定める日に支給することができる。

7 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

8 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(給与の即時払)

第7条 理事長又は理事長の委任を受けた者（以下「理事長等」という。）は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職したとき。

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

第8条 理事長等は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、本人の請求があつたときは、第6条に規定する支給定日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 第59条から第61条まで、第73条、第77条、第79条及び第79条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額又は月例給額、基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、医師手当の月額、寒冷地手当の月額、診療看護師手当の月額、専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱い)

第10条 第4条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第59条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額、第60条の規定により勤務1時間につき支給する休日給の額及び第61条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額（第55

条において「1時間当たり給与等」という。)を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、当該額に50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 一の給与期間の第59条に規定する超過勤務手当、第60条に規定する休日給及び第61条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計(それぞれの手当のうち時間外の勤務、休日の勤務、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))の勤務にかかる部分について、その部分ごとに各別に計算し合計)に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

第2章 基本給及び年俸

第1節 基本給

(基本給表)

第11条 基本給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職基本給表(別表第1)

イ 医療職基本給表(一)

ロ 医療職基本給表(二)

ハ 医療職基本給表(三)

二 事務職基本給表(別表第2)

三 技能職基本給表(別表第3)

四 教育職基本給表(別表第4)

五 研究職基本給表(別表第5)

六 福祉職基本給表(別表第6)

七 療養介助職基本給表(別表第6の2)

八 診療情報管理職基本給表(別表第6の3)

九 医師事務作業専門職基本給表(別表第6の4)

- 2 前項の基本給表(以下「基本給表」という。)は、第1条ただし書に規定する職員及び第17条の2に規定する基本年俸表(以下「基本年俸表」という。)の適用を受ける職員以外のすべての職員(以下「基本給表適用職員」という。)に適用するものとし、その適用範囲は、次に定めるとおりとする。

基本給表		適用範囲
医	医療職基本給表(一)	医療業務に従事する医師、歯科医師及び理事長が定めるものに適用する。

療 職 基 本 給 表	医療職基本給表（二）	薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、心理療法士及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
	医療職基本給表（三）	保健師、助産師、看護師、准看護師及び理事長が定めるものに適用する。ただし、教育職基本給表の適用を受ける者を除く。
事務職基本給表		他の基本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
技能職基本給表		技能的業務に従事する職員及び労務的業務に従事する職員に適用する。
教育職基本給表		助産師養成所、看護師養成所並びに理学療法士及び作業療法士養成所に勤務する職員で教育に従事することを本務とする職員に適用する。
研究職基本給表		臨床研究センター及び臨床研究部に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって研究業務に従事する職員に適用する。
福祉職基本給表		児童指導員、保育士、医療社会事業専門員及び理事長が定めるものに適用する。
療養介助職基本給表		療養介助専門員、療養介助員及び理事長が定めるものに適用する。
診療情報管理職基本給表		診療情報管理士に適用する。
医師事務作業専門職基本給表		医師事務作業専門員に適用する。

- 3 基本給表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを基本給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- 4 基本給表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第12条 新たに基本給表適用職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- 2 新たに基本給表適用職員となった者の基本給月額、前項の規定により決定された職務の級又は基本給表の号俸が別表第8に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級が同表に定められていないときは同表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第13条又は第14条の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第9に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。
- 3 初任給基準表は、その者に適用される基本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- 4 職員が一の職務の級若しくは基本給表から他の職務の級若しくは基本給表に移った場合又は一の職から同じ職務の級若しくは基本給表の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。
- 5 その他新たに基本給表の適用を受ける職員となった者の基本給月額は、理事長の定める基準に従い決定する。

（昇格）

- 第13条 基本給表適用職員を昇格（職員の職務の級を同一の基本給表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合の基本給月額は、別表第10に定める昇格対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、10月1日とする。なお、異動に伴い前項に定める昇格をさせる場合の昇格の時期は、当該異動日とする。
 - 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。

（降格）

- 第14条 基本給表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の基本給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の基本給月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本給月額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本給月額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた基本給月額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 理事長は、前2項の規定による職員の基本給月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本給月額を決定することができる。

(昇給)

第15条 基本給表適用職員が現に受けている基本給月額（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）を受けるに至ったときから、9月30日以前の1年間の期間における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、10月1日から12月31日までの期間に受けた就業規則第92条に規定する懲戒処分及び同規則第99条に規定する矯正措置の事由及び勤務の状況を考慮するものとする。

一 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数	
		管理職層	中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	6号俸	
勤務成績が特に良好	IV	5号俸	
勤務成績が良好	III	3号俸	4号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸	
勤務成績が良好でない	I	昇給しない	

二 医療職基本給表（一）以外の適用を受ける職員で55歳（技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	2号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	II	昇給しない
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

三 医療職基本給表（一）の適用を受ける職員で57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
		管理職層・中間層・初任層
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項各号に掲げる表における、管理職層、中間層及び初任層に該当する職員の区分は、別表第10の2に定める基本給表別職員層区分表に定めるとおりとする。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 6 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第16条 勤務成績が特に良好な基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本給月額がその属する職務の級又は基本給表における基本給の幅の最高額である場合はこの限りでない。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（研修、表彰等による昇給）

第16条の2 勤務成績が良好である基本給表適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、理事長の定めるところにより、2号俸（第15

条第3項に規定する管理職層に区分される職員については、3号俸）を超えない範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、国立病院機構又は広く社会のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 就業規則第81条第4号の規定により組織又は業務の縮小その他やむを得ない事業上の都合により解雇される場合 解雇の日

（再雇用職員の基本給月額）

第16条の3 再雇用職員（就業規則第77条の2第1項の規定により再雇用された職員又は同規則第77条の3第1項の規定により再雇用された職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から前条までの規定にかかわらず、その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。

（再雇用短時間勤務職員の基本給月額）

第16条の4 再雇用短時間勤務職員の基本給月額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定による基本給月額に、就業規則第36条第1項ただし書により定められたその者の1週間についての勤務時間を就業規則第36条第1項本文に定める1週間についての勤務時間で除して得た数（以下「短時間勤務調整数」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（短時間勤務職員の基本給月額）

第17条 短時間勤務職員（就業規則第70条の5第1項第4号の規定により採用された者をいう。以下同じ。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第2節 年俸

（基本年俸表）

第17条の2 基本年俸表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 別表第12の2 イ（基本年俸表（一））
- 二 別表第12の2 ロ（基本年俸表（二））

三 別表第12の2 ハ（基本年俸表（三））

- 2 前項の基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）が適用される職員（以下「基本年俸表適用職員」という。）の範囲は、次に定めるとおりとする。

基本年俸表	適用範囲
基本年俸表（一）	副院長（医師又は歯科医師に限る。）、臨床研究センター長、統括診療部長、臨床研究部長、臨床研究センターの部長、グループ担当理事任命権の部長（医師又は歯科医師である者に限る。）及び医長の職を占める職員に適用する。
基本年俸表（二）	副院長（基本年俸表（一）又は基本年俸表（三）の適用を受ける者を除く。）及び事務部長の職を占める職員に適用する。
基本年俸表（三）	副院長（看護師に限る。）及び看護部長の職を占める職員に適用する。

（初任給）

- 第17条の3 基本年俸表適用職員の職務の級は、その職務に応じ、別表第12の3イからハに定める基本年俸表級別標準職務表に定めるとおりとする。
- 2 新たに基本年俸表適用職員となった者の年俸の額は、基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、理事長の定める基準により決定した号俸とする。

（昇格等）

- 第17条の4 基本年俸表適用職員を昇格させる場合の基本年俸額は、別表第12の4イからハまでに定める基本年俸表昇格対応号俸表（以下「基本年俸表対応号俸表」という。）のその職員の昇格前の号俸（昇格した日の前日に受けていた号俸をいう。以下同じ。）に対応する昇格後の号俸欄の号俸とする。
- 2 昇格の時期は、4月1日とする。なお、異動に伴い前項に定める昇格をさせる場合の昇格の時期は、当該異動日とする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号俸が基本年俸表対応号俸表の昇格前の号俸欄の号俸より下位の場合は、昇格する級の最低の号俸とする。
- 4 同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動の時期は、当該欄の適用を受ける日とする。
- 5 基本給表適用職員が基本年俸表の適用となる職務に異動する場合には、その異動の日をもって基本年俸表を適用する。

（降格）

- 第17条の5 基本年俸表適用職員を降格させる場合におけるその者の基本年俸額は、

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額と同じ額の号俸
 - 二 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸に達せず、かつ、当該基本年俸額と同じ額の号俸が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた基本年俸額の直近下位の額の号俸
 - 三 降格した日の前日に受けていた基本年俸額が降格した級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号俸
- 2 理事長は、前項の規定による職員の基本年俸額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の基本年俸額を決定することができる。

(昇給)

第17条の6 基本年俸表適用職員が現に受けている基本年俸額（第17条の4の規定により昇格した基本年俸表適用職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本年俸額）を受けるに至ったときから、4月1日から翌年の3月31日までの期間における当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「基本年俸表昇給区分」という。）に応じて、次の各号に掲げる表に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。

一 第2号及び第3号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	6号俸
勤務成績が特に良好	IV	5号俸
勤務成績が良好	III	3号俸
勤務成績がやや良好でない	II	2号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

二 基本年俸表（一）以外の適用を受ける職員で55歳を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	2号俸
勤務成績が特に良好	IV	1号俸
勤務成績が良好	III	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	II	昇給しない
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

三 基本年俸表（一）の適用を受ける職員で57歳を超える職員

昇給区分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	V	4号俸
勤務成績が特に良好	IV	3号俸
勤務成績が良好	III	2号俸
勤務成績がやや良好でない	II	1号俸
勤務成績が良好でない	I	昇給しない

- 2 第1項の昇給の時期は、4月1日（以下この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 前年の昇給日後に新たに基本年俸表適用職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに基本年俸表適用職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる職員は、昇給しない。
- 4 職員の基本年俸額がその属する職務の級における基本年俸の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。
- 5 前項までに規定する昇給は、国立病院機構の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

（特別の場合の昇給）

第17条の7 勤務成績が特に良好な基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の基本年俸額がその属する級における基本年俸の幅の最高額である場合はこの限りでない。

- 一 業務上の災害により死亡した場合
- 二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために解雇される場合

- 2 前項の昇給の時期は、死亡の日又は解雇の日とする。

（研修、表彰等による昇給）

第17条の8 勤務成績が良好である基本年俸表適用職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、理事長の定めるところにより、3号俸を超えない範囲内で上位の号俸に昇給させることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身

精励し、国立病院機構又は広く社会のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 就業規則第81条第4号の規定により組織又は業務の縮小その他やむを得ない事業上の都合により解雇される場合 解雇の日

(月例年俸)

第17条の9 基本年俸表適用職員の月例年俸の額は、第17条の3から前条までの規定により定めた号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第17条の10 基本年俸表適用職員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第17条の3第2項に規定する場合を除き、理事長が定める基準により、当該職員の基本年俸表に定める業績年俸額に、前年度以前(基本年俸表(二)及び基本年俸表(三)を適用する職員については前年度)の当該職員の業務の実績を考慮の上、100分の80から100分の120までの範囲内で理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定める割合を乗じて得た額(同項に規定する場合は、同項の業績年俸額とする。)とする。

2 前項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により、当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を超える場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

3 第1項の業績年俸の額が、理事長が定める基準により当該基本年俸表適用職員の前年度以前の業績等を勘案して理事長等が定める額を下回る場合は、当該理事長等の定める額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とすることができる。

4 基本年俸表(一)を適用する職員が昇格、同一の職務の級における業績年俸額の欄の異動、降格又は昇給(以下「昇格・昇給等」という。)により、基本年俸表における業績年俸額が増減する場合は、昇格・昇給等前において業績年俸の額について基本年俸表における業績年俸額に対して増減されていた額を、昇格・昇給等後の基本年俸表における業績年俸額に対して増減して得られる額を当該基本年俸表適用職員の業績年俸の額とする。

5 第18条の規定により扶養手当を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、当該手当の支給額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

6 第46条の規定により地域手当を支給されている職員、第46条の2の規定により広域異動手当を支給されている職員又はこれらの手当の両方を支給されている職員の業績年俸の額は、第1項から前項までの規定による業績年俸の額に、これらの手当の支給割合を乗じて得た額を加算した額とする。

7 第1項から前項までの規定により得られた業績年俸の総額は、理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。これを超える場

合は、第1項の規定により業績年俸の額が増加した基本年俸表適用職員の当該増加した額を一定の率で減じることにより調整するものとする。

- 8 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の12までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者（第74条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員（就業規則第68条の2の2の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。）、配偶者同行休業職員（同規則第68条の3の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。）及び育児休業職員（同規則第66条の規定により育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第74条第7項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員であって基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者

二 業績年俸に相当する給与の支給において本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫等職員（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第3条の2に規定する国立高度専門医療研究センター（以下「国立高度専門医療研究センター」という。）の職員、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第2条に規定する独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機能推進機構」という。）の職員、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律46号）第2条に規定する国立健康危機管理研究機構（以下「国立健康危機管理研究機構」という。）の職員その他の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。以下同じ。）のうち理事長の定める者（以下「公庫・公団等職員」という。）

ホ 地方公務員（理事長の定める者に限る。以下第32条第3項を除いて同じ。）

へ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職員のうち理事長が定める者（以下「行政執行法人職員」という。）

9 業績年俸の支給額は、6 月及び 12 月に支給する場合とも、第 1 項から第 7 項までの規定による業績年俸の額の 2 分の 1 の額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める額を減じて得た額）とする。

- 一 6 箇月 100 分の 100
- 二 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- 三 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- 四 3 箇月未満 100 分の 30

10 当該年度の当該病院の業務の実績が明らかに悪化した場合には、年度途中であっても、理事長が定めるところにより、当該病院の基本年俸表適用職員の業績年俸を減額する場合がある。

11 第 9 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第 17 条の 11 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 8 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 93 条第 1 項の規定による懲戒解雇及び同規則第 93 条の 2 第 1 項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 81 条第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定により解雇された者
- 三 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑に処せられたもの
- 四 次条第 1 項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑に処せられたもの

第 17 条の 12 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定してい

ない場合

- 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俸を支給することが、職務に対する国立病院機構の社会的信頼を確保し、業績年俸に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による業績年俸の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俸の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俸の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

第17条の13 短時間勤務職員に基本年俸表を適用する場合の月例年俸額は、第17条の9の規定にかかわらず、同条の規定による月例年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第17条の14 新たに基本年俸表適用の短時間勤務職員となった者の業績年俸額は、第17条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定による業績年俸額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の適用を受けた職員の第17条の10第1項の規程を適用する場合においては、同項中「第17条の3第2項」とあるのは、「第17条の14第1項」と読み替えるものとする。

第3章 手当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(支給額)

第19条 扶養手当の月額は、第18条第2項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(申請)

第20条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長等に申請しなければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第18条第2項第2号又は第4

号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

2 前項の規定による申請は、扶養手当申請により行うものとする。

（確認及び決定）

第 21 条 理事長等は、第 20 条第 2 項に規定する申請があったときは、その申請に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 理事長等は、第 1 項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第 22 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 20 条第 1 項の規定による申請に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による申請が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 20 条第 1 項の規定による申請に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で第 20 条第 1 項の規定による申請に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による申請に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族た

る子、父母等で同項の規定による申請に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第23条 削除

第2節 住居手当

(住居手当)

第24条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第39条又は第41条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの

(支給額)

第25条 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前条第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(申請)

第26条 新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居手当申請により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長等に申請しなければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書

類は、申請後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第27条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、その者が第24条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定の基準)

第28条 第26条第1項の規定による申請に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

第29条 住居手当の支給は、職員が新たに第24条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第26条第1項の規定による申請がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当の支給を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第30条 削除

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通

機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用する最短の経路の長さによるものとする。）が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（国立病院機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

四 前３号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号。以下「労災保険法施行規則」という。）別表第一に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

（支給額）

第３２条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第１号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 前条第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員 ２，０００円

ロ 使用距離が片道５キロメートル以上１０キロメートル未満である職員 ４，２００円

ハ 使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員 ７，１００円

ニ 使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員 １０，０００円

ホ 使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員 １

2, 900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1
5, 800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1
8, 700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2
1, 600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2
4, 400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2
6, 200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2
8, 000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2
9, 800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

三 前条第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

2 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

3 前項の規定は、新たに基本給表又は基本年俸表（以下「基本給表等」という。）の適用を受ける職員となった者のうち、前条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用に係る事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前

項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の月額の算出について準用する。

4 第2項の規定は、次の各号のいずれにも該当する医師について準用することができる。

一 医師の数が医療法（昭和23年法律第205号）第21条第1項第1号に定める員数に対して7割以下の病院に勤務する医師、またはこれに準ずる場合として医師確保が困難な状況にある病院に勤務する医師

二 新幹線鉄道等による通勤にやむを得ない事情があると所属長（就業規則第5条の所属長をいう。以下同じ。）が認める医師

三 第2項の規定を準用するとした場合、同項本文に定める要件（事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に係る要件を除く。）を満たす医師

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第1項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（申請）

第33条 職員は、新たに第31条の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤手当申請により、その通勤の実情を速やかに理事長等に申請しなければならない。

2 職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、前項と同様とする。

一 事業場を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

第34条 理事長等は、職員から前条の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が第31条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（支給の始期及び終期）

第35条 通勤手当の支給は、職員に新たに第31条の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終

わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第33条の規定による申請が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 新たに基本給表等の適用を受ける職員となった者又は事業場を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する事業場への勤務を開始すべきこととされる日に第31条の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同条の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、同条の規定による支給の開始又は第32条の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月に支給する。
- 5 第31条の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給しない。
- 6 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に独立行政法人国立病院機構旅費規程（平成16年規程第18号）による宿泊費を含む旅費が支給されていない場合は、前項の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を事業場とみなして支給することができる。
- 7 第32条の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（返納）

第36条 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

第37条 削除

（支給単位期間）

第38条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

第4節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第39条 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項及び第41条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 前号と同様に算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(支給額)

第40条 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円

五	900キロメートル以上1, 100キロメートル未満	40, 000円
六	1, 100キロメートル以上1, 300キロメートル未満	46, 000円
七	1, 300キロメートル以上1, 500キロメートル未満	52, 000円
八	1, 500キロメートル以上2, 000キロメートル未満	58, 000円
九	2, 000キロメートル以上2, 500キロメートル未満	64, 000円
十	2, 500キロメートル以上	70, 000円

(権衡職員の範囲等)

第41条 給与法第6条の俸給表の適用を受ける者、検察官、行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、国立高度専門医療研究センター、地域医療機能推進機構又は国立健康危機管理研究機構その他理事長が定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて理事長が次に定める事情（以下「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学し、又は保育所等に在所する場合

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

三 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長が次に定める特別の事情（以下「理事長の定める特別の事情」という。）によ

り、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転（給与法適用職員等であった者から引き続き職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

四 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、第39条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は事業場の移転の直前の住居から当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は事業場の移転の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長等が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は事業場の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は事業場の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事業場に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する事業場における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 第2号から前号までの規定中「事業場を異にする異動又は在勤する事業場の移転に伴い」とあるのを「新たに基本給表等の適用を受ける職員となったこと」と、「異動又は事業場の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

七 その他第39条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるものとして理事長が定める職員

- 2 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当（給与法適用職員等が受ける第39条又は前項各号に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（申請）

第42条 新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。））を添付して、単身赴任手当申請により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長等に申請しなければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、申請後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第43条 理事長等は、職員から前条第1項の規定による申請があったときは、その申請に係る事実を確認し、その者が第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長等は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（支給の始期及び終期）

第44条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第39条又は第41条第1項各号の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第39条又は第41条第1項各号に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第42条第1項の規定による申請がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その申請を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第45条 削除

第5節 地域手当

(地域手当)

第46条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第13に定める地域手当支給区分表の支給事業場（以下この条において「支給事業場」という。）に在勤する職員に支給する。

2 地域手当の月額、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分（以下この条において「支給区分」という。）に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

- 一 1級地 100分の20
- 二 2級地 100分の16
- 三 3級地 100分の12
- 四 4級地 100分の8
- 五 5級地 100分の4

3 支給事業場の支給区分及び支給割合は、別表第13に定める地域手当支給区分表の支給区分及び支給割合とする。

4 支給割合が100分の16以上の事業場以外の事業場に在勤する医療職基本給表（一）又は基本年俸表（一）の適用を受ける職員には、第2項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

5 支給事業場に在勤する職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する事業場に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた事業場に係る支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事業場が支給事業場に該当しないこととなる時は、当該職員には、前項の規定により当該異動に係るこの項本文の規定による支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前4項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となる時は、当該異動の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する事業場を異にして異動した場合その他理事長の定める場合に

おける当該職員に対する地域手当の支給については、理事長の定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

6 給与法適用職員等であった者が、引き続き基本給表等の適用を受ける職員となり、支給割合が100分の20の支給事業場以外の事業場に在勤することとなった場合において、次の各号のいずれにも該当する職員で、基本給表等の適用を受けることとなった日（以下この項において「適用日」という。）前2年以内の給与法適用職員等として勤務していた期間（常時勤務を要する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において「対象期間」という。）を基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものに、地域手当を支給する。

一 人事交流等により基本給表等の適用を受ける職員となった者であること。

二 対象期間に人事院規則9-49（地域手当）第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年間以内の期間において、かつて基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き給与法適用職員等となったものにあっては、当該期間に支給事業場において勤務していた者）であること。

7 地域手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第5節の2 広域異動手当

（広域異動手当）

第46条の2 職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法（航空機を除く。）により算定した事業場間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業場の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業場との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業場の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業場との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業場間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業場への異動等が予定されている場合その他の

広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 人事交流等職員（給与法適用職員等であった者から引き続き基本給表等の適用を受ける職員となった者（人事交流等により職員となった者に限る。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は準異動職員（就業規則第83条第3号、第4号、第5号又は第7号の規定による休職から復職することその他異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあつた職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものに対する広域異動手当の支給は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 人事交流等職員が職員となつた日以前3年以内の期間（理事長が定める場合はその期間）を職員として勤務していたものとした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、同項の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当を支給する。

二 準異動職員の当該異動等に準ずるもの（以下この号及び次項において「準異動等」という。）があつた日の前日の勤務場所から準異動等の直後の勤務場所への準異動等を異動等とみなした場合に第1項の支給要件を具備することとなるときは、当該準異動等があつた日から3年を経過する日までの間、同項の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当を支給する。

4 前項の規定により、広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、広域異動手当（次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日から引き続くものに限る。）が支給されることとなる間の異動等により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものに対する広域異動手当については、第2項の規定を準用する。ただし、理事長が定める準異動職員については、別に理事長が定めるところによる。

一 人事交流等職員 職員となつた日

二 準異動職員 準異動等があつた日

5 第2項、前項又はこの項に規定する職員のうち、引き続き広域異動手当が支給されることとなる間の異動等によって第1項の規定により更に広域異動手当が支給される

こととなるものについては、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現に支給されることとされている広域異動手当（以下この項において「現給広域異動手当」という。）の支給割合を上回るとき又は現給広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該異動等の日以後は現給広域異動手当を支給せず、当該異動等に係る広域異動手当の支給割合が現給広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては現給広域異動手当が支給されることとなる期間は当該広域異動手当は支給せず、当該広域異動手当の支給割合が当該期間は支給しない広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当該広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては同日以後は当該期間の終了後も当該広域異動手当を支給しない。

- 6 前5項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前5項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前5項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

第6節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

第47条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において別表第14に定める寒冷地手当支給区分表に掲げる事業場に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

（支給額）

第48条 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	29,400円	16,200円	11,500円
2 級 地	26,000円	14,500円	9,800円
3 級 地	25,100円	14,300円	9,600円
4 級 地	19,800円	11,400円	8,200円
備考1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 一 扶養親族を有する者			

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

2 この条において「扶養親族」とは、第18条第2項に規定する扶養親族であつて、かつ、第20条の規定による届出がなされているものをいう。

3 新たに職員となった者に扶養親族があり、又は職員に第20条に掲げる事実が生じ、その申請が職員となった日又は基準日の後になされた場合で当該申請が職員となった日又は当該事実の生じた日から15日以内になされたときは、当該申請に係る扶養親族は、職員となった日又は当該事実の生じた日から扶養親族として取り扱うものとする。

2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 第74条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の基本給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

二 第81条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

三 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる職員 零

イ 就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

ロ 同規則第83条第7号の規定により休職にされている職員

ハ 同規則第83条の規定により休職にされている職員（イ及びロに掲げる職員を除く。）のうち、第74条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ニ 同規則第94条の規定により停職にされている職員

ホ 同規則第32条第1項ただし書の許可を受けている職員

ヘ 自己啓発等休業職員

ト 配偶者同行休業職員

チ 育児休業職員

リ 本邦外にある職員（ロ及びトに掲げる職員並びに第1項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を第4条第5項に規定する日割計算を準用して得た額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当

該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

三 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

四 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第74条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合

4 第1項の表に掲げる地域の区分は、別表第14のとおりとする。

第49条 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第7節 役職手当

(役職手当)

第53条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員、独立して職務を行うことのできる職員及びこれらに準ずる職員に対して支給する。

2 前項の職員は、別表第15に定める役職手当適用区分表（以下「役職手当適用区分表」という。）に掲げる職名を占める職員とする。

3 役職手当の月額は、役職手当適用区分表の区分に応じ同表に定める額とする。

4 役職手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職手当は支給しない。

5 役職手当の支給は、第4条の規定を準用する。

6 役職手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第8節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当)

第54条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 放射線取扱手当

- 二 夜間看護等手当
- 三 ヘリコプター搭乗救急医療手当
- 四 救急医療体制等確保手当
- 五 特殊業務手当

(放射線取扱手当)

第 5 5 条 放射線取扱手当は、職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は電離放射線障害防止規則（昭和 4 7 年労働省令第 4 1 号）第 3 条第 1 項に規定する管理区域内において同規則第 2 条第 3 項に掲げられた業務に従事し、1 月当たりの外部被ばく実効線量が 1 0 0 マイクロシーベルト以上であったことが同規則第 8 条第 3 項に定める測定（同項ただし書によるものを除く。）により認められた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、1 月につき 7, 0 0 0 円とする。
- 3 第 1 項に規定する測定に係る確認ができないため、放射線取扱手当を次の給与期間に支給できないときにおいては、放射線取扱手当にかかる 1 時間当たり給与等を算定する際に、第 9 条及び第 1 0 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が定める算定方法によることができる。ただし、第 9 条及び第 1 0 条第 2 項の規定により算定する場合よりも不利とすることはできない。

(夜間看護等手当)

第 5 6 条 夜間看護等手当は、深夜において行われる業務に従事した職員に支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の表に掲げる時間数（就業規則第 4 3 条第 2 項の規定により指定された勤務（同規則第 4 4 条第 1 項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜に係る時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職種の区分	時 間 数 の 区 分			
	7 時間	4 時間以上 7 時間未満	2 時間以上 4 時間未満	2 時間未満
医師又は歯科医師	9, 9 0 0 円	4, 8 0 0 円	4, 3 0 0 円	2, 9 0 0 円
助産師、看護師又は准看護師	8, 6 0 0 円	4, 2 0 0 円	3, 5 0 0 円	2, 4 0 0 円
その他の職種	6, 0 0 0 円	2, 9 0 0 円	2, 6 0 0 円	1, 8 0 0 円

(ヘリコプター搭乗救急医療手当)

第 5 7 条 ヘリコプター搭乗救急医療手当は、職員（基本年俸表（一）、同表（三）又は医療職基本給表の適用を受けるものに限る。）が、ヘリコプターに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ヘリコプターを用いた救急医療において、機内等で行う診療等の業務

- 二 ヘリコプターを用いた患者搬送において、機内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した回数1回につき、次の各号に定める額とする。
 - 一 基本年俸表（一）又は医療職基本給表（一）の適用を受ける職員 5, 0 0 0 円
 - 二 基本年俸表（三）又は医療職基本給表の適用を受ける職員（第1号に掲げる者を除く。） 3, 0 0 0 円
- 3 次の各号に該当する場合には、前項の手当の額に、当該額に当該各号に定める支給割合を乗じた額を加算するものとする。
 - 一 1回のヘリコプターへの搭乗時間が2時間を超える場合 1 0 0 分の1 0 0
 - 二 理事長が定める場合 理事長が定める割合

（救急医療体制等確保手当）

- 第57条の2 救急医療体制等確保手当は、医師、歯科医師又は助産師である職員が次項又は第6項に規定する業務に従事した場合（第5項及び第7項において準用する場合を含む。）に支給する。
- 2 次の各号に掲げる病院（理事長が定めるときはその一部）において、医師又は歯科医師である職員が、各病院の診療時間外（第4項各号に掲げる時間帯をいう。）に救急外来患者にかかる1時間以上の診療業務（宿日直勤務において実施することとされているものを除く。本条において同じ。）に従事した場合は、当該診療業務に従事した回数1回につき、次項に定める額を支給する。
 - 一 所在する地域において第3次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
 - 二 所在する地域において第2次救急医療を担当する病院として理事長が定めるもの
 - 三 前2号に準ずるものとして理事長が定めるもの
 - 3 前項の額は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる額とする。
 - 一 第2号及び第3号に掲げる場合以外の場合 6, 0 0 0 円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は3, 0 0 0 円）
 - 二 次の診療業務に従事した場合（次号に該当するものを除く。） 1 2, 0 0 0 円（診療業務に従事した時間が4時間未満の場合は6, 0 0 0 円）
 - イ 前項第1号に該当する病院において、第3次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - ロ 前項第2号に該当する病院において、第2次救急医療に応需するための業務として理事長が定めるもの
 - 三 前号イ又はロの診療業務に従事した時間（次項第2号に掲げる時間帯のものに限る。）が8時間以上の場合 1 8, 0 0 0 円
 - 4 第2項の診療業務に従事した回数は、次の各号に掲げる時間帯ごとに1回とする。
 - 一 休診日（祝日、年末年始の休日、土曜日若しくは日曜日に限る。）の午前8時30分から午後5時15分までの間又は休診日以外で理事長が定める時間帯
 - 二 午後5時15分（診療時間の終了時刻が午後5時15分より後の場合は当該時刻）から翌日午前8時30分（診療時間の開始時刻が午前8時30分より前の場合は当

該時刻)までの間

- 5 第62条の2第2項に規定する救急呼出(同条第3項に該当する場合及びこれに準ずるものを含む。)により、第2項に規定する診療業務に従事した場合は、前3項の規定を準用する。
- 6 医師が分娩業務(当該業務に際して行われる業務で理事長が定めるものを含む。)に従事した場合は、当該業務に従事した回数1回につき、10,000円を支給する。
- 7 前項の規定は、理事長が定める要件に該当する助産師について準用する。

(特殊業務手当)

- 第57条の3 特殊業務手当は、別表第15の2に定める特殊業務手当支給区分表(以下「特殊業務手当支給区分表」という。)の種別欄に掲げる職員に対して支給する。
- 2 前項の手当の額は、1月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。
 - 3 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。
 - 4 特殊業務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

第9節 附加職務手当

(附加職務手当)

- 第58条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務以外の所属長の命令により特に附加された職務のうち、地方公共団体等の要請等による診療援助の業務等理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

第10節 超過勤務手当等

(超過勤務手当)

- 第59条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、超過勤務手当を支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、第6項を除き適用しない。
- 2 超過勤務手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務(第3号及び第4号に該当する場合を除く。) 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務(第3号及び第4号に該当する場合を除く。) 100分の135
 - 三 第4項に規定する勤務(次号に該当する場合を除く。)
 - イ 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務

した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125

ロ 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

四 第5項に規定する勤務 100分の150

- 3 前項各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額を前項の額に加えて支給する。
- 4 第2項第3号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。）第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 5 第2項第4号に規定する勤務は、正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。ただし、就業規則第47条の2に規定する代替休暇を取得したときは、当該代替休暇に代えられた部分を除くものとする。
- 6 役職手当の支給を受ける職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、第3項に該当する勤務に限り、第4項及び第5項を除き本条を準用する。

（休日給）

第60条 就業規則第45条に規定する祝日法による祝日（同規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該祝日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該祝日に代わる代休日。以下「祝日法による祝日等」という。）、同規則第45条に規定する年末年始の休日（同規則第46条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長が定める日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、役職手当の支給を受ける職員には、適用しない。

（夜勤手当）

第61条 正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第11節 宿日直等手当

第61条の2 宿日直等手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 宿日直手当
- 二 救急呼出等待機手当

(宿日直手当)

第62条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる宿日直勤務の区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。ただし、宿日直勤務の時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 医師の宿日直勤務 20,000円
- 二 医師以外の宿日直勤務 5,900円

2 前項の勤務は、第59条から第61条までの勤務には含まれないものとする。

(救急呼出等待機手当)

第62条の2 理事長が定める要件に該当する病院において、救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(次の各号に掲げる職員に限る。以下本条において同じ。)及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第100条第2項に規定する外泊(以下「外泊」という。)に同行した職員には、その待機1回(外泊に同行した場合にあっては、1泊)につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を救急呼出等待機手当として支給する。ただし、待機を行った時間(救急呼出により勤務した時間を含む。)が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- 一 基本年俸表(一)又は医療職基本給表(一)の適用を受ける職員 5,000円
- 二 基本年俸表(三)又は医療職基本給表の適用を受ける職員(第1号に掲げる者を除く。) 2,000円
- 三 前2号のほか救急呼出に備えて自宅等において待機を行った職員(理事長が定めるものに限る。)及び外泊に同行した職員 2,000円

2 前項の救急呼出とは、正規の勤務時間以外の時間(祝日法による祝日等又は年末年始の休日等を含む。)において、救急医療等の業務(理事長が定めるものに限る。)の必要が生じた場合に当該業務に従事することについて時間帯を指定した予告を受けた職員が当該業務に従事することをいう。

3 時間帯を指定した予告を受けず、理事長が定める救急呼出に準ずる業務に従事した場合は、当該従事した時間を第1項の待機を行った時間とみなして、同項を適用する。

第12節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第63条 役職職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 役職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第42条の規定に基づく休日又は祝日法による祝日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合(次号による勤務及び深夜に勤務した場合を除く。)
- 一の二 役職手当の支給を受ける職員(基本年俸表(一)、同表(三)又は医療職基本

給表の適用を受けるものに限る。)が、前条第1項の要件に該当する病院において、次に定める勤務を行った場合(深夜に勤務した場合を除く。)

イ 宿日直勤務を行っている際に、診療等の業務(宿日直勤務において実施することとされているものを除く。)を行った場合

ロ 前条による救急呼出により勤務した場合

ハ イ又はロに準ずるものとして理事長が定める勤務を行った場合

二 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合

三 前号に準じる場合であると理事長が認めた場合

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号及び第1号の2の場合 前項第1号及び第1号の2の規定による勤務1回につき、次の表の区分に応じた、当該区分の支給額

イ 基本年俸表(一)の適用を受ける職員

区 分		支給額(6時間を超える勤務の場合)
役職手当 の種別	一種	15,500円(23,250円)
	二種	14,000円(21,000円)
	三種	12,500円(18,750円)

ロ イ以外の職員

区 分		支給額(6時間を超える勤務の場合)
役職手当 の種別	一種	12,000円(18,000円)
	二種	10,000円(15,000円)
	三種	8,500円(12,750円)
	四種	7,000円(10,500円)
	五種	6,000円(9,000円)

二 前項第2号及び第3号の場合 前項の手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高号俸の基本給月額又は月例給額に100分の10を乗じて得た額を最高限度として理事長の承認を得て定めた額

3 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には役職職員特別勤務手当は支給しない。

4 第1項第2号又は第3号の規定による役職職員特別勤務手当の支給は、第4条の規定を準用する。

5 第1項第2号又は第3号の規定により役職職員特別勤務手当を受ける職員が勤務する事業場の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職職員特別勤務手当を減額する場合がある。

第12節の2 派遣手当

(派遣手当)

第63条の2 緊急の必要等のため、在勤する事業場を離れた遠隔地等に派遣され、診療その他の業務に従事する職員には、その業務に応じて派遣手当を支給する。

2 派遣手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 医師等派遣手当
- 二 国際緊急援助手当

(医師等派遣手当)

第63条の3 医師等派遣手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

- 一 医師である職員が、在勤する病院から、次項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、診療等の業務に従事したとき
- 二 助産師又は看護師である職員が、在勤する病院から、第3項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、助産業務又は看護業務に従事したとき
- 三 前2号以外の医療職基本給表の適用を受ける職員であつて、第4項に掲げる要件に該当する病院に派遣され、当該基本給表の適用となる職員の業務に従事したとき

2 前項第1号の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当該病院の医師の数が、医療法第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合
- 二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合
- 三 前2号に該当せず、かつ、当該病院の医師の確保又は診療機能の確保を図るために医師を派遣することについて、当該病院と派遣される職員が在勤する病院の院長間の合意書がある場合（理事長が定めるものに限る。）

3 第1項第2号の要件は、当該病院の助産師又は看護師の確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。

4 第1項第3号の要件は、当該病院の医療職基本給表の適用を受ける職員（第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）の確保が極めて困難であると理事長が認める場合とする。

5 第1項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第2項第1号又は第2号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 20,000円
- 二 第2項第3号に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 10,000円
- 三 第3項及び前項に掲げる要件に該当する病院に派遣された場合 4,000円

6 前5項の規定にかかわらず、理事長が別に定める場合において、理事長が別に定める職員に、理事長が別に定める額を支給することができる。

(国際緊急援助手当)

第63条の4 国際緊急援助手当は、職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「国際緊急援助隊法」という。）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一 国際緊急援助隊法第2条に規定する国際緊急援助活動（次号に掲げる業務を除く。）

二 国際緊急援助隊法第2条第3号に掲げる活動として行う調査又は助言（災害の現場において行う業務を除く。）

三 国際緊急援助隊法第3条第3項において準用する同条第2項第2号に掲げる輸送

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額（同項第1号又は第2号の業務のうち、心身に著しい負担を与えると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、当該各号に定める額にその100分の50（現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると理事長が認める場合にあっては、100分の100）に相当する額を超えない範囲内において理事長が定める額を加算した額）とする。

一 前項第1号の業務 4,000円

二 前項第2号の業務 3,000円

三 前項第3号の業務 1,400円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当を、同項第1号の業務及び同項第3号の業務に従事した場合にあっては同項第3号の業務に係る手当を支給しない。

第12節の3 支援団体業務手当

(支援団体業務手当)

第63条の5 支援団体業務手当は、職員が医療法第6条の11第3項の規定に基づき、次に掲げる業務（所属長が認める場合に限る。）に従事したときに支給する。

一 医療法第6条の11第1項の規定に基づく医療事故調査のための委員会への委員としての参画

二 前号に掲げる業務以外の支援業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号の業務 20,000円

二 前項第2号の業務 10,000円

3 同一の日において、第1項第1号の業務及び同項第2号の業務に従事した場合にあっては同項第2号の業務に係る手当は支給しない。

第 13 節 業績手当

(業績手当)

第 64 条 業績手当は、国立病院機構及び職員の業績に応じて支給する。

2 業績手当は、次の各号に掲げるものの合計とする。ただし、第 1 号及び第 2 号の規定は、基本年俸表適用職員には適用しない。

- 一 基礎的支給部分
- 二 業績反映部分
- 三 年度末賞与

(基礎的支給部分)

第 65 条 基礎的支給部分は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 68 条まで、第 76 条及び第 76 条の 2 においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前 6 箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第 6 条第 5 項に定める支給日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第 74 条第 7 項ただし書の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

- 一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前 6 箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者
- 二 業績手当（年度末賞与を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
- 三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）
 - イ 給与法の適用を受ける職員
 - ロ 検察官
 - ハ 特別職に属する国家公務員
 - ニ 公庫・公団等職員
 - ホ 地方公務員
 - ヘ 行政執行法人職員

2 基礎的支給部分の額は、基礎的支給部分算定基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5

を乗じて得た額（役職手当の支給を受けている職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の基礎的支給部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職基本給表の適用を受ける職員でその職務が係長以上であるもの並びに同表以外の各基本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮してこれに相当する職員として当該各基本給表につき理事長の定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に理事長の定める職名の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の基礎的支給部分算定基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第66条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る基礎的支給部分（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた基礎的支給部分）は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された者

三 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分を受けた者

（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑に処せられたもの

第67条 理事長等は、支給日に基礎的支給部分を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該基礎的支給部分の支給を一時差し止めることができる。

一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し基礎的支給部分を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保し、基礎的支給部分に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長等は、前項の規定による基礎的支給部分の支給を一時差し止める処分（以下本条において「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基礎的支給部分の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、基礎的支給部分の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長等は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（業績反映部分）

第68条 業績反映部分は、基準日にそれぞれ在職する職員（休職にされている者（第

74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者を除く。）に対し、基準日以前の直近の期間（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間とする。）の業績及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第5項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

一 その退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち基準日前6箇月の間に勤務の実績がない者のいずれかに該当する職員であった者

二 業績手当（年度末賞与及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）に相当する給与の支給において、本給与規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該法人の職員としての在職期間に通算することについて、国立病院機構と協定を締結している法人の職員となった者（ただし、国立病院機構と当該法人との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

三 その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者及び業績反映部分に相当する手当が支給されない国家公務員を除く。）となった者（ただし、前号に該当する者及び国立病院機構とそれぞれその者を雇用する国その他との相互了解の下に行われる人事交流によらないものを除く。）

イ 給与法の適用を受ける職員

ロ 検察官

ハ 特別職に属する国家公務員

ニ 公庫・公団等職員

ホ 地方公務員

ヘ 行政執行法人職員

2 業績反映部分の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める業績反映部分の額の、その者が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えない範囲内で理事長が前年度の各事業場の業績に応じて定める事業場ごとの総額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける職員（第3号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない職員（第4号に掲げる者を除く。）当該職員の業績反映部分算定基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において

受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

三 前項の職員のうち役職手当の支給を受ける再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

四 前項の職員のうち役職手当の支給を受けない再雇用職員 当該職員の業績反映部分算定基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3 前項の業績反映部分算定基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 各職員の業績反映部分の額は、当該職員の業績反映部分算定基礎額に第2項各号に掲げる職員の区分ごとに理事長が定める割合を乗じた額を超えることができない。

5 第65条第5項の規定は、第2項の業績反映部分算定基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第68条第3項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による業績反映部分の支給について準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」とあるのは「第68条第1項」と読み替えるものとする。

(年度末賞与)

第69条 年度末賞与は、理事長が定める基準に基づく当該年度の医業収支が特に良好な病院に、3月1日（以下この条、第76条及び第76条の2において「基準日」という。）に在職する職員（休職にされている者（第74条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、専従休職者、自己啓発等休業職員、配偶者同行休業職員及び育児休業職員のうち当該年度の4月1日から基準日までの間に勤務（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間を含む。）の実績がない者を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、第6条第6項に定める支給日に支給する。この基準日前2箇月以内に当該病院から昇任、降任又は転任し、当該病院以外の事業場に引き続き基準日まで在職する職員及び当該病院に基準日に併任されている職員（当該病院における勤務時間が1週間あたり30時間以上の者（前段の規定により年度末賞与を支給される職員を除く。）に限る。）についても、同様とする。

2 年度末賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該病院の当該年度の医業収支の状況により定めた病院ごとの総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る年度末賞与は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分

を受けた職員

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員

三 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 拘禁刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

4 第1項から前項までに規定する年度末賞与は、国立病院機構の運営において特に考慮すべき事情があるときは、理事長が定めるところにより、支給しない場合がある。

第14節 医師手当

（医師手当）

第70条 医師及び歯科医師に医師手当を支給する。

2 医師手当は、定額部分と加算部分との合計額とする。

3 医師手当の支給は、第4条の規定を準用する。

（定額部分）

第71条 定額部分は、次に掲げる職務を占める職員に支給する。

一 医療職基本給表（一）又は基本年俸表（一）の適用を受ける職務

二 医療職基本給表（一）以外の基本給表の適用を受け、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職務（医師法（昭和23年法律第201号。以下「医師法」という。）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者の占める職に限る。）

2 定額部分は、次に掲げる支給種別に区分して支給する。支給種別の区分は、別表第16に定める医師手当（定額部分）支給種別区分表による。

一 一種から五種 前項第1号に該当する職務

二 六種 前項第2号に該当する職務

3 定額部分の額は、医師免許又は歯科医師免許を取得した年度を1年度とし、その後年度を迎えるごとに1を加算した年度数に応じ、前項の区分による別表第17に定める医師手当（定額部分）月額表の額を月額とし、その額を当該年度の間に支給する。

4 削除

- 5 医師の欠員の補充を促進するために、第2項の事業場ごとに定められている支給種別を変更する必要がある場合には、理事長の定める基準により支給種別の変更をすることができる。

(加算部分)

第72条 加算部分は、次に掲げる資格を有する職員に、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
 - 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師である臨床研修指導医
 - 三 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医
 - 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請において身体に障害のある者の診断をする医師
 - 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条に規定する精神保健指定医
- 2 加算部分の額は、職員の有する前項の資格の数に5,000円を乗じた額とする。ただし、その額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 3 加算部分は、第1項の規定によるもののほか独立行政法人国立病院機構専修医運営要領（平成18年要領第6号）第6条第2項に定める専修修了認定を受けた職員について支給する。この場合には、前項の規定による額に5,000円を加算する。
- 4 加算部分は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項の資格の状況を確認し、第1項の資格を有する場合には、前項の額を月額として支給する。事業場の職員となった後に第1項の資格を有した場合は、その資格を有したときから前項の額を月額として支給する。

第14節の2 診療看護師手当

(診療看護師手当)

第72条の2 診療看護師手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であつて、理事長が認める指定研修機関を修了し、同項第1号に規定する特定行為を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師（以下「看護師長等」という。）
 - 二 理事長が指定した病院の統括診療部又は診療部で勤務する看護師長等
- 2 前項の手当の額は、60,000円とする。

- 3 診療看護師手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 4 診療看護師手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には診療看護師手当は支給しない。

第15節 専門看護手当

(専門看護手当)

第72条の3 専門看護手当は、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として認定されている者
 - 二 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる看護師長等である者
- 2 前項の手当の額は、専門看護師については5,000円、認定看護師については3,000円とする。
 - 3 専門看護手当は、事業場毎にその額を決定するものとし、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
 - 4 専門看護手当の支給は、第4条の規定を準用する。
 - 5 専門看護手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には専門看護手当は支給しない。

第15節の2 医療専門資格手当

(医療専門資格手当)

第72条の4 医療専門資格手当は、医療職基本給表（二）の適用を受ける職員であって、次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 以下のいずれかの資格を有する者であること
 - イ 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師
 - ロ 日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定する放射線治療専門放射線技師
 - ハ 認定臨床微生物検査技師制度協議会が認定する認定臨床微生物検査技師
- 二 前号の資格が直接役立つと認められる以下の業務に従事している者であること
 - イ 前号イの資格として認定されている分野の薬剤業務を行っている薬剤部長、薬剤科長、副薬剤部長、副薬剤科長、主任薬剤師又は薬剤師である者
 - ロ 前号ロの資格として認定されている分野の診療放射線業務を行っている診療放射線技師長、副診療放射線技師長、主任診療放射線技師又は診療放射線技師である者
 - ハ 前号ハの資格として認定されている分野の臨床検査業務を行っている臨床検査技師長、副臨床検査技師長、主任臨床検査技師又は臨床検査技師である者

- 2 前項の手当の額は、3,000円とする。
- 3 医療専門資格手当は、職員が当該事業場の職員となったときに第1項に該当するか確認し、第1項に該当する場合には、前項の額を月額として支給する。
- 4 医療専門資格手当の支給は、第4条の規定を準用する。
- 5 医療専門資格手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には医療専門資格手当は支給しない。

第4章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第72条の5 第18条から第30条まで、第46条第4項から第6項まで、第47条、第48条及び第70条から第72条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(再雇用短時間勤務職員の給与)

第72条の6 第69条の規定は、1週間当たりの正規の勤務時間が30時間に満たない再雇用短時間勤務職員には適用しない。

- 2 再雇用短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 3 再雇用短時間勤務職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じた額とする。
- 4 再雇用短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第57条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 再雇用短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、就業規則第36条第1項本文に規定する1日についての勤務時間（以下「常勤職員の正規の勤務時間」という。）に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 6 再雇用短時間勤務職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 7 再雇用短時間勤務職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。

(短時間勤務職員の給与)

第72条の7 第18条から第30条まで、第39条から第45条まで、第47条及び第48条の規定は、短時間勤務職員には適用しない。

- 2 短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員

については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。

- 3 短時間勤務職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 4 短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は第57条の3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 短時間勤務職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 6 短時間勤務職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 7 短時間勤務職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第5項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
- 8 短時間勤務職員の医師手当の定額部分の額は、第71条第3項の規定にかかわらず、同項による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第73条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条に規定する休日、祝日法による休日等及び年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第74条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第83条第1号の規定に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸に理事長が別に定める割合を乗じて得た額（以下「業績年俸定額」という。）のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第83条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の80を支給す

る。

- 4 職員が就業規則第83条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
- 5 職員が就業規則第83条第3号から第6号までの規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額のそれぞれ100分の70以内を支給する。ただし、就業規則第83条第6号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは給与を支給しない。
- 6 就業規則第83条の規定により休職にされた職員（次条に該当する職員を除く。）には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第65条第1項又は第17条の10第8項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第6条第5項に定める支給日に、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額を支給する。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額の支給については、第66条及び第67条又は第17条の11及び第17条の12の規定を準用する。この場合において、第66条中「前条第1項」及び第17条の11中「前条第8項」とあるのは、「第74条第7項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の算出における在職期間は、その休職期間の2分の1の期間を除算した期間とする。ただし、就業規則第83条第3号及び第4号の規定による休職から復職した最初の基準日における業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額の在職期間は、その休職期間を除算しないものとする。なお、国以外の者から当該期間に係る業績手当（基礎的支給部分に限る。）及び業績年俸定額に相当する給与が支給される場合には当該休職の期間は除算する。
- 10 第2項から第5項までの規定による基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当及び住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（国際機関等への派遣休職職員の給与）

第75条 就業規則第83条第7号の規定により休職にされた職員（以下「派遣休職職員」という。）には、理事長の定めるところにより、その従事する業務に対して報酬が支給されないとき、又は当該業務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その休職の期間中、基本給又は月例年俸、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸定額（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の100以内で理事長が決定した

額を支給することができる。

- 2 派遣休職職員が業務に従事する機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、派遣休職職員には給与を支給しない。
- 3 派遣休職職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（育児休業者の給与）

第76条 就業規則第66条の規定により育児休業をしている職員には、育児休業期間中、給与を支給しない。

- 2 第65条、第68条及び第69条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間（第69条にあっては、当該年度の4月1日から基準日までの期間）において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当又は業績年俸を支給する。
- 3 前項において相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。
 - 一 就業規則第66条の規定により育児休業をしていた期間の2分の1の期間
 - 二 停職者及び専従休職者として在職した期間
 - 三 休職にされていた期間（公庫・公団等の職員及び地方公務員として在職した期間を除く。）
- 4 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をしていた期間の100分の100に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、第78条の規定により基本給月額又は月例年俸を調整することができる。

（育児短時間休業職員の給与）

第76条の2 就業規則第66条の2の規定により育児短時間休業をしている職員（以下「育児短時間休業職員」という。）の基本給月額は、第12条から第16条までの規定にかかわらず、第12条から第16条までの規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 基本年俸表適用職員である育児短時間休業職員の月例給額は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を支給する。
- 3 育児短時間休業職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員については、第32条第1項第2号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の2分の1の額とする。
- 4 育児短時間休業職員の役職手当の額は、第53条の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間休業職員の特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）の額は、第57条の

3の規定にかかわらず、同条の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。

- 6 育児短時間休業職員の超過勤務手当の額は、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間内である場合は、第59条第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額とする。
- 7 育児短時間休業職員における第59条第2項第3号に規定する勤務は、前項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が労働基準法第36条第3項の限度時間を超えることとなる勤務とする。
- 8 育児短時間休業職員における第59条第2項第4号に規定する勤務は第6項の規定にかかわらず、常勤職員の正規の勤務時間に相当する時間を超えて勤務した時間の合計が一の給与期間について60時間を超えることとなる勤務とする。
- 9 育児短時間休業職員の医師手当の定額部分の額は、第71条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による額に短時間勤務調整数を乗じて得た額とする。
- 10 育児短時間休業職員の業績手当に係る基礎的支給部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 11 育児短時間休業職員の業績手当に係る業績反映部分算定基礎額は、第1項の規定にかかわらず、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき第12条から第16条までの規定による基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 12 育児短時間休業職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は理事長が定める。

（育児時間の期間における給与の取扱い）

- 第77条 就業規則第67条の規定により育児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。
- 2 取得した育児時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（復職時調整）

- 第78条 就業規則第83条の規定により休職にされ、若しくは同規則第32条第1項ただし書の規定により専従許可を受けていた職員が復職し、同規則第66条、第68条、第68条の2の2若しくは第68条の3の規定により休業をした職員が復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、休業又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を次の表に定めるところにより

換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休 職 等 の 期 間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職（休暇）、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明休職、研究・共同研究等、研究成果活用企業の役員等従事の休職、国際機関・外国政府の機関等の業務従事の休職の期間及び介護休業の期間	3 分の 3 以下
専従許可の有効期間	3 分の 2 以下
結核性疾患による休職（休暇）	2 分の 1 以下
非結核性疾患による休職（休暇）及び行方不明者（業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。）の期間	3 分の 1 以下
刑事事件による休職の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3 分の 3 以下
育児休業をした期間	1 0 0 分の 1 0 0 以下
自己啓発等休業の期間（大学等における修学（当該職員の職務に特に有用であると認められるものに限る。）及び国際貢献活動のための休業の期間）	1 0 0 分の 1 0 0 以下
（上記以外の大学等における修学のための休業の期間）	1 0 0 分の 5 0 以下
配偶者同行休業の期間	1 0 0 分の 5 0 以下

2 次の各号のいずれかに該当して休職にされた職員又は休業をした職員が復帰した場合において、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、理事長等はその者の号俸を調整することができる。

一 学校、研究所、病院その他理事長が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務に従事する場合（次号及び第3号に該当する場合を除く。）

二 国、国立大学法人及び通則法第2条に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人等」という。）以外の者が独立行政法人等と共同して、又は独立行政法人等の委託を受けて行う科学技術に関する研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設において従事する場合

合（次号に該当する場合を除く。）

三 研究成果活用企業の役員（会計参与及び監査役を除く。）、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の地位を兼ねる場合（独立行政法人国立病院機構職員兼業規程（平成27年規程第6号）に基づく許可を受けている場合に限る。）で、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、かつ、国立病院機構の職務に従事することができない場合

四 日本国が加盟している国際機関、外国政府の機関及びこれに準ずる機関からの要請に応じ、当該機関の業務に従事する場合

五 育児休業を申し出た場合

六 自己啓発等休業の承認を受けた場合

七 配偶者同行休業の承認を受けた場合

（介護休業期間における給与の取扱い）

第79条 職員が就業規則第68条に規定する介護休業をした場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 介護休業期間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（介護時間の期間における給与の取扱い）

第79条の2 就業規則第68条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 取得した介護時間は、業績手当（基礎的支給部分に限る。）又は業績年俸の在職期間から除算しない。

（専従許可における給与の取扱い）

第80条 職員が就業規則第32条第1項ただし書の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 専従許可を受けて業務に従事しなかった期間は、業績手当又は業績年俸の在職期間から除算する。

（自己啓発等休業における給与の取扱い）

第80条の2 職員が就業規則第68条の2の規定に基づき、自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(配偶者同行休業における給与の取扱い)

第80条の3 職員が就業規則第68条の3の規定に基づき、配偶者同行休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員の業績手当又は業績年俸の在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

(基本給の半減)

第81条 第73条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。

2 前項の基本給及び月例給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。

一 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の職員に感染のおそれが高いと認められるもの

二 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの

3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等（次の各号に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の就業規則第42条に規定する休日、祝日法による祝日等、年末年始の休日等その他の勤務しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の独立行政法人国立病院機構職員勤務時間等規程（平成16年規程第19号）第27条第2号に規定する「病気休暇を使用した日等」を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 独立行政法人国立病院機構安全衛生管理規程（平成16年規程第28号。以下「安全衛生管理規程」という。）第25条第2項の規定により安全衛生管理規程別表第5に規定する生活規制の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規制の面Bへの指導区分の変更を受け、同条第3項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項について同じ。）につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている

場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後に引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の理事長の定める期間の前後の勤務しない期間は引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき基本給又は月例給及び寒冷地手当の半額が減ぜられる場合における基本給又は月例給及び寒冷地手当は、当該給与期間の現日数から就業規則第42条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第5章 規程の実施

(規程の実施)

第82条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(基本給の切替及び経過措置)

第2条 平成16年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に給与法を適用されていた職員が引き続き国立病院機構の職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた給与法の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた給与法の号俸又は俸給月額に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項により定められた切替日の基本給月額が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の給与法の俸給月額を切替日における基本給月額として平成16年9月30日までの間支給する。

4 平成16年10月1日における昇給は、第15条にかかわらず、同年4月1日から同年9月30日までの期間において、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、第15条第4項及び第5項に規定する場合を除き、切替日の号俸を基礎に、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。当該昇給期間において勤務した日数が当該昇給期間の6分の2以下の場合には、当該

日数を次の昇給期間に繰り越すことができる。当該昇給後の号俸に対応する基本給月額（昇給のなかった職員にあっては、切替日の号俸に対応する基本給月額）が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額を平成16年10月1日における基本給月額として平成17年9月30日までの間支給する。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
4／6超	2号俸
2／6を超え4／6以下	1号俸

- 5 平成17年10月1日、平成18年10月1日及び平成19年1月1日における昇給について、第15条及び前各項を適用した場合のそれぞれの日の昇給後の号俸に対応する基本給月額（昇給のなかった職員にあっては、切替日の号俸に対応する基本給月額）が、切替日前日の給与法の俸給月額以上でない場合は、切替日前日の俸給月額をそれぞれの日の基本給月額とし、それぞれの日に対応する次の昇給の時期までの間支給する。
- 6 切替日から平成17年3月31日までの間に、本給与規程を準用することとなった院長については、第63条第2項第1号の表に「院長 | 18,000円（27,000円）」と支給額が定められているものとし、別表第7級別標準職務表イ医療職基本給表（一）級別標準職務表中「副院長」とあるのは「院長、副院長」と、別表第15役職手当適用区分表中「副院長」とあるのは「院長 副院長」と読み替えて本給与規程を準用するものとする。
- 7 育児短時間勤務職員については、前2項にかかわらず、第76条の2第1項の規定による基本給月額が、切替日前日の給与法の俸給月額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以上でない場合は、その額を次の昇給の時期までの基本給月額として支給する。

（その他の経過措置）

第3条 基本給の調整額、調整手当及び医師手当に関する経過措置等必要な経過措置については、理事長が別に定める。

（勤務延長医師の基本給等の特例）

第4条 就業規則第77条第4項又は第6項に基づき、定年退職日（同規則第77条第1項の定年退職日をいう。以下同じ。）の翌日以降勤務する職員（定年退職日に次の各号に掲げる病院に在職していた医師に限る。）の基本給又は年俸は、当分の間、第11条から第14条及び第17条の2から第17条の5の規定にかかわらず、定年退職日における号俸（年俸においては、職務の級及び号俸）による基本給月額又は基本年俸額とすることができる。

- 一 当該病院の医師の数が、医療法第21条第1項第1号の規定により有しなければならない医師の数に理事長が定める割合を乗じた数以下である場合

二 医師の数が前号に準ずる状況にあるなど、当該病院の医師確保が極めて困難であると理事長が認める場合

- 2 就業規則第77条第4項又は第6項に基づき、定年退職日の翌日以降勤務する職員（定年退職日に前項各号に掲げる病院に在職していた医師に限る。）のうち、定年退職日に独立行政法人国立病院機構院長給与規程（平成16年規程第23号。以下「院長給与規程」という。）の適用を受けていたものの年俸については、当分の間、第11条から第14条、第17条の2から第17条の5及び前項の規定にかかわらず、院長給与規程の院長基本年俸表を適用することができる。

（昇給等の特例）

- 第5条 第15条及び第17条の6の規定は、前条により基本給月額又は基本年俸額を決定された職員（以下「特例勤務延長医師」という。）には適用しない。
- 2 前条により、基本年俸額を決定された職員の第17条の10の適用については、定年退職日の翌日（就業規則第77条第6項により期限を延長した場合は、延長前の期限が到来する日の翌日）に第17条の3第2項の規定により基本年俸額が決定されたものとみなす。
- 3 前項の規定は、前条第2項（同項を準用する場合を含む。）が適用された職員について準用する。
- 4 第18条から第23条、第53条から第57条、第57条の3、第63条の4及び第70条から第72条の規定は、前条第2項（同項を準用する場合を含む。）が適用された職員には適用しない。

（医師確保特別手当）

- 第6条 特例勤務延長医師のうち、定年退職日等に第53条第2項に定める職員であったものに対して、定年退職日等の翌日以降、医師確保特別手当を支給する。
- 2 医師確保特別手当の額は、定年退職日等における役職手当の支給額とする。
- 3 第53条第4項から第6項の規定は、医師確保特別手当について準用する。

第7条 医師確保特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項、第46条及び第46条の2の適用については、「役職手当」とあるのは、「医師確保特別手当」と読み替えるものとする。

- 2 医師確保特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「基本給月額又は月例給額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、」とあるのは、「月例給額及び医師確保特別手当の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、医師確保特別手当の月額、特殊勤務手当（放射線取扱手当及び特殊業務手当に限る。）の月額、」と読み替えるものとする。

（その他必要な事項）

第8条 附則第4条から前条までに定めるほか、特例勤務延長医師の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

(職員の給与の額にかかる特例)

第15条 平成30年3月31日までの間、職員（次表の左欄に掲げる基本給表又は基本年俸表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次表の右欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額からそれぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 基本給月額又は月例年俸額（以下この条において「基本給月額等」という。） 当該特定職員の基本給月額等（当該特定職員が第81条第1項の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本給月額等。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の基本給月額等に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の基本給月額等からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、第3項及び第4項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の基本給月額等から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の基本給月額等（以下この項及び第3項において、「基本給月額等減額基礎額」という。）

二 地域手当 当該特定職員の基本給月額等に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 広域異動手当 当該特定職員の基本給月額等に対する広域異動手当の月額に10

0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては基本給月額等減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

四 役職手当 役職手当の月額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額

五 業績手当（基礎的支給部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 6 5 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第 2 項本文に規定する割合を乗じて得た額に当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額等減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第 5 項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同条第 2 項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される基礎的支給部分に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

六 業績手当（業績反映部分） それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第 6 8 条第 5 項において準用する第 6 5 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）。第 4 項において「業績反映部分減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される業績反映部分に係る第 6 8 条第 2 項本文に規定する割合を乗じて得た額に 1 0 0 分の 1. 5 を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額等減額基礎額並びに地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第 5 項において準用する第 6 5 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同項に規定する 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長の定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基本給月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第 4 項において「業績反映部分減額基礎額」という。）に当該特定職員に支給される業績反映部分

に係る第68条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額)

七 業績年俸 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受ける業績年俸（扶養手当並びに扶養手当に対する地域手当に係る加算を除く。）並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、100分の1.5を乗じて得た額

八 年度末賞与 第69条第2項の規定により算出した額に100分の1.5を乗じて得た額

九 第74条第2項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 次に掲げる規定が適用される場合の区分に応じ当該各号に定める額

イ 第74条第2項又は第3項 第1号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ロ 第74条第4項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 第74条第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第74条第7項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第5号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

基本給表	職務の級
医療職基本給表（二）	5級
事務職基本給表	5級
教育職基本給表	3級
研究職基本給表	3級
基本年俸表（二）	1級
基本年俸表（三）	1級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の規定による給与の額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

3 前2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の第59条から第61条まで、第73条、第77条、第79条及び第79条の2に規定する勤務1時間当たりの給与額は第9条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、基本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じ、その額を当該年度の所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、基本給月額等減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に12を乗じその額を当該年度の所定勤務

時間数で除して得た額) に相当する額を減じた額とする。

- 4 第1項の規定が適用される間、第68条第2項第1号及び第2号に定める額はこれらの号の規定にかかわらず、これらの号の規定により算出した額からこれらの号に掲げる職員で第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの業績反映部分減額対象額に100分の1.2(役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の1.5)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、業績反映部分減額基礎額に100分の80(役職手当の支給を受けている職員にあっては100分の100)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(給与が減ぜられて支給される育児短時間休業職員等に関する読替え)

- 第16条 育児短時間休業職員に対する前条第1項第1号、第5号及び第6号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第15条第1項第1号	における号俸の基本給月額等 (	における号俸の基本給月額等に 短時間勤務調整数を乗じて得た 額 (
	当該最低の号俸の基本給月額 等	当該額
	を減じた額 (	に短時間勤務調整数を乗じて得 た額を減じた額 (
附則第15条第1項第5号及び第6号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数 で除して得た額
	基本給月額等減額基礎額	基本給月額等減額基礎額を短時 間勤務調整数で除して得た額
附則第15条第1項第7号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で 除して得た額

- 2 短時間勤務職員に対する前条第1項第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条項	読み替え前	読み替え後
附則第15条第1項第1号	における号俸の基本給月額等 (	における号俸の基本給月額等に 短時間勤務調整数を乗じて得た 額 (
	当該最低の号俸の基本給月額	当該額

	等	
	を減じた額（	に短時間勤務調整数を乗じて得た額を減じた額（
附則第 15 条第 1 項第 5 号及び第 6 号	基本給月額	基本給月額を短時間勤務調整数で除して得た額
	基本給月額等減額基礎額	基本給月額等減額基礎額を短時間勤務調整数で除して得た額
附則第 15 条第 1 項第 7 号	業績年俸	業績年俸を短時間勤務調整数で除して得た額

3 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 77 条第 1 項の適用については、同項中「第 9 条」とあるのは、「附則第 15 条第 3 項」とする。

第 17 条 削除

（期末特別一時金）

第 18 条 期末特別一時金は、平成 31 年 3 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して支給する。

2 期末特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる平成 30 年 4 月 1 日から基準日までの期間（以下「対象期間」という。）における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
対象期間の全期間	100 分の 100
10 箇月 15 日以上 11 箇月以下	100 分の 95
10 箇月以上 10 箇月 15 日未満	100 分の 90
9 箇月以上 10 箇月未満	100 分の 80
8 箇月以上 9 箇月未満	100 分の 70
7 箇月以上 8 箇月未満	100 分の 60
6 箇月以上 7 箇月未満	100 分の 50
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 40
4 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 30
3 箇月以上 4 箇月未満	100 分の 20
2 箇月以上 3 箇月未満	100 分の 15
1 箇月以上 2 箇月未満	100 分の 10
1 箇月未満	100 分の 5

- 3 前項の支給定額は、15,000円とする。
- 4 期末特別一時金は、平成31年3月29日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、期末特別一時金は支給しない。
 - 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項に規定する諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第80条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、期末特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（臨時特別賞与）

- 第19条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和2年4月1日から令和3年6月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和3年6月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別賞与を支給する。
- 2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
12箇月2日以上	100分の100
10箇月2日以上12箇月2日未満	100分の90
8箇月2日以上10箇月2日未満	100分の80
6箇月2日以上8箇月2日未満	100分の70
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の60
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の50
2箇月2日未満	100分の40

- 3 前項の支給定額は、60,000円とする。
- 4 臨時特別賞与は、令和3年6月30日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別賞与は支給しない。
 - 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別賞与を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別賞与の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（臨時特別一時金）

- 第20条 臨時特別一時金は、令和3年6月2日から令和4年3月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和4年3月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して支給する。
- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

- 3 前項の支給定額は、50,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和4年3月31日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。

- 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（処遇改善特別手当）

- 第21条 処遇改善特別手当は、令和8年3月31日までの間、理事長が別に定める職員に対して支給する。
- 2 処遇改善特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。
 - 3 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。
 - 4 処遇改善特別手当の支給は、第4条の規定を準用する。

- 第22条 処遇改善特別手当が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別手当」と読み替えるものとする。
- 2 処遇改善特別手当が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別手当の月額」と読み替えるものとする。

- 第23条 附則第21条及び前条に規定する処遇改善特別手当は、理事長が必要と認めるときは、見直しを行うものとする。

（臨時特別一時金）

- 第24条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和4年3月2日から令和4年6月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和4年6月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別一時金を支給する。

- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
2箇月2日以上	100分の100
2箇月2日未満	100分の80

- 3 前項の支給定額は、15,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和4年6月30日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
- 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（臨時特別一時金）

第25条 第64条に規定する業績手当の特例として、令和4年6月2日から令和5年3月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する職員であって、令和5年3月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して臨時特別一時金を支給する。

- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における職員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80

2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

- 3 前項の支給定額は、150,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和5年3月31日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
 - 一 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第93条第1項の規定による懲戒解雇及び同規則第93条の2第1項の規定による諭旨退職の処分を受けた職員
 - 二 基準日から支給日の前日までの間に就業規則第81条第1項第6号又は第7号の規定により解雇された職員
 - 三 基準日から支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
 - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（処遇改善特別一時金）

第26条 処遇改善特別一時金は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 処遇改善特別一時金の額は、理事長が別に定める額とする。
- 3 処遇改善特別一時金を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別一時金は支給しない。

第27条 処遇改善特別一時金が支給される職員の第2条第4項、第6条第2項の適用については、「専門看護手当及び医療専門資格手当」とあるのは、「専門看護手当、医療専門資格手当及び処遇改善特別一時金」と読み替えるものとする。

- 2 処遇改善特別一時金が支給される職員の第9条の適用については、「専門看護手当の月額及び医療専門資格手当の月額」とあるのは、「専門看護手当の月額、医療専門資格手当の月額及び処遇改善特別一時金の月額」と読み替えるものとする。

（時間外手術等従事手当）

第28条 令和8年3月31日までの間、理事長が定める病院において医師である職員が次の各号に掲げる手術又は処置（理事長が定める手術又は処置に限る。以下「手術

等」という。)に従事した場合には、それぞれ各号に定める額の時間外手術等従事手当を支給する。

一 所属長が定める休診日に開始される手術等に従事した場合 5,000円

二 深夜に開始される手術等に従事した場合 5,000円

三 所属長が定める診療時間以外の時間に開始される手術等に従事した場合(前2号に規定する場合を除く。) 2,500円

2 前項に規定する時間外手術等従事手当については、第6条第3項の規定に準じて支給する。

附 則(平成16年規程第51号)

(施行期日)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第58号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年10月29日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

附 則(平成16年規程第63号)

(施行期日)

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第10号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(副院長等基本年俸表の切替及び経過措置等)

第2条 平成17年4月1日(以下この条において「切替日」という。)の前日に医療職基本給表(一)を適用されていた職員が引き続き基本年俸表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、附則別表第1の切替日前日の職務の級欄に掲げられている切替日の前日においてその者が属していた医療職基本給表(一)の職務の級に対応する同表の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。ただし、切替後の職務の級が別表第12の3に定める副院長等基本年俸表級別標準職務表を適用した場合の職務の級に達していない場合は、切替日の前日に昇格させた場合の医療職基本給表(一)の職務の級に対応する附則別表第1の切替日の職務の級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、附則別表第2の切替前の号俸欄に掲げられている切替日の前日においてその者が受けていた医療職基本給表(一)基本給表の号俸に対応する同表の切替後の号俸欄に定める号俸とする。

3 前2項により定められた切替日の月例給が、切替日前日の医療職基本給表(一)の基本給月額以上でない場合は、理事長の承認を得て、基本年俸額を決定する。

4 切替日の前日に医療職基本給表(一)2級である医師又は歯科医師の切替日以後の基本給月額は、理事長の承認を得て決定する。

5 切替日の前日に医療職基本給表(一)1級である医師又は歯科医師の切替日における医療職基本給表(一)の基本給月額は、切替日の前日の医療職基本給表(一)1級の基本給月額とする。この場合の第15条の適用については、「(第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額)」を「(第13条の規定により昇格した職員又は附則第2条第5項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成17年4月1日の前日に受けていた基本給月額)」と読み替えるものとする。

6 前2項の適用を受けている職員については、育児短時間勤務職員である間、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定による基本給月額に短時間勤務調整数を乗じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額)を基本給月額とする。

第3条 削除

附 則（平成 17 年規程第 24 号）

（施行期日）

この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規程第 30 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

第 2 条 削除

附 則（平成 18 年規程第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年規程第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規程第 18 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

（基本給の切替及び経過措置）

第 2 条 平成 18 年 7 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において職員が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 切替日の前日において基本給表（医療職基本給表（一）及び療養介助職基本給表を除く。以下この条において同じ。）の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。

3 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第 2 条第 5 項の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（独立行政法人国立病院機構職員給与規程

の一部を改正する規程（平成21年規程第36号（以下「平成21年改正規程」という。））による改正後の給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては当該基本給月額に当該各号に定める率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第15条の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員（再任用職員（独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号）第77条の2第1項の規定により採用された職員又は再任用短時間勤務職員をいう。）を除く。）のうち、その職務の級が附則第15条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。

一 平成21年改正規程附則第2条第1号の規定による減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 100分の99.1

二 前号に掲げる職員以外の職員（医療職基本給表（一）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.34

4 前項の規定による基本給を支給される職員の基本給与規程の適用については、これらの規定中「基本給月額」とあるのは、「基本給月額と独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第18号）附則第2条第3項の規定による基本給の合計額」とする。

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 切替日以後に基本給与規程附則第2条第5項の規定の適用を受けていた職員が、同項の規定の適用を受けなくなった場合は、切替日の前日に同条第3項から第5項までの経過措置の適用がなかったとした場合に受けることとなる基本給月額を受けていたものとして前各項を適用するものとする。

7 平成18年10月1日において、本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第15条の規定にかかわらず、改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第15条の規定（同条第5項を除く。）の例により昇給させることができる。この場合において、55歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員は、次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができるものとする。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
-------------------	---------

4 / 6 超	2 号俸
2 / 6 を超え 4 / 6 以下	1 号俸

- 8 平成 19 年 1 月 1 日の昇給については、第 15 条第 1 項中「1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間」とあるのは「平成 18 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日」と、同項各号の表は次の各号の表とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	A A	4 号俸以上
勤務成績が特に良好	A	2 号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

- 二 55 歳（医療職基本給表（一）又は技能職基本給表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員

昇 給 区 分		昇給できる号俸数
勤務成績が極めて良好	A A	2 号俸以上
勤務成績が特に良好	A	1 号俸
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	
勤務成績が良好でない	D	

- 9 平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日までの昇給における号俸数は、第 15 条第 1 項及び第 17 条の 6 第 1 項に定める昇給できる号俸数に相当する数から 1 を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分を D（55 歳（医療職基本給表（一））、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員にあっては、C 又は D）に決定された職員は、昇給しない。
- 10 第 3 項の適用を受けている職員（第 5 項の適用を受けるものを含む。）については、育児短時間勤務職員である間、これらの項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員ではないとしたときの基本給月額をその者が受ける基本給月額とした場合におけるこれらの項の規定による基本給の額に短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をこれらの項の規定による基本給の額とする。

第 3 条 削除

(再雇用職員の適用除外)

第4条 次の各号に掲げる規定は再雇用職員には適用しない。

- 一 独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年規程第20号）附則第2条
- 二 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成17年規程第10号）附則第2条
- 三 独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第18号）附則第2条

附 則（平成18年規程第25号）

(施行期日)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第6号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 削除

第7条の2 削除

第8条 削除

附 則（平成１９年規程第１５号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

（復職時調整に関する経過措置）

第２条 平成１９年８月１日に現に育児休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第７８条の取扱いについては、育児休業をした期間のうち平成１９年７月３１日以前の期間についてはなお従前のとおりとする。

附 則（平成１９年規程第１８号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成１９年１２月１４日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２０年４月１日から施行する。

第２条 第１条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（別表第７ロ及び別表第１５を除く。）並びに附則第３条から第９条までの規定は、平成１９年４月１日から適用する。

２ 改正後の職員給与規程第１７条の９第８項第３号、第３２条第３項、第６５条第１項第３号、第６８条第１項第３号及び第７６条第３項第３号の規定（「日本郵政公社の職員」又は「日本郵政公社」を削除するものに限る。）は、平成１９年１０月１日から適用する。

３ 改正後の職員給与規程第６８条第２項、同条第４項及び別表第１２の２の規定は、平成１９年１２月１日から適用する。

（平成１９年４月１日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第３条 平成１９年４月１日からこの規程の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第１条の規定による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長の定めるところによる。

（施行日から平成２０年３月３１日までの間における異動者の号俸の調整）

第４条 施行日から平成２０年３月３１日までの間において、改正後の職員給与規程の

規定により、新たに基本給表及び副院長等基本年俸表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成19年1月1日以後、施行日の前日までの間における新規採用者の号俸の調整)

第5条 附則第3条の規定によるほか、改正前の職員給与規程の規定により、平成19年1月1日以後、新たに医療職基本給表(三)の適用を受けることとなった職員(次項に規定する職員に限る。)の当該適用の日における号俸については、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項の職員は、施行日以後に新たに医療職基本給表(三)の適用を受けることとなったものとした場合に、改正後の職員給与規程別表第8のハ医療職基本給表(三)初任給基準表の学歴免許等欄の「大学卒」の区分が適用されることとなる看護師とする。

第6条 削除

第7条 削除

第8条 削除

(その他の事項)

第9条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成20年規程第4号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(その他の事項)

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成20年規程第19号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年10月1日から施行する。

(その他の事項)

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年規程第9号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(療養介護職基本給表の切替)

第2条 平成21年4月1日(以下「施行日」という。)の前日に療養介護職基本給表を適用されていた職員の施行日における職務の級は、1級とする。

2 施行日の前日に療養介護職基本給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸(次条の適用を受ける場合は、同条に基づく号俸)とする。

(施行日の前日に在職する職員の号俸の調整)

第3条 施行日の前日に在職する職員(次項に規定する職員に限る。)の施行日における号俸については、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 施行日以後に新たに療養介護職基本給表の適用を受けることとなったものとした場合に、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8のち療養介護職基本給表初任給基準表の学歴免許等欄の「短大卒」の区分が適用されることとなる職員とする。

(その他の事項)

第4条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年規程第24号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(その他の事項)

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年規程第31号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第36号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

第2条 削除

(その他の事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成22年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成22年3月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第28号)

(施行期日)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第33号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年1月1日から、第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 削除

第3条 削除

第4条 削除

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第5条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第15条の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規程の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第6条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者を除く。）のうち、平成22年1月1日において第15条及び第17条の6の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があるものとして認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

3 任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、第1項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額を、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額とする」とする。

第7条 削除

第8条 削除

(その他必要な事項)

第9条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成23年規程第3号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日より施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の第62条の2の規定は平成23年3月11日に遡及して、これを適用する。

(その他必要な事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第2号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第2条 理事長が必要と認めるときは、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8初任給基準表ニ及びへにかかわらず、改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程別表第8初任給基準表ニ及びへによることができる。

(診療情報管理職基本給表の切替)

第3条 平成24年4月1日（以下この項及び次項において「切替日」という。）の前日に事務職基本給表を適用されていた職員が引き続き診療情報管理職基本給表適用職員となった場合の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた事務職基本給表の職務の級と同じ級とする。

2 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた事務職基本給表の号俸と同じ号俸とする。

3 前2項により基本給月額を定めた場合の第15条の適用については、「（第13条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月額）」を「（第13条の規定により昇格した職員又は附則第3条第1項及び第2項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成24年4月1日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項により基本給月額を定めた場合の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第18号）附則第2条第3項の適用については、「切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第2条第5項の適用を受ける職員を除く。）」を「切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員（切替日の前日に本給与規程附則第2条第5項の適用を受ける職員を除き、同一の基本給表の適用を受ける職員と

同等と理事長が認める職員を含む。）」と読み替えるものとする。

- 5 育児短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。
- 6 任期付短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

（その他必要な事項）

第4条 前条までに定めるほか、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

第2条 削除

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける者（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第15条及び第17条の6の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。
- 5 任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

（その他必要な事項）

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか、この規程による改正後の本給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第20号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年9月1日から施行する。

第2条 削除

（その他必要な事項）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程による改正後の本給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成24年規程第31号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（その他必要な事項）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程の実施に必要な

な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成 25 年規程第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 17 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年規程第 21 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規程第 7 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 17 条の 9 第 8 項、第 48 条第 2 項第 3 号、第 65 条第 1 項、第 68 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 78 条第 1 項、同条第 3 項第 6 号及び第 80 条の 3 の規定は平成 26 年 2 月 21 日に遡及して、これを適用する。

（療養介助職基本給表 2 級の経過措置）

第 2 条 平成 26 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日に現に療養介助職基本給表 2 級が適用されていた職員の施行日における職務の級は、2 級とする。

2 前項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の施行日における号俸は、附則別表療養介助職基本給表 2 級の号俸の切替表により、施行日の前日においてその者が受けていた号俸に対応する号俸とする。

3 前 2 項により基本給月額を定めた場合の第 15 条の適用については、「（第 13 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた基本給月

額)」を「（第１３条の規定により昇格した職員又は附則第２条第１項及び第２項の適用を受けた職員においては、その昇格した日又は平成２６年４月１日の前日に受けていた基本給月額）」と読み替えるものとする。

- ４ 育児短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」と読み替えるものとする。
- ５ 任期付短時間勤務職員に対する第２項の規定の適用については、「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の基本給月額は、当該号俸に応じた額に、短時間勤務調整数を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」と読み替えるものとする。

（平成２９年３月３１日までの間における夜間看護等手当の特例）

第３条 平成２９年３月３１日までの間においては、この規程による改正後の給与規程第５６条第２項の規定にかかわらず、夜間看護等手当の額は、その勤務１回につき、次の表に掲げる時間数（独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成１６年規程第１４号）第４３条第２項の規定により指定された勤務（同規則第４４条第１項の規定により勤務の指定が変更された場合の勤務を含む。）の始業時刻から終業時刻までの時間数のうち深夜にかかる時間数をいう。）の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額を支給する。

職種の区分	時間数の区分			
	７時間	４時間以上 ７時間未満	２時間以上 ４時間未満	２時間未満
助産師、看護師又は准看護師	８，６００円	４，２００円	３，５００円	２，４００円

（その他の事項）

第４条 この規程による改正後の給与規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成２６年規程第３０号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則（平成２６年規程第３７号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月5日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定及び附則第6条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の職員給与規程第68条第2項の規定及び別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（平成27年1月1日及び平成27年4月1日の昇給）

第3条 平成27年1月1日から平成27年4月1日までの昇給における号俸数は、改正後の職員給与規程第15条第1項及び第17条の6第1項に定める昇給できる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号俸数とする。この場合において、昇給区分をⅠ（55歳（医療職基本給表（一）、技能職基本給表又は副院長等基本年俸表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、Ⅱ又はⅠ）に決定された職員は、昇給しない。

（平成26年12月に支給する業績年俸の特例）

第4条 平成26年12月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第17条の10の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第17条の10第1項から第6項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第17条の10第9項に規定する「第1項から第7項までの規定による業績年俸の額の2分の1の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

2 改正後の職員給与規程第17条の10の適用においては、この規程による職員給与規程別表第12の2副院長等基本年俸表の改正を平成26年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

（平成26年12月に支給する業績手当の特例）

第5条 平成26年12月に支給する業績手当の業績反映部分の支給については、改正後の職員給与規程第68条第2項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、同項第2号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、同項第3号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、同項第4号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と読み替えて適用するものとする。

- 2 平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額は、改正後の職員給与規程第68条第4項の規定を適用した場合に、改正前の職員給与規程による平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額を超えないこととなるときは、改正前の職員給与規程による平成26年12月の業績手当の業績反映部分の支給額とする。

(給与の内払)

第6条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第7条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成27年規程第11号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額を基本給として支給する。

- 2 切替日の前日において基本給表の適用を受けていた職員であって切替日において基本年俸表の適用を受ける職員で、平成30年3月31日までの間、その者の受ける月例給が切替日の前日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給(月例給として支給するその額に12を乗じて得た額を月例年俸額とする。)として支給する。
- 3 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前2項に規定する職員を除く。)について、これらの規定による基本給又は月例年俸額(以下「基本給等」という。)を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、

理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、基本給等として支給する。

- 4 切替日以降に新たに基本給表又は基本年俸表の適用を受けることとなった職員について、その異動の事情等を考慮して前３項の規定による基本給等を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前３項の規定に準じて、基本給等を支給する。

第４条 前条の規定により基本給等が支給される職員については、職員給与規程中「基本給月額」とあるのは「基本給月額と独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１１号）附則第３条各項の規定による基本給の合計額」と、「月例給」とあるのは「月例給と独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１１号）附則第３条各項の規定による月例給の合計額」と読み替えて適用する。

- 2 前条第２項の規定の適用を受ける職員の業績年俸額については、平成３０年３月３１日までの間、この規程による改正後の職員給与規程別表第１２の２ロ及び同ハに定める業績年俸額に加え、前条第２項の規定により支給される月例給を基本給であるとして、当該職員の切替日の前日における役職及び職務の級によりこの規程による改正前の職員給与規程第６５条第４項及び第５項の規定による基礎的支給部分算定基礎額の計算に準じて算出（計算にあたっては扶養手当、地域手当及び広域異動手当は支給されないものとする。）し、その額に１００分の４１４を乗じて得た額を当該職員に適用されるこれらの表の基本年俸額とみなして支給する。

（５５歳を超える職員の基本給及び基本年俸の切替に伴う経過措置の特例）

第５条 職員給与規程附則第１５条第１項に規定する特定職員にあつては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては特定職員となった日）以後、附則第３条各項の規定により基本給等として支給する額からその額の１００分の１．５に相当する額を減ずる。

- 2 前項の定めにより附則第３条各項の規定による基本給等が減じられた職員における附則第４条各項の適用にあたり当該各項にある「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１１号）附則第３条各項の規定による基本給」又は「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１１号）附則第３条各項の規定による月例給」とは、前項の定めにより減じた後の額とする。

（切替日に新たに基本年俸の適用となる職員の昇給の特例）

第６条 切替日に新たに基本年俸表の適用となる職員に係る平成２７年４月１日における昇給については、職員給与規程第１７条の６第１項の規定にかかわらず行わない。

（単身赴任手当及び地域手当の特例）

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当及び地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第40条第1項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第1号	8,000円	8,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第2号	16,000円	16,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第3号	24,000円	24,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第4号	32,000円	32,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第5号	40,000円	40,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第6号	46,000円	46,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第7号	52,000円	52,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第8号	58,000円	58,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第9号	64,000円	64,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第40条第3項第10号	70,000円	70,000円を超えない範囲内で理事長が定める額
第46条第2項第1号	100分の20	100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第2号	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第3号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第4号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第5号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で理事長が定める割合

第46条第2項第6号	100分の6	100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で理事長が定める割合
第46条第4項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合

(広域異動手当に関する特例)

第8条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第46条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第9条 この規程の施行の際現に職員給与規程第46条第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及び切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程第46条第1項の適用を受けている職員が切替日にその在勤する事業場を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する同条第5項の規定の適用については、同項中「支給割合（理事長が定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が定める割合）」とあるのは、「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成27年規程第11号）の規定による改正前の支給割合（理事長が定める場合には、当該割合を超えない範囲内で同規程による改正前の支給割合に係る理事長が定める割合）」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第10条 切替日前に職員がその在勤する事業場を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業場が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第46条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第11条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地在勤職員 この規程による改正前の職員給与規程別表第14に掲げる事業場に在勤する職員（独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号）第77条の2第1項及び同規則第77条の3第1項の規定により再雇用さ

れた職員（次号において「再雇用職員」という。）を除く。）

二 新寒冷地在勤職員 この規程による改正後の職員給与規程別表第 1 4 に掲げる事業場に在勤する職員（再雇用職員を除く。）

三 特定旧寒冷地在勤職員 旧寒冷地在勤職員であつて、新寒冷地在勤職員でないものをいう。

四 みなし寒冷地手当額 次項又は第 3 項に規定する者につき、職員給与規程別表第 1 4 の地域区分と、基準日（職員給与規程第 4 7 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下同じ。）におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（職員給与規程第 4 8 条第 1 項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、職員給与規程第 4 8 条第 1 項の表 4 級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、職員給与規程第 4 8 条第 1 項の規定を適用した際に算出される寒冷地手当の額をいう。

2 基準日（その属する月が平成 3 0 年 3 月までのものに限る。）において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であつた者に対しては、職員給与規程第 4 7 条及び第 4 8 条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額の寒冷地手当を支給する。

3 基準日（その属する月が平成 3 0 年 1 1 月から平成 3 2 年 3 月までのものに限る。）において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤職員であつた者に対しては、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、職員給与規程第 4 7 条及び第 4 8 条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

平成 3 0 年 1 1 月から平成 3 1 年 3 月まで	6, 0 0 0 円
平成 3 1 年 1 1 月から平成 3 2 年 3 月まで	1 2, 0 0 0 円

4 職員給与規程第 4 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは、「独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成 2 7 年規程第 1 1 号）。以下「平成 2 7 年改正規程」という。）附則第 1 1 条第 2 項又は第 3 項」と、同項第 1 号中「前項」とあるのは「平成 2 7 年改正規程附則第 1 1 条第 2 項又は第 3 項」と、同項第 2 号中「前項」とあるのは「平成 2 7 年改正規程附則第 1 1 条第 2 項又は第 3 項」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「平成 2 7 年改正規程附則第 1 1 条第 2 項又は第 3 項及び同条第 4 項において読み替えて準用する前項」と読み替えて適用するものとする。

5 前 3 項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められる

ときは、基準日において特定旧寒冷地在勤職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地在勤職員又は新寒冷地在勤職員であったもの（前３項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。）に対しては、職員給与規程第４７条及び第４８条の規定にかかわらず、理事長の定めるところにより、前３項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（時間外手術等従事手当）

第１２条 削除

附 則（平成２７年規程第６５号）

（施行期日）

この規程は、平成２７年８月３０日から施行する。

附 則（平成２８年規程第３号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２８年２月５日から施行する。

第２条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定並びに附則第３条及び第４条の規定は、平成２８年１月１日以降に在職する職員（職員給与規程第１条第２項の規定により職員給与規程の適用となる職員をいう。）に対して平成２７年４月１日から適用する。

（平成２７年６月及び１２月に支給する業績年俸の特例）

第３条 独立行政法人国立病院機構職員給与規程等の一部を改正する規程（平成２７年規程第１１号）附則第３条第２項の適用を受けない職員の平成２７年６月及び１２月の業績年俸の支給額は、第２項から第４項までの規定を適用して得た額とする。

２ 平成２７年６月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第１７条の１０の規定にかかわらず、この規程による改正前の職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第１７条の１０の規定による。

３ 平成２７年１２月の業績年俸の支給額は、改正後の職員給与規程第１７条の１０の規定にかかわらず、改正前の職員給与規程第１７条の１０第１項から第６項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の職員給与規程第１７条の１０第９項に規定する「第１項から第７項までの規定による業績年俸の額の２分の１の額」とであるとみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の職員給与規程別表第１２の２基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の職員給与規程別表第１２の２基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額

- 4 改正後の職員給与規程第17条の10の適用においては、この規程による職員給与規程別表第12の2基本年俸表の改正を平成27年12月1日に同条第4項に規定する昇格・昇給等があったものとみなす。

(給与の内払)

第4条 改正後の職員給与規程を適用する場合においては、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の職員給与規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第24号)

(施行期日)

この規程は、平成28年3月26日から施行する。

附 則 (平成28年規程第58号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(復職時調整に関する経過措置)

第2条 平成29年1月1日に現に介護休業をしている職員が職務に復帰した場合におけるこの規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第78条の取扱いについては、介護休業をした期間のうち平成28年12月31日以前の期間についてはなお従前のとおりとする。

附 則 (平成29年規程第11号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 32 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 1 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 12 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 33 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 1 号）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 16 号）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 30 号）

（施行期日）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の専門分野に精通した人材を確保するための基本給表の適用に関する特例)

第2条 特定の専門分野に精通した人材として理事長が別に定める者の基本給表の適用については、第11条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより行うことができる。

(医師手当の加算部分の特例)

第3条 医師の確保のために必要と理事長が認めるときは、理事長が別に定める額を第72条に規定する加算部分の額に加えて支給することができる。

附 則 (令和2年規程第25号)

(施行期日)

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年規程第41号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月23日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第6条の規定については、この規程による改正後の職員給与規程第6条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和2年規程第54号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則 (令和2年規程第64号)

(施行期日)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第8号)

(施行期日)

この規程は、令和３年２月１日から施行する。

附 則（令和３年規程第３３号）

（施行期日）

この規程は、令和３年６月３日から施行する。

附 則（令和４年規程第４号）

（施行期日）

この規程は、令和４年３月４日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構給与規程附則第２１条から第２３条までの規定は、令和４年２月１日から適用する。

附 則（令和４年規程第５号）

（施行期日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年規程第３３号）

（施行期日）

この規程は、令和４年６月９日から施行する。

附 則（令和４年規程第５３号）

（施行期日）

この規程は、令和４年９月２８日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構給与規程附則第２１条から第２３条までの規定は、令和４年１０月１日から適用する。

附 則（令和５年規程第４号）

（施行期日）

この規程は、令和５年３月２０日から施行する。

附 則（令和５年規程第１４号）

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規程第２号）

（施行期日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第６３条の３第６項の規定は令和６年１月１日から、新規程別表７の規定は令和５年１０月１日から、新規程附則第２６条及び第２７条の規定は令和６年２月１日から適用する。

附 則（令和６年規程第３号）

（施行期日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年規程第３５号）

（施行期日）

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

附 則（令和７年規程第４号）

（施行期日）

第１条 この規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第１５条及び第１７条の６の規定は令和８年４月１日から、第１７条の１１第３号及び第４号、第１７条の１２第１項及び第２項、第６６条第３号及び第４号、第６７条第１項及び第２項並びに第６９条第３項の規定は令和７年６月１日から適用する。

（令和１０年３月３１日までの間における地域手当に関する経過措置）

第２条 令和７年４月１日（以下「切替日」という。）から令和１０年３月３１日までの間における地域手当の月額、新規程第４６条第２項及び第３項の規定にかかわらず、基本給又は月例給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に、理事長が定める級地の区分に応じて、１００分の２０を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

（切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

第３条 切替日の前日までに第４６条第５項に規定する異動等のあった職員又は同日までに第４６条第６項の規定により基本給表等の適用を受ける職員として勤務していた

ものとして同条の規定による地域手当を支給される職員の地域手当については、理事長が別に定める。

- 2 切替日から令和10年3月31日までの間に第46条第5項に規定する異動等があった職員又は当該期間に第46条第6項の規定により基本給表等の適用を受ける職員として勤務していたものとして同条の規定による地域手当を支給される職員の地域手当については、理事長が別に定める。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第4条 新規程第32条第3項及び第41条第1項の規定は、切替日前に新たに基本給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第5条 改正前の独立行政法人国立病院機構職員給与規程第47条において寒冷地手当が支給されている職員であつて、新規程において寒冷地手当が支給されなくなる職員の寒冷地手当の額は、理事長が別に定める。

別表第1 医療職基本給表（第11条第1項第1号関係）

イ 医療職基本給表（一）

号俸	基本給月額				
	円				
1	264,700	57	462,400	113	532,700
2	267,700	58	464,600	114	533,100
3	270,700	59	466,800	115	533,500
4	273,700	60	469,100	116	534,000
5	276,700	61	471,000	117	534,400
6	281,300	62	473,300	118	534,800
7	285,800	63	475,400	119	535,200
8	290,300	64	477,500	120	535,700
9	294,900	65	479,800	121	536,200
10	299,500	66	482,100	122	536,600
11	303,900	67	484,300	123	537,100
12	308,400	68	486,400	124	537,500
13	312,700	69	488,500	125	537,900
14	317,200	70	490,600	126	538,300
15	321,500	71	492,800	127	538,800
16	325,800	72	495,000	128	539,200
17	330,200	73	497,100	129	539,600
18	334,500	74	498,600	130	540,000
19	338,700	75	500,100	131	540,600
20	343,100	76	501,700	132	541,000
21	346,900	77	503,200	133	541,400
22	351,200	78	504,500	134	541,600
23	355,100	79	505,800	135	541,800
24	359,100	80	507,100	136	542,000
25	363,500	81	508,100	137	542,200
26	367,200	82	509,200	138	542,400
27	370,800	83	510,300	139	542,600
28	374,600	84	511,400	140	542,800
29	378,300	85	512,300	141	543,000
30	382,000	86	513,200	142	543,200
31	385,900	87	514,100	143	543,400
32	390,000	88	515,000	144	543,600
33	394,000	89	515,500	145	543,800
34	398,000	90	516,500	146	544,000
35	401,700	91	517,300	147	544,200
36	406,000	92	518,300	148	544,400
37	410,300	93	519,000	149	544,600
38	413,500	94	519,900	150	544,800
39	416,600	95	520,700	151	545,100
40	419,700	96	521,600	152	545,300
41	422,800	97	522,300	153	545,500
42	425,700	98	523,300	154	545,700
43	428,500	99	524,100	155	545,900
44	431,100	100	524,900	156	546,100
45	433,600	101	525,700	157	546,300
46	436,200	102	526,500	158	546,500
47	438,900	103	527,300	159	546,700
48	441,500	104	528,000	160	546,900
49	444,200	105	528,800		
50	446,700	106	529,500		
51	449,000	107	529,700		
52	451,400	108	530,200		
53	453,600	109	530,800		
54	456,100	110	531,300		
55	458,000	111	531,900		
56	460,200	112	532,200		

ロ 医療職基本給表（二）

職務の級 号俸	1 級 基本給月額	2 級 基本給月額	3 級 基本給月額	4 級 基本給月額	5 級 基本給月額	6 級 基本給月額	7 級 基本給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	167,200	226,600	253,300	285,900	334,000	379,300	446,900
2	168,600	228,200	254,600	287,900	336,100	382,100	449,600
3	170,000	229,900	255,900	290,100	338,300	384,800	452,200
4	171,400	231,500	257,300	292,300	340,600	387,500	454,800
5	172,700	232,900	258,500	294,500	342,400	390,000	457,300
6	174,500	234,600	259,700	296,700	344,600	392,700	459,800
7	176,200	236,100	261,000	298,700	346,700	395,400	462,400
8	177,800	237,700	262,100	300,900	348,900	398,200	465,000
9	179,400	239,000	263,400	302,900	350,800	400,300	467,400
10	181,100	240,500	264,300	305,200	352,900	402,700	469,900
11	182,700	241,900	265,400	307,200	355,200	404,900	472,500
12	184,600	243,200	266,400	309,500	357,300	407,200	475,000
13	186,000	244,900	267,700	311,600	358,900	409,300	477,500
14	187,800	246,300	269,200	313,500	360,900	411,300	479,100
15	189,800	247,600	270,800	315,700	362,900	413,400	480,400
16	191,600	249,000	272,200	317,700	364,900	415,500	481,700
17	193,500	249,900	273,800	319,800	366,800	417,400	483,000
18	194,700	251,100	275,600	321,800	368,900	419,400	484,300
19	196,200	252,400	277,400	324,000	370,900	421,400	485,600
20	197,600	253,600	279,300	326,100	373,000	423,500	486,900
21	202,800	255,000	281,100	328,000	374,800	425,400	488,200
22	204,400	256,100	282,900	330,000	376,900	427,000	489,600
23	205,900	257,100	284,700	331,900	379,000	428,600	491,000
24	207,300	258,200	286,400	333,900	381,200	430,200	492,300
25	208,800	259,400	288,300	335,700	382,600	431,700	493,700
26	210,000	260,800	290,200	337,700	384,400	433,000	495,000
27	211,200	262,200	292,100	339,700	386,300	434,400	496,500
28	212,400	263,700	293,900	341,800	388,000	435,700	497,900
29	213,800	265,200	295,700	343,200	389,900	437,000	499,300
30	215,300	266,900	297,600	345,100	391,400	438,300	500,500
31	216,800	268,600	299,400	346,800	393,000	439,500	501,600
32	218,300	270,300	301,400	348,600	394,800	440,600	502,700
33	219,700	271,700	303,100	350,400	396,100	441,800	503,800
34	221,200	273,600	304,900	352,200	397,400	443,100	504,700
35	222,700	275,300	306,700	354,200	398,800	444,300	505,700
36	223,300	277,000	308,500	356,000	400,000	445,500	506,600
37	223,900	278,600	310,000	357,800	401,100	446,800	507,600
38	224,500	280,200	311,700	359,600	402,300	447,700	
39	225,100	281,900	313,200	361,200	403,500	448,100	
40	225,700	283,600	314,900	363,000	404,600	448,800	
41	226,300	285,100	316,600	364,200	405,400	449,300	
42	226,900	286,700	318,400	365,300	406,200	449,700	
43	227,500	288,500	320,000	366,500	407,100	450,100	
44	228,600	290,200	321,700	367,800	407,900	450,500	
45	230,000	291,800	322,800	369,000	408,300	450,900	
46	231,200	293,500	324,200	369,800	408,900	451,300	
47	232,400	295,200	325,700	371,000	409,400	451,800	
48	233,700	296,900	327,400	372,200	409,800	452,100	
49	235,000	298,200	328,800	373,200	410,200	452,400	
50	236,200	299,800	330,100	374,200	410,500	452,800	
51	237,600	301,200	331,300	375,200	410,800	453,100	
52	239,000	302,800	332,700	376,300	411,100	453,400	
53	239,900	304,100	333,800	377,100	411,500	453,700	
54	241,100	305,700	334,800	377,900	411,800	453,900	
55	242,100	307,100	336,000	378,800	412,100	454,000	
56	243,500	308,600	337,000	379,700	412,400	454,200	

57	244,900	309,800	337,500	380,200	412,700	454,300	
58	246,200	311,000	338,400	381,100	413,000	454,500	
59	247,400	312,200	339,200	381,900	413,300	454,600	
60	248,700	313,700	340,100	382,700	413,700	454,800	
61	250,000	315,000	341,000	383,100	413,900	454,900	
62	251,100	316,200	341,300	383,800	414,200		
63	252,400	317,500	341,900	384,500	414,500		
64	253,500	318,800	342,600	385,300	414,800		
65	254,600	320,200	343,200	385,700	415,000		
66	256,100	321,000	343,900	386,300	415,100		
67	257,600	321,800	344,600	387,000	415,200		
68	258,900	322,700	345,400	387,600	415,300		
69	260,600	323,300	346,100	388,000	415,400		
70	262,000	324,000	346,600	388,500	415,500		
71	263,400	324,700	347,200	389,000	415,600		
72	264,800	325,300	347,800	389,600	415,700		
73	265,800	326,000	348,100	390,200	415,800		
74	266,400	326,200	348,700	390,700	416,000		
75	266,900	326,800	349,300	391,300	416,100		
76	267,300	327,500	349,900	391,900	416,200		
77	267,700	328,100	350,400	392,400	416,300		
78	268,300	328,600	350,900	392,900	416,400		
79	268,800	329,100	351,400	393,400	416,500		
80	269,400	329,600	351,800	394,000	416,600		
81	269,900	330,200	352,100	394,300			
82	270,300	330,700	352,400	394,800			
83	270,800	331,100	352,800	395,200			
84	271,300	331,700	353,100	395,600			
85	271,600	332,200	353,700	396,000			
86	272,000	332,600	354,000	396,200			
87	272,300	332,800	354,300	396,400			
88	272,700	333,200	354,600	396,600			
89	273,100	333,600	355,000	396,800			
90	273,400	334,000	355,300	397,000			
91	273,900	334,400	355,700	397,200			
92	274,300	334,800	356,000	397,400			
93	274,500	335,100	356,400	397,600			
94	274,900	335,300	356,700	397,800			
95	275,200	335,700	357,000	398,000			
96	275,600	336,100	357,300	398,300			
97	275,900	336,300	357,600	398,500			
98	276,300	336,600	358,100	398,700			
99	276,600	336,900	358,500	398,900			
100	277,000	337,200	358,900	399,100			
101	277,300	337,400	359,400				
102	277,700	337,700	359,800				
103	278,100	338,100	360,200				
104	278,300	338,300	360,600				
105	278,600	338,400	361,100				
106	278,900	338,700	361,400				
107	279,200	339,100	361,600				
108	279,500	339,300	361,900				
109	279,800	339,500	362,100				
110	280,100	339,900	362,400				
111	280,300	340,400	362,700				
112	280,600	340,800	362,900				
113	280,800	341,000	363,200				
114	281,100	341,100	363,400				
115	281,300	341,200	363,700				
116	281,600	341,300	363,900				

117	281, 800	341, 400	364, 200				
118	282, 100	341, 500	364, 400				
119	282, 300	341, 600	364, 700				
120	282, 600	341, 700	365, 000				
121	282, 800	341, 800	365, 200				
122	282, 900	341, 900	365, 500				
123	283, 100	342, 000					
124	283, 300	342, 100					
125	283, 500	342, 200					
126	283, 700						
127	283, 900						
128	284, 100						
129	284, 200						
130	284, 400						
131	284, 600						
132	284, 800						
133	284, 900						
134	285, 100						
135	285, 200						
136	285, 400						
137	285, 500						
138	285, 700						
139	285, 800						
140	286, 000						
141	286, 100						
142	286, 300						
143	286, 400						
144	286, 500						
145	286, 600						
146	286, 800						
147	287, 000						
148	287, 100						
149	287, 200						
150	287, 300						
151	287, 500						
152	287, 600						
153	287, 700						
154	287, 750						
155	287, 800						
156	287, 850						
157	287, 900						
158	287, 950						
159	288, 000						
160	288, 050						
161	288, 100						
162	288, 150						
163	288, 200						
164	288, 250						
165	288, 300						
166	288, 350						
167	288, 400						
168	288, 450						
169	288, 500						
170	288, 550						
再雇用職員	219, 900	248, 800	262, 500	288, 300	329, 900	373, 100	436, 000

ハ 医療職基本給表（三）

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	183,500	211,000	243,400	266,600	292,100
2	184,900	212,900	245,200	267,600	293,900
3	186,400	214,900	247,100	268,500	295,600
4	187,800	216,800	248,900	269,700	297,600
5	189,300	218,800	250,300	270,400	299,400
6	190,800	220,600	251,700	271,400	301,300
7	192,300	222,400	252,900	272,200	303,100
8	193,800	224,100	254,200	273,200	305,000
9	195,000	225,800	255,200	274,400	306,900
10	196,700	226,300	256,300	275,100	308,800
11	198,300	226,800	257,200	276,200	310,600
12	199,800	227,300	258,100	277,400	312,500
13	201,200	227,800	259,400	278,800	314,200
14	203,200	228,300	260,600	280,100	315,800
15	205,300	228,800	261,400	281,300	317,600
16	207,300	229,300	262,400	282,800	319,500
17	209,300	229,800	263,100	284,100	321,200
18	211,300	230,300	264,000	285,500	322,900
19	213,400	230,800	265,100	286,600	324,600
20	215,400	231,300	266,000	288,100	326,300
21	217,300	232,000	266,900	289,700	327,800
22	219,000	233,700	267,800	291,400	329,300
23	220,700	235,300	268,700	292,800	330,800
24	222,400	236,900	269,800	294,200	332,400
25	223,700	238,200	271,000	295,500	333,900
26	225,000	239,800	272,200	297,400	335,300
27	225,300	241,300	273,400	299,100	336,900
28	225,600	243,000	274,700	300,900	338,500
29	225,900	244,500	275,900	302,300	339,700
30	226,200	245,800	277,400	303,900	341,300
31	226,500	247,000	279,100	305,600	342,700
32	226,800	248,000	280,500	307,300	344,200
33	227,100	249,100	282,100	308,700	345,900
34	227,400	250,000	283,600	310,300	347,400
35	227,700	250,800	284,900	311,900	349,000
36	228,000	251,900	286,200	313,500	350,600
37	228,400	252,800	287,900	315,000	352,300
38	229,800	253,800	289,300	316,400	354,000
39	231,000	254,500	290,700	317,800	355,500
40	232,300	255,500	292,200	319,500	357,100
41	233,100	256,000	293,600	321,000	358,400
42	234,400	256,800	295,100	322,400	359,900
43	235,700	257,700	296,700	323,900	361,400
44	237,000	258,500	298,300	325,400	362,900
45	238,200	259,300	299,600	326,300	364,500
46	239,500	260,400	301,100	327,800	365,500
47	240,600	261,300	302,600	329,200	367,100
48	241,800	262,300	304,100	330,700	368,400
49	242,800	263,300	305,400	331,900	369,800
50	243,700	264,400	306,700	333,300	371,200
51	244,600	265,700	307,900	334,600	372,600
52	245,600	266,900	309,400	336,000	374,000
53	246,500	268,000	310,800	337,400	375,500
54	247,600	269,600	312,100	338,800	376,800
55	248,500	271,000	313,500	340,200	377,900
56	249,300	272,400	315,000	341,600	379,100

57	250,000	274,000	315,900	342,500	380,200
58	250,800	275,600	317,100	343,800	381,200
59	251,500	277,100	318,400	345,100	382,200
60	252,400	278,700	319,800	346,400	383,200
61	253,300	280,100	320,900	347,500	383,800
62	254,300	281,500	322,200	348,400	384,600
63	255,100	283,100	323,600	349,700	385,500
64	256,200	284,400	324,800	351,000	386,300
65	257,100	285,800	326,100	352,100	387,000
66	258,000	287,400	327,500	353,300	387,700
67	259,100	288,900	328,800	354,600	388,500
68	260,000	290,400	330,100	355,700	389,300
69	260,900	291,600	330,800	356,700	389,900
70	262,000	293,100	332,000	357,700	390,500
71	263,100	294,600	333,100	358,900	391,200
72	264,200	296,100	334,000	360,000	391,800
73	265,700	297,200	335,300	360,800	392,500
74	267,000	298,600	336,100	361,900	393,000
75	268,300	299,800	337,200	363,100	393,700
76	269,600	301,200	338,400	364,200	394,200
77	270,600	302,600	339,500	364,900	394,600
78	271,600	303,900	340,800	365,700	395,200
79	272,900	305,200	341,900	366,500	395,700
80	274,200	306,500	343,100	367,300	396,000
81	275,100	307,100	344,200	367,900	396,300
82	276,100	308,300	345,400	368,400	396,800
83	277,200	309,500	346,400	369,000	397,200
84	278,400	310,700	347,500	369,500	397,500
85	279,200	311,800	348,400	370,100	397,800
86	280,100	313,000	349,500	370,600	398,400
87	281,200	314,300	350,400	371,200	398,900
88	282,200	315,400	351,400	371,800	399,300
89	282,600	316,700	352,400	372,200	399,600
90	283,000	317,900	353,200	372,600	400,000
91	283,200	319,200	354,100	373,200	400,500
92	283,600	320,400	354,900	373,700	400,900
93	284,000	321,200	355,500	374,000	401,300
94	284,400	321,900	356,100	374,500	401,500
95	284,800	322,700	356,800	374,900	401,700
96	285,200	323,300	357,400	375,200	401,900
97	285,400	324,000	357,800	375,900	402,100
98	285,700	324,300	358,300	376,400	402,300
99	286,000	324,900	358,800	376,900	402,600
100	286,300	325,600	359,200	377,400	402,800
101	286,600	326,000	359,700	378,000	403,000
102	287,100	326,600	360,100	378,500	403,200
103	287,400	327,300	360,600	379,000	403,400
104	287,700	327,900	361,000	379,400	403,600
105	288,000	328,300	361,300	380,000	403,800
106	288,300	328,800	361,800	380,600	404,000
107	288,600	329,300	362,200	381,100	404,200
108	288,900	329,800	362,600	381,600	404,400
109	289,200	330,200	363,100	382,200	
110	289,500	330,600	363,600	382,600	
111	289,800	330,900	364,100	383,100	
112	290,100	331,200	364,600	383,600	
113	290,300	331,700	365,100	384,200	
114	290,500	332,100	365,600	384,500	
115	290,700	332,500	366,100	384,900	
116	291,000	332,800	366,500	385,200	

117	291, 200	333, 000	367, 000	385, 500	
118	291, 600	333, 300	367, 400	385, 800	
119	291, 800	333, 700	367, 900	386, 100	
120	292, 100	333, 900	368, 400	386, 400	
121	292, 300	334, 100	368, 800	386, 700	
122	292, 500	334, 400	369, 300	387, 000	
123	292, 700	334, 700	369, 800	387, 300	
124	292, 900	335, 000	370, 300	387, 600	
125	293, 100	335, 200	370, 600	387, 900	
126	293, 200	335, 500	370, 800	388, 200	
127	293, 400	336, 000	370, 900	388, 500	
128	293, 600	336, 200	371, 100	388, 800	
129	293, 800	336, 300	371, 200	389, 100	
130	293, 900	336, 600	371, 400	389, 500	
131	294, 100	337, 000	371, 600		
132	294, 300	337, 200	371, 700		
133	294, 400	337, 500	371, 900		
134	294, 500	337, 900	372, 000		
135	294, 700	338, 300	372, 200		
136	294, 800	338, 700	372, 300		
137	294, 900	339, 000	372, 500		
138	295, 000	339, 400	372, 600		
139	295, 100	339, 800	372, 800		
140	295, 200	340, 200	372, 900		
141	295, 300	340, 600			
142	295, 400	341, 000			
143	295, 500	341, 200			
144	295, 600	341, 300			
145	295, 700	341, 400			
146	295, 900	341, 500			
147	296, 000	341, 600			
148	296, 100	341, 700			
149	296, 200	341, 800			
150	296, 300	341, 900			
151	296, 400	342, 000			
152	296, 500	342, 100			
153	296, 600	342, 200			
154	296, 700	342, 300			
155	296, 800	342, 350			
156	296, 900	342, 400			
157	297, 000	342, 450			
158	297, 100	342, 500			
159	297, 200	342, 550			
160	297, 300	342, 600			
161	297, 400	342, 650			
162	297, 500	342, 700			
163	297, 600	342, 750			
164	297, 700	342, 800			
165	297, 800	342, 850			
166	297, 900	342, 900			
167	298, 000	342, 950			
168	298, 100	343, 000			
169	298, 200				
170	298, 250				
171	298, 300				
172	298, 350				
173	298, 400				
174	298, 450				
175	298, 500				
176	298, 550				
177	298, 600				
178	298, 650				
179	298, 700				

再雇用職員	240, 200	261, 000	268, 300	278, 800	295, 400
-------	----------	----------	----------	----------	----------

別表第2 事務職基本給表（第11条第1項第2号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	162,100	234,800	268,500	295,000	326,000	370,700
2	163,200	236,400	270,500	297,300	328,300	373,400
3	164,400	237,900	272,300	299,500	330,600	376,000
4	165,500	239,600	274,500	301,700	332,900	378,600
5	166,600	241,100	276,300	303,700	335,100	380,600
6	167,700	242,900	278,200	306,100	337,200	383,100
7	168,800	244,400	280,100	308,300	339,400	385,500
8	169,900	246,000	282,200	310,600	341,700	388,000
9	170,900	247,300	284,400	312,600	343,600	390,600
10	172,300	248,800	286,400	315,000	345,900	393,300
11	173,600	250,400	288,500	317,200	347,900	396,000
12	174,900	251,900	290,500	319,600	350,200	398,800
13	176,100	253,400	292,600	321,700	352,000	401,200
14	177,600	254,900	294,700	323,900	354,100	403,600
15	179,100	256,300	296,700	326,100	356,200	405,800
16	180,700	257,700	298,700	328,300	358,300	408,300
17	181,800	259,200	300,700	330,200	360,000	410,100
18	183,200	260,900	302,700	332,300	362,000	412,200
19	184,600	262,600	304,900	334,300	363,900	414,100
20	186,000	264,400	306,900	336,400	365,800	416,000
21	187,300	266,100	308,800	338,200	367,900	417,900
22	189,600	267,900	311,000	340,400	369,800	419,700
23	191,800	269,700	313,000	342,400	371,900	421,600
24	194,000	271,400	315,200	344,500	373,800	423,500
25	196,200	273,300	316,900	346,000	375,900	425,400
26	197,100	275,300	319,100	347,900	377,800	426,900
27	198,000	277,100	321,100	349,900	379,800	428,400
28	198,900	279,000	323,200	351,800	381,900	430,100
29	199,800	280,700	325,000	353,500	383,400	431,700
30	200,700	282,600	327,100	355,500	385,300	433,000
31	201,600	284,500	329,200	357,400	387,100	434,400
32	202,500	286,200	331,300	359,300	388,700	435,600
33	203,400	287,800	332,700	361,200	390,600	436,800
34	204,300	289,700	334,700	363,100	392,000	438,200
35	205,200	291,600	336,700	364,900	393,500	439,500
36	206,100	293,500	338,800	366,600	395,200	440,700
37	207,500	295,100	340,800	368,100	396,600	441,900
38	209,200	296,900	342,700	369,400	397,800	442,800
39	210,900	298,700	344,800	370,800	399,100	443,600
40	212,700	300,600	346,700	372,300	400,200	444,400
41	214,300	302,200	348,600	373,600	401,300	445,000
42	216,100	303,900	350,600	374,500	402,600	445,700
43	217,700	305,500	352,400	375,600	403,800	446,400
44	219,400	307,100	354,400	376,800	404,900	447,200
45	220,800	308,700	355,900	377,600	405,600	448,000
46	222,500	310,500	357,300	378,500	406,300	448,800
47	224,100	312,100	358,900	379,400	407,100	449,200
48	225,900	313,900	360,400	380,400	407,800	449,900
49	227,500	314,900	362,000	381,300	408,400	450,400
50	229,000	316,400	362,900	382,100	409,000	450,800
51	230,600	317,900	364,100	382,900	409,500	451,200
52	232,100	319,600	365,100	383,700	409,900	451,700
53	233,600	321,200	366,000	384,400	410,300	452,100
54	235,100	322,900	367,200	385,200	410,600	452,500
55	236,600	324,500	368,100	385,900	410,900	452,900
56	238,200	326,000	369,200	386,600	411,200	453,200

57	239, 100	327, 600	370, 100	387, 100	411, 600	453, 500
58	240, 500	328, 800	370, 800	387, 700	411, 900	453, 900
59	241, 900	330, 000	371, 600	388, 300	412, 200	454, 200
60	243, 300	331, 200	372, 300	389, 000	412, 500	454, 500
61	244, 600	332, 000	372, 700	389, 500	412, 800	454, 800
62	245, 800	332, 900	373, 300	390, 200	413, 100	455, 000
63	246, 800	333, 700	374, 000	390, 800	413, 400	455, 100
64	248, 100	334, 500	374, 700	391, 400	413, 700	455, 300
65	249, 400	335, 400	375, 000	391, 800	414, 000	455, 400
66	250, 500	335, 900	375, 700	392, 400	414, 300	455, 600
67	251, 800	336, 600	376, 500	393, 000	414, 600	
68	253, 100	337, 400	377, 200	393, 700	414, 900	
69	254, 000	338, 200	377, 500	394, 100	415, 100	
70	255, 400	338, 900	378, 100	394, 600	415, 400	
71	256, 900	339, 600	378, 800	395, 100	415, 700	
72	258, 300	340, 400	379, 400	395, 700	416, 100	
73	259, 700	340, 900	379, 700	396, 000	416, 300	
74	261, 200	341, 500	380, 400	396, 400	416, 600	
75	262, 600	342, 000	381, 100	396, 800	416, 900	
76	263, 900	342, 600	381, 700	397, 200	417, 100	
77	265, 200	342, 900	382, 100	397, 500	417, 300	
78	266, 400	343, 400	382, 600	397, 800	417, 600	
79	267, 800	343, 800	383, 200	398, 200	417, 900	
80	269, 200	344, 300	383, 700	398, 500	418, 100	
81	270, 300	344, 800	384, 200	398, 700	418, 300	
82	271, 400	345, 300	384, 900	399, 000	418, 600	
83	272, 700	345, 800	385, 400	399, 300	418, 900	
84	274, 100	346, 300	385, 700	399, 500	419, 100	
85	274, 900	346, 600	386, 100	399, 700	419, 300	
86	275, 400	347, 000	386, 600	400, 000	419, 400	
87	276, 000	347, 500	387, 000	400, 300	419, 500	
88	276, 700	347, 900	387, 400	400, 500	419, 600	
89	277, 100	348, 200	387, 800	400, 700	419, 700	
90	277, 600	348, 600	388, 300	401, 000	419, 800	
91	278, 100	349, 100	388, 700	401, 300	419, 900	
92	278, 600	349, 600	389, 100	401, 500	420, 000	
93	279, 100	349, 800	389, 500	401, 700	420, 100	
94	279, 600	350, 200	389, 600	401, 800	420, 200	
95	280, 100	350, 700	389, 800	401, 900	420, 400	
96	280, 500	351, 100	389, 900	402, 000	420, 500	
97	280, 800	351, 200	390, 100	402, 100	420, 600	
98	281, 300	351, 700	390, 200	402, 200	420, 700	
99	281, 600	352, 100	390, 400	402, 300	420, 800	
100	282, 100	352, 400	390, 500	402, 400	420, 900	
101	282, 600	352, 700	390, 700	402, 600		
102	283, 000	353, 100	390, 800	402, 700		
103	283, 400	353, 500	391, 000	402, 800		
104	283, 800	354, 000	391, 100	402, 900		
105	284, 200	354, 500	391, 300	403, 000		
106	284, 600	354, 900	391, 500			
107	284, 900	355, 300	391, 600			
108	285, 300	355, 700	391, 800			
109	285, 600	356, 200				
110	286, 000	356, 600				
111	286, 300	356, 900				
112	286, 700	357, 200				
113	287, 100	357, 700				
114	287, 300	358, 000				
115	287, 600	358, 300				
116	287, 900	358, 500				

117	288, 100	358, 800				
118	288, 400	359, 000				
119	288, 700	359, 300				
120	289, 000	359, 500				
121	289, 200	359, 800				
122	289, 500	360, 000				
123	289, 700	360, 300				
124	289, 900	360, 600				
125	290, 100	360, 800				
126	290, 300	361, 100				
127	290, 500	361, 300				
128	290, 700	361, 600				
129	290, 900	361, 800				
130	291, 000	362, 100				
131	291, 200					
132	291, 500					
133	291, 600					
134	291, 700					
135	291, 900					
136	292, 000					
137	292, 100					
138	292, 200					
139	292, 300					
140	292, 400					
141	292, 500					
142	292, 600					
143	292, 700					
144	292, 800					
145	292, 900					
146	293, 000					
147	293, 100					
148	293, 200					
149	293, 300					
150	293, 400					
151	293, 500					
152	293, 600					
153	293, 700					
154	293, 800					
155	293, 900					
156	294, 000					
157	294, 100					
158	294, 150					
159	294, 200					
160	294, 250					
161	294, 300					
162	294, 350					
163	294, 400					
164	294, 450					
165	294, 500					
166	294, 550					
167	294, 600					
168	294, 650					
169	294, 700					
170	294, 750					
171	294, 800					
172	294, 850					
再雇用職員	219, 800	260, 800	280, 600	296, 100	322, 000	364, 700

別表第3 技能職基本給表（第11条第1項第3号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円
1	147,100	208,200	255,400	285,200
2	148,100	209,600	256,700	287,200
3	149,100	210,800	257,800	288,900
4	150,100	211,900	258,900	290,700
5	151,200	213,100	259,800	292,600
6	152,300	214,400	261,200	294,400
7	153,400	215,800	262,300	296,100
8	154,400	217,200	263,500	297,900
9	155,300	218,600	264,700	299,500
10	156,400	220,300	265,700	301,400
11	157,500	221,900	266,900	303,100
12	158,600	223,300	268,100	305,000
13	159,500	224,500	269,200	306,400
14	160,600	226,100	270,300	308,100
15	161,800	227,600	271,300	309,800
16	162,900	228,900	272,300	311,300
17	164,000	229,900	273,300	312,800
18	165,400	230,700	274,600	314,500
19	166,700	231,600	275,700	316,100
20	167,900	232,600	276,600	317,800
21	169,000	233,600	277,600	319,000
22	170,200	235,100	278,700	320,400
23	171,400	236,400	279,800	321,800
24	172,600	237,500	280,800	323,400
25	173,700	239,100	281,600	324,600
26	175,200	240,400	282,800	326,100
27	176,700	241,700	283,900	327,600
28	178,200	243,100	285,000	329,000
29	179,600	244,000	285,900	330,600
30	181,000	245,200	287,100	331,900
31	182,500	246,500	288,100	333,200
32	184,000	247,800	289,100	334,400
33	185,400	248,900	289,900	335,500
34	186,100	250,200	290,800	336,500
35	186,800	251,400	291,800	337,600
36	187,500	252,600	292,900	338,700
37	188,200	253,900	293,500	339,800
38	188,900	255,000	294,400	341,000
39	189,600	256,400	295,300	342,000
40	190,300	257,700	296,300	343,000
41	191,000	258,700	297,000	344,000
42	191,700	260,000	298,000	345,100
43	192,400	261,200	299,000	346,100
44	193,100	262,500	299,900	347,100
45	194,400	263,300	300,700	348,000
46	195,800	264,400	301,600	349,000
47	197,200	265,700	302,500	350,100
48	198,600	266,700	303,400	351,100
49	199,700	267,900	304,100	352,000
50	200,700	269,000	304,800	352,900
51	201,600	270,300	305,500	353,900
52	202,500	271,200	306,300	354,700
53	203,500	272,100	306,900	355,500
54	204,400	273,200	307,700	356,300
55	205,300	274,500	308,400	357,100
56	206,300	275,700	309,200	357,800

57	207, 300	276, 500	309, 900	358, 600
58	208, 200	277, 500	310, 600	359, 400
59	209, 100	278, 700	311, 400	360, 200
60	210, 000	279, 700	312, 100	360, 900
61	210, 900	280, 800	312, 700	361, 600
62	212, 000	281, 900	313, 400	362, 300
63	213, 000	282, 800	314, 200	363, 100
64	213, 800	283, 900	314, 900	363, 800
65	214, 600	284, 700	315, 400	364, 400
66	215, 400	285, 500	315, 900	364, 900
67	216, 200	286, 300	316, 500	365, 400
68	217, 100	287, 200	317, 100	365, 900
69	218, 000	287, 900	317, 700	366, 300
70	219, 200	288, 700	318, 200	
71	220, 300	289, 500	318, 700	
72	221, 200	290, 200	319, 200	
73	221, 900	291, 000	319, 500	
74	223, 100	291, 800	320, 000	
75	224, 200	292, 600	320, 500	
76	225, 500	293, 400	320, 900	
77	226, 100	294, 000	321, 100	
78	227, 300	294, 500	321, 400	
79	228, 500	295, 000	321, 700	
80	229, 700	295, 400	322, 000	
81	230, 600	295, 900	322, 300	
82	231, 800	296, 300	322, 700	
83	232, 800	296, 800	323, 000	
84	234, 000	297, 300	323, 300	
85	235, 100	297, 700	323, 500	
86	236, 100	298, 300	323, 900	
87	237, 200	298, 900	324, 200	
88	238, 300	299, 500	324, 400	
89	239, 300	299, 800	324, 600	
90	240, 400	300, 400	324, 900	
91	241, 000	300, 900	325, 200	
92	241, 400	301, 300	325, 500	
93	241, 900	301, 700	325, 700	
94	242, 300	302, 200	326, 000	
95	242, 900	302, 700	326, 300	
96	243, 200	303, 200	326, 500	
97	243, 400	303, 500	326, 700	
98	243, 800	303, 900	327, 100	
99	244, 200	304, 400	327, 400	
100	244, 600	305, 000	327, 600	
101	244, 800	305, 400	327, 800	
102	245, 300	305, 800	327, 900	
103	245, 700	306, 100	328, 000	
104	246, 100	306, 400	328, 100	
105	246, 400	306, 700	328, 200	
106	246, 800	307, 100	328, 300	
107	247, 300	307, 500	328, 400	
108	247, 500	307, 900	328, 500	
109	247, 900	308, 200	328, 600	
110	248, 300	308, 600	328, 700	
111	248, 400	309, 000	328, 800	
112	248, 600	309, 400	328, 900	
113	248, 900	309, 600	329, 000	
114	249, 200	309, 900	329, 100	
115	249, 600	310, 200	329, 200	
116	249, 900	310, 400	329, 300	

117	250,000	310,600	329,400	
118	250,200	310,900	329,500	
119	250,500	311,200		
120	250,700	311,400		
121	250,900	311,600		
122	251,200	311,900		
123	251,600	312,200		
124	251,900	312,400		
125	252,100	312,600		
126	252,400	312,900		
127	252,700	313,200		
128	253,000	313,400		
129	253,200	313,700		
130	253,500	314,000		
131	253,700	314,300		
132	253,900	314,500		
133	254,100	314,700		
134	254,400	314,800		
135	254,600	314,900		
136	254,800	315,000		
137	255,000	315,100		
138	255,200	315,200		
139	255,400	315,300		
140	255,600	315,400		
141	255,900	315,500		
142	256,100	315,600		
143	256,300			
144	256,500			
145	256,700			
146	256,800			
147	257,000			
148	257,100			
149	257,200			
150	257,300			
151	257,400			
152	257,500			
153	257,600			
154	257,700			
155	257,800			
156	257,900			
157	258,100			
158	258,200			
159	258,400			
160	258,500			
161	258,700			
162	258,800			
163	258,900			
164	259,000			
165	259,200			
166	259,300			
167	259,400			
168	259,500			
169	259,700			
170	259,800			
171	259,900			
172	260,000			
173	260,100			
174	260,300			
175	260,400			
176	260,500			

177	260,600			
178	260,700			
179	260,750			
180	260,800			
181	260,850			
182	260,900			
183	260,950			
184	261,000			
185	261,050			
186	261,100			
187	261,150			
188	261,200			
189	261,250			
190	261,300			
再雇用職員	209,100	228,000	249,300	280,700

別表第4 教育職基本給表（第11条第1項第4号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	234,600	249,400	280,900	57	350,200	371,000	409,800
2	236,700	251,700	284,000	58	352,100	372,700	411,600
3	238,600	254,000	286,800	59	354,000	374,000	413,200
4	240,500	256,000	289,700	60	355,800	375,500	414,800
5	242,400	258,000	292,600	61	357,500	377,000	416,200
6	244,100	259,900	295,200	62	359,200	378,400	417,800
7	245,700	261,800	297,600	63	360,700	379,900	419,300
8	247,300	263,700	300,000	64	362,400	381,400	421,000
9	249,300	265,600	302,600	65	363,800	382,500	422,400
10	251,600	267,700	305,300	66	365,200	383,800	423,400
11	253,900	270,600	307,700	67	366,600	385,100	424,400
12	255,900	273,400	310,400	68	368,200	386,400	425,400
13	257,900	276,200	312,700	69	369,400	387,700	426,400
14	259,800	279,000	314,800	70	370,800	389,000	427,400
15	261,700	281,500	316,900	71	372,300	390,300	428,500
16	263,600	284,200	318,800	72	373,800	391,600	429,500
17	265,500	286,800	321,200	73	374,800	393,000	430,200
18	267,400	289,000	323,900	74	376,200	394,400	431,000
19	269,300	291,100	326,300	75	377,400	395,700	432,000
20	271,200	293,500	328,800	76	378,600	397,000	433,000
21	273,100	296,000	331,200	77	379,900	397,600	434,100
22	275,100	298,300	334,200	78	381,200	399,000	435,100
23	277,900	300,500	337,000	79	382,300	400,400	436,100
24	280,800	302,800	340,100	80	383,500	401,800	437,000
25	283,600	304,600	343,000	81	384,600	403,200	437,700
26	286,000	306,800	345,800	82	385,700	404,300	438,700
27	288,500	308,900	348,500	83	386,800	405,400	439,600
28	291,100	311,000	351,500	84	387,900	406,600	440,400
29	293,900	313,100	354,400	85	389,000	407,500	441,300
30	296,100	315,100	356,900	86	390,100	408,600	442,100
31	297,900	316,900	359,500	87	391,200	409,700	443,000
32	300,000	318,800	361,900	88	392,200	410,700	443,900
33	301,800	320,600	364,500	89	393,300	411,700	444,600
34	303,800	322,900	366,600	90	394,300	412,700	445,100
35	305,900	325,000	369,000	91	395,300	413,700	445,700
36	307,700	327,400	371,000	92	396,300	414,600	446,100
37	309,700	329,600	373,300	93	397,200	415,400	446,600
38	311,400	331,700	375,400	94	398,200	416,500	447,200
39	312,900	334,000	377,700	95	399,000	417,500	447,600
40	314,700	336,600	379,900	96	399,900	418,500	448,000
41	316,200	339,000	382,200	97	400,800	419,100	448,200
42	318,300	341,600	384,200	98	401,600	419,800	448,600
43	320,200	344,000	386,400	99	402,600	420,600	448,900
44	322,600	346,300	388,500	100	403,400	421,200	449,200
45	324,400	348,700	390,200	101	404,200	421,700	449,500
46	326,200	351,200	392,200	102	405,000	422,100	449,700
47	328,500	353,700	394,100	103	405,800	422,400	449,800
48	331,000	355,800	396,100	104	406,600	422,700	
49	333,400	358,100	397,000	105	407,400	422,900	
50	335,900	359,700	398,900	106	408,100	423,200	
51	338,200	361,300	400,600	107	408,700	423,500	
52	340,400	363,200	402,400	108	409,400	423,800	
53	342,600	364,800	403,500	109	410,100	424,000	
54	344,600	366,300	405,100	110	410,700	424,300	
55	346,600	368,100	406,600	111	411,500	424,600	
56	348,300	369,600	408,400	112	412,100	424,900	

113	412, 700	425, 100	
114	413, 200	425, 400	
115	413, 800	425, 700	
116	414, 300	425, 900	
117	414, 900	426, 100	
118	415, 500	426, 200	
119	416, 000	426, 300	
120	416, 500	426, 400	
121	417, 100	426, 500	
122	417, 500	426, 600	
123	418, 100	426, 700	
124	418, 500	426, 800	
125	419, 000	426, 900	
126	419, 500	427, 000	
127	420, 000	427, 100	
128	420, 600	427, 200	
129	421, 000	427, 300	
130	421, 200	427, 400	
131	421, 400	427, 500	
132	421, 600	427, 600	
133	421, 800	427, 700	
134	422, 000	427, 800	
135	422, 200		
136	422, 400		
137	422, 600		
138	422, 800		
139	423, 000		
140	423, 200		
141	423, 400		
再雇用職員	299, 600	308, 800	317, 500

別表第5 研究職基本給表（第11条第1項第5号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級
	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円
1	210,100	286,100	397,200
2	211,700	288,600	400,200
3	213,300	291,000	403,000
4	214,900	293,500	405,800
5	216,500	295,900	408,000
6	218,100	298,100	410,700
7	219,700	300,100	413,500
8	221,300	302,200	416,300
9	222,900	304,300	418,900
10	224,500	307,000	421,600
11	226,100	309,700	424,300
12	227,700	312,500	427,200
13	229,200	314,700	429,900
14	231,500	317,300	432,600
15	233,900	319,900	435,500
16	236,200	322,700	438,300
17	238,400	325,300	440,800
18	241,100	327,600	443,500
19	244,000	329,800	446,000
20	246,800	332,000	448,700
21	249,200	334,200	451,200
22	251,900	336,300	453,900
23	254,300	338,300	456,600
24	257,000	340,200	459,100
25	259,500	342,300	461,400
26	261,900	344,200	463,700
27	264,000	346,100	466,300
28	266,200	347,900	468,800
29	268,800	349,900	471,400
30	270,900	351,600	474,000
31	272,700	353,100	476,500
32	274,700	354,900	479,100
33	276,400	356,200	481,400
34	278,300	357,600	483,900
35	280,400	359,000	486,300
36	282,300	360,500	488,900
37	284,300	361,700	491,300
38	285,700	363,200	493,900
39	287,000	364,500	496,400
40	288,500	365,900	498,900
41	289,900	366,600	501,300
42	290,900	367,800	503,500
43	292,000	369,000	505,800
44	293,000	370,100	508,000
45	293,700	371,300	509,800
46	294,900	372,600	511,300
47	296,100	373,900	512,900
48	297,300	375,000	514,500
49	298,700	376,200	516,200
50	300,000	377,500	517,600
51	301,100	378,800	519,100
52	302,200	380,100	520,600
53	303,400	380,900	521,700
54	304,600	381,900	523,000
55	305,900	382,800	524,200
56	307,000	383,800	525,400

57	307,900	384,600	526,300
58	309,000	385,500	527,400
59	310,300	386,200	528,400
60	311,400	386,900	529,400
61	312,300	387,500	530,500
62	313,400	388,200	531,400
63	314,600	389,100	532,200
64	315,700	390,100	532,900
65	316,600	390,700	533,700
66	317,700	391,500	534,500
67	318,700	392,300	535,300
68	319,700	393,100	536,200
69	320,700	393,800	536,900
70	321,700	394,500	537,700
71	322,900	395,200	538,500
72	324,000	395,900	539,300
73	324,600	396,600	540,000
74	325,600	397,200	
75	326,700	397,800	
76	327,900	398,600	
77	329,000	399,300	
78	330,000	399,900	
79	330,900	400,500	
80	331,900	401,100	
81	333,000	401,700	
82	333,800	402,300	
83	334,500	403,000	
84	335,300	403,600	
85	335,900	404,100	
86	336,400	404,600	
87	336,900	405,100	
88	337,400	405,800	
89	337,700	406,200	
90	338,200	406,400	
91	338,700	406,600	
92	339,200	406,800	
93	339,500	407,100	
94	339,900	407,300	
95	340,500	407,500	
96	341,000	407,700	
97	341,500	407,900	
98	342,000	408,100	
99	342,500	408,300	
100	343,000	408,500	
101	343,500	408,700	
102	344,000	408,900	
103	344,500	409,100	
104	345,100	409,300	
105	345,600	409,500	
106	346,000	409,700	
107	346,500		
108	346,900		
109	347,400		
110	347,800		
111	348,300		
112	348,700		

113	349,300		
114	349,700		
115	350,200		
116	350,600		
117	351,100		
118	351,500		
119	351,900		
120	352,300		
121	352,700		
再雇用職員	264,300	289,700	392,900

別表第6 福祉職基本給表（第11条第1項第6号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	176,900	258,700	280,300	57	250,200	339,100	381,300
2	178,100	260,400	282,100	58	252,000	339,600	382,100
3	179,300	261,800	283,800	59	253,500	340,200	382,900
4	180,500	263,400	285,300	60	255,200	340,800	383,700
5	181,400	264,500	287,200	61	256,700	341,300	384,600
6	182,900	265,900	289,200	62	258,000	341,500	385,400
7	184,300	267,300	291,400	63	259,300	342,100	386,100
8	185,700	268,700	293,700	64	260,700	342,700	386,800
9	186,800	270,000	295,700	65	262,000	343,000	387,100
10	188,200	271,400	297,900	66	263,300	343,500	387,700
11	189,600	272,700	300,100	67	264,700	344,000	388,300
12	191,000	273,900	302,200	68	265,900	344,500	389,000
13	192,400	275,200	304,000	69	267,300	345,100	389,500
14	193,700	276,900	306,400	70	268,800	345,600	390,200
15	195,100	278,700	308,500	71	270,500	346,000	390,800
16	196,400	280,400	310,800	72	272,000	346,500	391,400
17	197,800	282,000	312,900	73	273,400	346,700	391,800
18	199,100	283,900	315,300	74	275,100	347,200	392,400
19	200,400	285,700	317,400	75	276,700	347,700	393,000
20	201,500	287,400	319,800	76	278,300	348,200	393,700
21	202,500	289,000	321,800	77	280,000	348,500	394,100
22	203,300	290,800	324,000	78	281,500	348,900	394,600
23	204,100	292,400	326,200	79	283,200	349,500	395,100
24	204,900	294,100	328,400	80	284,800	349,900	395,700
25	205,700	296,100	330,400	81	286,300	350,100	396,200
26	206,500	297,800	332,500	82	288,000	350,400	396,600
27	207,300	299,500	334,600	83	289,500	350,900	397,000
28	208,100	301,400	336,700	84	291,000	351,300	397,400
29	208,900	302,700	338,500	85	292,500	351,600	397,600
30	209,700	304,400	340,700	86	294,000	351,900	397,800
31	210,500	306,200	342,600	87	295,400	352,400	398,200
32	211,300	307,800	344,800	88	297,000	352,800	398,500
33	212,600	309,400	346,400	89	298,400	353,100	398,700
34	213,800	311,000	348,300	90	299,800	353,500	399,000
35	215,000	312,500	350,300	91	301,400	354,000	399,300
36	216,100	314,200	352,200	92	302,900	354,200	399,500
37	217,300	315,800	353,500	93	304,100	354,500	399,700
38	219,800	317,300	355,500	94	305,700	354,600	399,800
39	222,300	318,800	357,400	95	306,900	354,800	399,900
40	225,200	320,400	359,300	96	308,400	354,900	400,000
41	228,100	321,700	361,200	97	309,600	355,100	400,100
42	229,600	323,400	363,100	98	310,900	355,200	400,200
43	230,800	324,900	364,900	99	312,000	355,400	400,300
44	232,100	326,400	366,600	100	313,300	355,500	400,400
45	233,400	327,600	368,500	101	314,200	355,700	400,500
46	235,000	328,800	369,900	102	315,300	355,900	
47	236,400	330,000	371,500	103	316,500	356,000	
48	237,900	331,200	372,900	104	317,700	356,200	
49	239,300	332,300	373,900	105	319,100	356,300	
50	240,700	333,300	375,000	106	319,800	356,500	
51	242,100	334,200	376,200	107	320,500	356,600	
52	243,600	335,200	377,300	108	321,100	356,800	
53	244,500	336,200	378,200	109	321,900		
54	245,900	336,900	378,800	110	322,700		
55	247,300	337,700	379,600	111	323,400		
56	248,700	338,500	380,500	112	324,100		

113	324, 400		
114	324, 700		
115	325, 300		
116	325, 600		
117	326, 000		
118	326, 300		
119	326, 700		
120	327, 100		
121	327, 600		
122	328, 000		
123	328, 300		
124	328, 600		
125	329, 100		
126	329, 500		
127	329, 700		
128	330, 100		
129	330, 500		
130	330, 900		
131	331, 300		
132	331, 800		
133	332, 000		
134	332, 300		
135	332, 600		
136	332, 900		
137	333, 300		
138	333, 500		
139	333, 800		
140	334, 200		
141	334, 600		
142	334, 900		
143	335, 300		
144	335, 600		
145	336, 000		
146	336, 400		
147	336, 700		
148	336, 900		
149	337, 000		
150	337, 200		
151	337, 300		
152	337, 400		
153	337, 500		
154	337, 550		
155	337, 600		
156	337, 650		
157	337, 700		
158	337, 750		
159	337, 800		
160	337, 850		
161	337, 900		
162	337, 950		
163	338, 000		
164	338, 050		
165	338, 100		
166	338, 150		
167	338, 200		
168	338, 250		
169	338, 300		
170	338, 350		
再雇用職員	246, 200	260, 900	294, 700

別表第6の2 療養介助職基本給表（第11条第1項第7号関係）

職務の級 号俸	1級	2級
	基本給月額	基本給月額
	円	円
1	176,200	177,300
2	176,900	178,100
3	177,900	179,000
4	178,700	179,800
5	179,500	180,700
6	180,300	181,400
7	181,100	182,200
8	181,900	183,000
9	182,600	183,800
10	184,300	185,400
11	185,900	187,100
12	187,800	188,600
13	189,500	189,900
14	191,100	191,400
15	192,600	192,800
16	194,100	194,200
17	195,800	195,900
18	197,300	197,600
19	198,600	199,100
20	199,900	200,900
21	201,200	202,300
22	201,700	203,000
23	202,200	203,700
24	202,700	204,400
25	203,200	205,100
26	203,700	205,800
27	204,200	206,500
28	204,700	207,200
29	205,200	207,900
30	205,700	208,600
31	206,200	209,300
32	206,700	210,000
33	207,700	211,400
34	208,500	212,300
35	209,200	213,200
36	209,800	213,900
37	210,600	216,000
38	211,400	217,100
39	212,200	217,800
40	213,100	218,700
41	213,800	219,300
42	214,600	220,300
43	215,100	221,000
44	216,000	221,900
45	216,800	222,800
46	217,600	223,800
47	218,300	224,900
48	218,800	225,700
49	219,300	226,400
50	220,000	227,300
51	220,800	228,200
52	221,400	229,000
53	221,900	229,600
54	222,500	230,500
55	223,100	231,500
56	223,800	232,400

57	224,100	233,200
58	224,800	234,300
59	225,300	235,100
60	225,800	235,800
61	226,000	236,600
62	226,400	237,500
63	226,800	238,400
64	227,300	239,200
65	227,700	239,700
66	228,300	240,500
67	228,600	241,300
68	229,000	241,900
69	229,600	242,600
70	229,900	243,300
71	230,300	243,800
72	230,600	244,500
73	231,000	245,200
74	231,400	245,800
75	231,800	246,500
76	232,100	247,300
77	232,300	247,900
78	232,700	248,700
79	233,100	249,300
80	233,200	250,000
81	233,400	250,500
82	233,800	251,200
83	234,200	252,000
84	234,400	252,500
85	234,600	253,200
86	234,900	253,700
87	235,200	254,400
88	235,300	254,800
89	235,600	255,400
90	235,900	256,100
91	236,200	256,800
92	236,300	257,500
93	236,600	257,900
94	236,800	258,300
95	236,900	258,600
96	237,000	258,800
97	237,200	259,100
98	237,500	259,400
99	237,700	259,600
100	237,800	259,800
101	237,900	260,100
102	238,100	260,500
103	238,300	260,700
104	238,400	261,000
105	238,500	261,100
106	238,700	261,400
107	238,900	261,700
108	239,000	261,900
109	239,200	262,100
110	239,300	262,400
111	239,500	262,700
112	239,600	262,900

113	239,700	263,000
114	239,900	263,100
115	240,000	263,200
116	240,100	263,300
117	240,200	263,500
118	240,400	263,700
119	240,500	263,800
120	240,600	263,900
121	240,700	264,000
122	240,800	264,200
123	240,900	264,400
124	241,000	264,700
125	241,050	264,800
126	241,100	265,000
127	241,150	265,100
128	241,200	265,300
129	241,250	265,500
130	241,300	265,700
131	241,350	265,900
132	241,400	266,100
133	241,450	266,200
134	241,500	266,400
135	241,550	266,600
136	241,600	266,700
137	241,650	266,800
138	241,700	266,900
139	241,750	267,100
140	241,800	267,200
141	241,850	267,300
142	241,900	267,400
143	241,950	267,500
144	242,000	267,600
145	242,050	267,700
146	242,100	267,800
147	242,150	267,900
148	242,200	268,000
149	242,250	268,100
再雇用職員		212,400 234,800

別表第6の3 診療情報管理職基本給表（第11条第1項第8号関係）

職務の級 号俸	1級	2級	3級				
	基本給月額	基本給月額	基本給月額				
	円	円	円				
1	162,100	234,800	268,500	57	239,100	327,600	370,100
2	163,200	236,400	270,500	58	240,500	328,800	370,800
3	164,400	237,900	272,300	59	241,900	330,000	371,600
4	165,500	239,600	274,500	60	243,300	331,200	372,300
5	166,600	241,100	276,300	61	244,600	332,000	372,700
6	167,700	242,900	278,200	62	245,800	332,900	373,300
7	168,800	244,400	280,100	63	246,800	333,700	374,000
8	169,900	246,000	282,200	64	248,100	334,500	374,700
9	170,900	247,300	284,400	65	249,400	335,400	375,000
10	172,300	248,800	286,400	66	250,500	335,900	375,700
11	173,600	250,400	288,500	67	251,800	336,600	376,500
12	174,900	251,900	290,500	68	253,100	337,400	377,200
13	176,100	253,400	292,600	69	254,000	338,200	377,500
14	177,600	254,900	294,700	70	255,400	338,900	378,100
15	179,100	256,300	296,700	71	256,900	339,600	378,800
16	180,700	257,700	298,700	72	258,300	340,400	379,400
17	181,800	259,200	300,700	73	259,700	340,900	379,700
18	183,200	260,900	302,700	74	261,200	341,500	380,400
19	184,600	262,600	304,900	75	262,600	342,000	381,100
20	186,000	264,400	306,900	76	263,900	342,600	381,700
21	187,300	266,100	308,800	77	265,200	342,900	382,100
22	189,600	267,900	311,000	78	266,400	343,400	382,600
23	191,800	269,700	313,000	79	267,800	343,800	383,200
24	194,000	271,400	315,200	80	269,200	344,300	383,700
25	196,200	273,300	316,900	81	270,300	344,800	384,200
26	197,100	275,300	319,100	82	271,400	345,300	384,900
27	198,000	277,100	321,100	83	272,700	345,800	385,400
28	198,900	279,000	323,200	84	274,100	346,300	385,700
29	199,800	280,700	325,000	85	274,900	346,600	386,100
30	200,700	282,600	327,100	86	275,400	347,000	386,600
31	201,600	284,500	329,200	87	276,000	347,500	387,000
32	202,500	286,200	331,300	88	276,700	347,900	387,400
33	203,400	287,800	332,700	89	277,100	348,200	387,800
34	204,300	289,700	334,700	90	277,600	348,600	388,300
35	205,200	291,600	336,700	91	278,100	349,100	388,700
36	206,100	293,500	338,800	92	278,600	349,600	389,100
37	207,500	295,100	340,800	93	279,100	349,800	389,500
38	209,200	296,900	342,700	94	279,600	350,200	
39	210,900	298,700	344,800	95	280,100	350,700	
40	212,700	300,600	346,700	96	280,500	351,100	
41	214,300	302,200	348,600	97	280,800	351,200	
42	216,100	303,900	350,600	98	281,300	351,700	
43	217,700	305,500	352,400	99	281,600	352,100	
44	219,400	307,100	354,400	100	282,100	352,400	
45	220,800	308,700	355,900	101	282,600	352,700	
46	222,500	310,500	357,300	102	283,000	353,100	
47	224,100	312,100	358,900	103	283,400	353,500	
48	225,900	313,900	360,400	104	283,800	354,000	
49	227,500	314,900	362,000	105	284,200	354,500	
50	229,000	316,400	362,900	106	284,600	354,900	
51	230,600	317,900	364,100	107	284,900	355,300	
52	232,100	319,600	365,100	108	285,300	355,700	
53	233,600	321,200	366,000	109	285,600	356,200	
54	235,100	322,900	367,200	110	286,000	356,600	
55	236,600	324,500	368,100	111	286,300	356,900	
56	238,200	326,000	369,200	112	286,700	357,200	

113	287, 100	357, 700	
114	287, 300		
115	287, 600		
116	287, 900		
117	288, 100		
118	288, 400		
119	288, 700		
120	289, 000		
121	289, 200		
122	289, 500		
123	289, 700		
124	289, 900		
125	290, 100		
126	290, 300		
127	290, 500		
128	290, 700		
129	290, 900		
130	291, 000		
131	291, 200		
132	291, 500		
133	291, 600		
134	291, 700		
135	291, 900		
136	292, 000		
137	292, 100		
138	292, 200		
139	292, 300		
140	292, 400		
141	292, 500		
142	292, 600		
143	292, 700		
144	292, 800		
145	292, 900		
146	293, 000		
147	293, 100		
148	293, 200		
149	293, 300		
150	293, 400		
151	293, 500		
152	293, 600		
153	293, 700		
154	293, 800		
155	293, 900		
156	294, 000		
157	294, 100		
再雇用職員	219, 800	260, 800	280, 600

別表第6の4 医師事務作業専門職基本給表（第11条第1項第9号関係）

号俸	基本給月額				
	円				
1	162,100	57	224,100	113	239,700
2	163,200	58	224,800	114	239,900
3	164,400	59	225,300	115	240,000
4	165,500	60	225,800	116	240,100
5	166,600	61	226,000	117	240,200
6	167,700	62	226,400	118	240,400
7	168,800	63	226,800	119	240,500
8	169,900	64	227,300	120	240,600
9	170,900	65	227,700	121	240,700
10	172,300	66	228,300	122	240,800
11	173,600	67	228,600	123	240,900
12	174,900	68	229,000	124	241,000
13	176,100	69	229,600	125	241,050
14	177,600	70	229,900	126	241,100
15	179,100	71	230,300	127	241,150
16	180,700	72	230,600	128	241,200
17	181,800	73	231,000	129	241,250
18	183,200	74	231,400	130	241,300
19	184,600	75	231,800	131	241,350
20	186,000	76	232,100	132	241,400
21	187,300	77	232,300	133	241,450
22	189,600	78	232,700	134	241,500
23	191,800	79	233,100	135	241,550
24	194,000	80	233,200	136	241,600
25	196,200	81	233,400	137	241,650
26	197,100	82	233,800	138	241,700
27	198,000	83	234,200	139	241,750
28	198,900	84	234,400	140	241,800
29	199,800	85	234,600	141	241,850
30	200,700	86	234,900	142	241,900
31	201,600	87	235,200	143	241,950
32	202,500	88	235,300	144	242,000
33	203,400	89	235,600	145	242,050
34	204,300	90	235,900	146	242,100
35	205,200	91	236,200	147	242,150
36	206,100	92	236,300	148	242,200
37	207,500	93	236,600	149	242,250
38	209,200	94	236,800	再雇用職員	212,400
39	210,900	95	236,900		
40	212,700	96	237,000		
41	213,800	97	237,200		
42	214,600	98	237,500		
43	215,100	99	237,700		
44	216,000	100	237,800		
45	216,800	101	237,900		
46	217,600	102	238,100		
47	218,300	103	238,300		
48	218,800	104	238,400		
49	219,300	105	238,500		
50	220,000	106	238,700		
51	220,800	107	238,900		
52	221,400	108	239,000		
53	221,900	109	239,200		
54	222,500	110	239,300		
55	223,100	111	239,500		
56	223,800	112	239,600		

別表第7 級別標準職務表（第11条第3項関係）

イ 削除

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務 3 歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師又は心理療法士（以下この表において「医療技術職員」という。）の職務
2 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務 3 困難な業務を行う医療技術職員（心理療法士を除く。）の職務
3 級	1 主任薬剤師の職務 2 副診療放射線技師長、副臨床検査技師長、副栄養管理室長、副臨床工学技士長、副理学療法士長、副作業療法士長又は副言語聴覚士長の職務 3 困難な業務を行う主任診療放射線技師、主任診療エックス線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任栄養士、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任心理療法士の職務
4 級	1 副薬剤部長又は副薬剤科長の職務 2 困難な業務を行う主任薬剤師の職務 3 診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長又は言語聴覚士長の職務
5 級	1 薬剤科長の職務 2 理事長が定める規模の大きい病院の診療放射線技師長、臨床検査技師長、栄養管理室長、理学療法士長又は作業療法士長の職務
6 級	理事長が定める規模の大きい病院の薬剤部長の職務
7 級	理事長が定める特に規模の大きい病院の薬剤部長の職務
備考	1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 前2項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	保健師、助産師又は看護師の職務
3 級	副看護師長の職務
4 級	看護師長の職務
5 級	副看護部長の職務

ニ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務
4 級	1 課長の職務 2 室長の職務
5 級	困難な業務を行う課長の職務
6 級	特に困難な業務を行うものとして理事長が別に定める職務

ホ 技能職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 一般職員の職務 2 助手職員の職務 3 労務職員の職務
2 級	1 職長、副職長又は主任の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする一般職員の職務
3 級	高度の技術又は経験を必要とする職長の職務
4 級	特に高度の技術又は経験を必要とする職長の職務
備考	1 「一般職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師又は洗たく長等職員である。 2 「助手職員」とは、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手又は作業療法助手である。 3 「労務職員」とは、調理助手、保清員、洗たく員又は消毒員である。

ヘ 教育職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	教員の職務
2 級	教育主事の職務
3 級	副学校長の職務

ト 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	研究員の職務
2 級	研究室長の職務
3 級	研究部長の職務

チ 福祉職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	1 児童指導員又は保育士の職務 2 医療社会事業専門員の職務
2 級	1 指導主任、主任児童指導員又は主任保育士の職務 2 医療社会事業専門職の職務
3 級	1 指導室長の職務 2 主任医療社会事業専門職の職務

リ 療養介助職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	療養介助員の職務
2 級	療養介助専門員の職務

ス 診療情報管理職基本給表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	一般職員の職務
2 級	係長の職務
3 級	班長又は専門職の職務

別表第8 初任給基準表（第12条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 歯 科 医 師	博 士 課 程 修 了	25 号 俸
	大 学 6 卒	1 号 俸

備考

理事長が特に必要と認める場合は初任給欄の号俸について別に基準を定める。

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
薬 剤 師	大 学 6 卒	1 級 35 号 俸
	大 学 卒	1 級 21 号 俸
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
栄 養 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
視 能 訓 練 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
言 語 聴 覚 士	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
歯 科 衛 生 士	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 専 攻 科 卒	1 級 7 号 俸
歯 科 技 工 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸
あん摩マッサージ指圧師	短 大 3 卒	1 級 17 号 俸
	短 大 2 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
保 健 師 助 産 師	大 学 卒	2 級 11 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
看 護 師	大 学 卒	2 級 9 号 俸
	短 大 3 卒	2 級 5 号 俸
	短 大 2 卒	2 級 1 号 俸
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 2 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号俸、「短大2卒」にあつては2級9号俸とする。

ニ 事務職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総 合 職 （ 院 卒 ）	1 級 43 号 俸
	総 合 職 （ 大 卒 ）	1 級 33 号 俸
	一 般 職 （ 大 卒 ）	1 級 25 号 俸
	一 般 職 （ 高 卒 ）	1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事 務 職 採 用 試 験 （ 大 卒 程 度 ）	1 級 25 号 俸
	事 務 職 採 用 試 験 （ 高 卒 程 度 ）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。

ホ 技能職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
技 能 職 員	高 校 卒	1 級 17 号 俸
	中 学 卒	1 級 9 号 俸

備考

職種欄の「技能職員」とは、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、営繕手、水道手、温泉手、作業手、調理師、洗たく長等職員、看護助手、薬剤助手、診療エックス線助手、臨床検査助手、理学療法助手又は作業療法助手である。

ヘ 研究職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
採 用 試 験	総合職（院卒）	1 級 15 号 俸
	総合職（大卒）	1 級 5 号 俸
	一般職（大卒）	1 級 1 号 俸
そ の 他	博 士 課 程 修 了 (大学6卒後のものに限る。)	1 級 37 号 俸
	博 士 課 程 修 了	1 級 33 号 俸
	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了 大 学 6 卒	1 級 13 号 俸

備考

- 試験欄の「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 試験欄の「その他」の区分に対応する学歴免許等欄の「博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）」、「博士課程修了」又は「修士課程修了専門職学位課程修了大学6卒」の区分は、あらかじめ理事長の承認を得た者に適用する。
- 試験欄の「総合職（院卒）」又は「総合職（大卒）」の区分の適用を受ける者のうち、「博士課程修了」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」の学歴免許等の資格を有する者で相当高度の研究業績を有する者をもって充てる必要のある職に採用されるものについては、この表の初任給欄の号俸が「博士課程修了」にあつては「1級33号俸」、「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学6卒」にあつては「1級17号俸」と定められているものとして取り扱うものとする。

ト 福祉職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
児 童 指 導 員 医 療 社 会 事 業 専 門 員	大 学 卒	1 級 21 号 俸
	短 大 卒	1 級 11 号 俸
保 育 士	短 大 卒	1 級 11 号 俸

備考

- 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童指導員又は保育士になった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、理事長が別に定める。
- 職種欄の「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有す

チ 療養介助職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
療 養 介 助 専 門 員	大 学 卒	2 級 21 号 俸
	短 大 卒	2 級 11 号 俸
	高 校 卒	2 級 1 号 俸
療 養 介 助 員	短 大 卒	1 級 11 号 俸
	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 職種欄の「療養介助専門員」とは、介護福祉士の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）に加え、介護計画の作成（外出時の支援を含む。）を行う職員をいう。
- 2 職種欄の「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー２級）の資格を有し、身体介助等の業務を行う職員をいう。
- 3 学歴免許等の「大学卒」、「短大卒」の区分の適用については、理事長が別に定める学校等に限る。

リ 診療情報管理職基本給表初任給基準表

試 験	学 歴 免 許 等	初 任 給
国 家 公 務 員 採 用 試 験	総合職（院卒）	1 級 43 号 俸
	総合職（大卒）	1 級 33 号 俸
	一般職（大卒）	1 級 25 号 俸
	一般職（高卒）	1 級 5 号 俸
競 争 試 験	事務職採用試験（大卒程度）	1 級 25 号 俸
	事務職採用試験（高卒程度）	1 級 5 号 俸
そ の 他	高 校 卒	1 級 1 号 俸

備考

- 1 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（院卒）」は、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 2 試験欄の「国家公務員採用試験」「総合職（大卒）」は、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 3 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（大卒）」は、国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）及びこれに相当する採用試験をいう。
- 4 試験欄の「国家公務員採用試験」「一般職（高卒）」は、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）、国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））及びこれに相当する採用試験をいう。
- 5 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（大卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく大学卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 6 試験欄の「競争試験」「事務職採用試験（高卒程度）」は、就業規則第70条の5第1項に基づく高等学校卒業者程度の能力及び適正について判定する競争試験をいう。
- 7 上記の他、試験欄の適用については、それぞれ1から6に相当すると理事長が認めたこれ

ヌ 医師事務作業専門職基本給表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
医 師 事 務 作 業 専 門 員	大 学 卒	25 号 俸
	高 校 卒	5 号 俸

備考

職種欄の「医師事務作業専門員」とは、医師の指示の下に、診断書等の文書作成、診療記録への代行入力補助等を行う職員をいう。

別表第9 学歴免許等資格区分表（第12条第2項関係）

学 歴 免 許 等 の 区 分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基礎学歴区分	学 歴 区 分	
1 大 学 卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国立看護大学校の卒業 (3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (4) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短 大 卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (5) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (6) 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (7) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (8) 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は「短大2卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）の卒業 (9) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第33条第3号の規定に基づき厚生労働省令（平成10年厚令第74号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における1年（高等専門学校にあっては、4年）以上の修業を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業 (11) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。）の卒業 (12) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	二 短 大 2 卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の養成施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (5) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (6) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (7) あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限5年のものに限る。）の卒業 (8) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第21条第3号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 (9) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第1項第1号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校3卒」を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (10) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (11) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 短 大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高 校 卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	二 高 校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	三 高 校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護講師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中 学 卒	中 学 卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

別表第10 昇格対応号俸表（第13条第1項関係）

イ 医療職基本給表（二）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
13	1	1	1	1	1	1
14	1	2	1	1	1	1
15	1	3	1	1	1	1
16	1	4	1	1	1	1
17	1	5	1	1	1	1
18	1	6	2	2	2	1
19	1	7	3	3	3	1
20	1	8	4	4	4	1
21	1	9	5	5	5	1
22	1	10	6	6	6	1
23	1	11	7	7	7	1
24	1	12	8	8	8	1
25	1	13	9	9	9	1
26	1	14	10	10	10	2
27	1	15	11	11	11	3
28	1	16	12	12	12	4
29	1	17	13	13	13	5
30	1	18	14	14	14	6
31	1	19	15	15	15	7
32	1	20	16	16	16	8
33	1	21	17	17	17	9
34	1	22	18	18	18	10
35	1	23	19	19	19	11
36	1	24	20	20	20	12
37	1	25	21	21	21	12
38	2	26	22	22	21	12
39	3	27	23	23	22	12
40	4	28	24	24	22	13
41	5	29	25	25	23	13
42	6	30	26	26	23	13
43	7	31	27	27	24	13
44	8	32	28	28	24	14
45	9	33	29	29	25	14
46	10	34	30	30	25	14
47	11	35	31	31	25	14
48	12	36	32	32	25	15
49	13	37	33	33	25	15
50	14	38	33	33	25	15
51	15	39	34	34	26	15
52	16	40	34	34	26	16
53	17	41	35	35	26	16
54	18	42	35	35	27	16
55	19	43	36	36	27	16
56	20	44	36	36	27	17
57	21	45	37	37	28	17
58	22	46	38	37	28	17
59	23	47	39	37	29	17
60	24	48	40	38	29	17
61	25	49	41	38	29	17
62	26	50	41	38	29	
63	27	51	41	39	30	
64	28	52	42	39	30	
65	29	53	42	39	30	
66	30	54	42	40	30	
67	31	55	43	40	30	
68	32	56	43	40	30	
69	33	57	43	41	31	
70	34	58	44	41	31	
71	35	59	44	42	31	
72	36	60	44	42	31	
73	37	61	45	43	31	
74	38	61	45	43	31	
75	39	62	45	44	31	
76	40	62	45	44	31	
77	41	63	46	45	32	
78	42	63	46	45	32	
79	43	64	46	46	32	
80	44	64	46	46	32	
81	45	65	47	47		
82	46	65	47	47		
83	47	66	47	48		
84	48	66	47	48		
85	49	67	48	48		
86	50	67	48	48		
87	51	68	48	49		
88	52	68	48	49		
89	53	69	49	49		
90	53	70	49	50		
91	54	71	49	50		
92	54	72	50	50		
93	55	73	50	51		
94	55	73	50	51		
95	56	74	51	51		
96	56	74	51	52		
97	57	75	51	52		
98	57	75	52	52		
99	58	76	52	53		
100	58	76	52	53		
101	59	77	53			
102	59	77	53			
103	60	78	54			
104	60	78	54			
105	61	79	55			
106	61	79	55			
107	61	80	56			
108	61	80	56			
109	61	81	57			
110	62	81	57			
111	62	82	57			
112	62	82	57			
113	62	83	58			
114	62	83	58			

115	63	84	58
116	63	84	58
117	63	85	59
118	63	85	59
119	63	85	59
120	64	86	59
121	64	86	60
122	64	86	60
123	64	87	
124	64	87	
125	64	87	
126	65		
127	65		
128	65		
129	65		
130	65		
131	65		
132	65		
133	65		
134	66		
135	66		
136	66		
137	66		
138	66		
139	66		
140	66		
141	66		
142	66		
143	67		
144	67		
145	67		
146	67		
147	67		
148	67		
149	67		
150	67		
151	67		
152	68		
153	68		
154	68		
155	68		
156	68		
157	68		
158	68		
159	68		
160	68		
161	69		
162	69		
163	69		
164	69		
165	69		
166	69		
167	69		
168	69		
169	69		
170	69		

ロ 医療職基本給表（三）

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2級	3級	4級	5級
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24
41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	42	34	46	42
59	43	35	47	43
60	44	36	48	44
61	45	37	49	45
62	46	38	50	46
63	47	39	51	47
64	48	40	52	48
65	49	41	53	49
66	50	42	54	50
67	51	43	55	51
68	52	44	56	52
69	53	45	57	53
70	54	46	58	53
71	55	47	59	54
72	56	48	60	54
73	57	49	61	55
74	58	50	62	55
75	59	51	63	56
76	60	52	64	56
77	61	53	65	57
78	62	54	66	58
79	63	55	67	59
80	64	56	68	60
81	65	57	69	61
82	65	58	70	61
83	66	59	71	62
84	66	60	72	62
85	67	61	73	63
86	67	62	74	63
87	68	63	75	64
88	68	64	76	64
89	69	65	77	65
90	70	66	78	65
91	71	67	79	66
92	72	68	80	66
93	73	69	81	67
94	73	70	82	67
95	74	71	83	68
96	74	72	84	68
97	75	73	85	69
98	75	74	85	70
99	76	75	86	71
100	76	76	86	72
101	77	77	87	73
102	77	78	87	73
103	78	79	88	74
104	78	80	88	74
105	79	81	89	75
106	79	81	90	75
107	80	81	91	76
108	80	82	92	76
109	81	82	93	77
110	81	82	94	78
111	81	83	95	79
112	81	83	96	80
113	82	83	97	81
114	82	84	98	81

115	82	84	99	82
116	82	84	100	82
117	83	85	101	83
118	83	85	101	83
119	83	85	102	84
120	83	85	102	84
121	84	86	103	85
122	84	86	103	86
123	84	86	104	87
124	84	86	104	88
125	85	87	105	89
126	85	87	105	89
127	85	87	105	90
128	86	87	106	90
129	86	88	106	91
130	86	88	106	91
131	87	88	107	
132	87	88	107	
133	87	89	107	
134	88	89	108	
135	88	89	108	
136	88	90	108	
137	89	90	109	
138	89	91	109	
139	89	91	109	
140	89	91	110	
141	90	92		
142	90	92		
143	90	92		
144	90	92		
145	91	92		
146	91	93		
147	91	93		
148	91	93		
149	92	93		
150	92	94		
151	92	94		
152	92	94		
153	93	95		
154	93	95		
155	93	95		
156	93	95		
157	94	95		
158	94	95		
159	94	96		
160	94	96		
161	95	96		
162	95	96		
163	95	96		
164	95	96		
165	96	96		
166	96	96		
167	96	96		
168	96	96		
169	97			
170	97			
171	97			
172	97			
173	97			
174	97			
175	98			
176	98			
177	98			
178	98			
179	98			

ハ 事務職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
9	1	1	1	1	1
10	1	1	2	2	1
11	1	1	3	3	1
12	1	1	4	4	1
13	1	1	5	5	1
14	1	1	6	6	2
15	1	1	7	7	3
16	1	1	8	8	4
17	1	1	9	9	5
18	1	2	10	10	6
19	1	3	11	11	7
20	1	4	12	12	8
21	1	5	13	13	9
22	1	6	14	14	10
23	1	7	15	15	11
24	1	8	16	16	12
25	1	9	17	17	13
26	1	10	18	18	14
27	1	11	19	19	15
28	1	12	20	20	16
29	1	13	21	21	17
30	1	14	22	22	18
31	1	15	23	23	19
32	1	16	24	24	20
33	1	17	25	25	21
34	1	18	26	26	21
35	1	19	27	27	22
36	1	20	28	28	22
37	1	21	29	29	23
38	1	22	30	30	23
39	1	23	31	31	24
40	1	24	32	32	24
41	1	25	33	33	25
42	1	26	34	34	25
43	1	27	35	35	26
44	1	28	36	36	26
45	1	29	37	37	27
46	1	30	38	38	27
47	1	31	39	39	28
48	1	32	40	40	28
49	1	33	41	41	29
50	2	34	42	41	29
51	3	35	43	42	29
52	4	36	44	42	29
53	5	37	45	43	30
54	6	38	46	43	30
55	7	39	47	44	30
56	8	40	48	44	30
57	9	41	49	45	31
58	10	42	50	45	31
59	11	43	51	46	31
60	12	44	52	46	31
61	13	45	53	47	32
62	14	45	54	47	32
63	15	45	55	48	32
64	16	46	56	48	32
65	17	46	57	49	33
66	18	46	58	49	33
67	19	47	59	50	33
68	20	47	60	50	34
69	21	47	61	51	35
70	22	48	62	51	35
71	23	48	63	51	35
72	24	48	64	51	35
73	25	49	65	52	36
74	26	49	66	53	36
75	27	49	67	54	36
76	28	50	68	55	36
77	29	50	69	56	36
78	30	50	69	57	36
79	31	51	70	57	36
80	32	51	71	58	36
81	33	51	72	59	37
82	34	52	72	60	37
83	35	52	73	60	38
84	36	52	74	61	38
85	37	53	75	61	39
86	38	53	76	61	39
87	39	53	77	61	40
88	40	53	78	61	40
89	41	54	79	62	41
90	41	54	80	62	41
91	42	54	81	62	41
92	42	54	82	62	41
93	43	55	83	63	41
94	43	55	84	63	42
95	44	55	85	63	42
96	44	55	85	63	42
97	45	56	85	64	42
98	45	56	86	64	42
99	46	56	86	64	43
100	46	56	86	64	43
101	47	57	87	65	
102	47	57	87	65	
103	48	58	87	65	
104	48	58	88	65	
105	49	59	88	66	
106	49	59	88		
107	49	60	89		
108	49	60	90		
109	50	61			
110	50	61			

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	63
115	51	64
116	51	64
117	52	65
118	52	65
119	52	66
120	52	66
121	53	67
122	53	67
123	53	68
124	53	68
125	53	69
126	54	69
127	54	70
128	54	70
129	54	71
130	54	71
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	
158	60	
159	60	
160	60	
161	60	
162	60	
163	60	
164	60	
165	60	
166	60	
167	60	
168	60	
169	61	
170	61	
171	61	
172	61	

ニ 技能職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸		
	2級	3級	4級
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	1	1	11
28	1	1	12
29	1	1	13
30	1	2	13
31	1	3	14
32	1	4	14
33	1	5	15
34	1	6	15
35	1	7	16
36	1	8	16
37	1	9	17
38	1	10	17
39	1	11	18
40	1	12	18
41	1	13	19
42	1	14	19
43	1	15	20
44	1	16	20
45	1	17	21
46	1	18	22
47	1	19	23
48	1	20	24
49	1	21	25
50	2	22	25
51	3	23	25
52	4	24	26
53	5	25	26
54	6	26	26
55	7	27	27
56	8	28	27
57	9	29	27
58	10	30	28
59	11	31	28
60	12	32	28
61	13	33	29
62	14	34	29
63	15	35	30
64	16	36	30
65	17	37	31
66	18	38	31
67	19	39	32
68	20	40	32
69	21	41	33
70	22	42	33
71	23	43	33
72	24	44	34
73	25	45	34
74	26	46	34
75	27	47	35
76	28	48	35
77	29	49	35
78	29	50	36
79	30	51	36
80	30	52	36
81	31	53	37
82	31	54	37
83	32	55	37
84	32	56	38
85	33	57	38
86	34	58	38
87	35	59	38
88	36	60	39
89	37	61	39
90	38	61	39
91	39	62	39
92	40	62	39
93	41	63	40
94	42	63	40
95	43	64	40
96	44	64	41
97	45	65	41
98	46	65	41
99	47	66	41
100	48	66	41
101	49	67	41
102	49	67	41
103	50	68	41
104	50	68	42
105	51	69	42
106	51	70	42
107	52	71	42
108	52	72	42
109	53	73	42
110	53	73	42
111	54	74	42
112	54	74	42
113	55	75	43
114	55	75	43
115	56	76	43
116	56	76	43
117	57	77	43
118	57	78	43

119	58	79
120	58	79
121	59	80
122	59	81
123	60	82
124	60	83
125	61	83
126	61	83
127	61	84
128	61	84
129	62	85
130	62	85
131	62	85
132	62	85
133	63	86
134	63	86
135	63	86
136	63	86
137	64	87
138	64	87
139	64	87
140	64	87
141	65	88
142	65	88
143	65	
144	65	
145	66	
146	66	
147	66	
148	66	
149	67	
150	67	
151	67	
152	67	
153	68	
154	68	
155	68	
156	68	
157	69	
158	69	
159	69	
160	69	
161	70	
162	70	
163	70	
164	71	
165	72	
166	72	
167	72	
168	72	
169	72	
170	72	
171	73	
172	74	
173	74	
174	74	
175	75	
176	75	
177	75	
178	76	
179	76	
180	76	
181	77	
182	77	
183	77	
184	77	
185	77	
186	77	
187	77	
188	78	
189	78	
190	78	

ホ 教育職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	49
63	55	50
64	56	50
65	57	51
66	58	51
67	59	52
68	60	52
69	61	53
70	62	54
71	63	55
72	64	56
73	65	57
74	66	58
75	67	59
76	68	60
77	69	61
78	70	62
79	71	63
80	72	64
81	73	65
82	74	66
83	75	67
84	76	68
85	77	69
86	78	69
87	79	70
88	80	70
89	81	71
90	82	71
91	83	72
92	84	72
93	85	73
94	86	74
95	87	75
96	88	76
97	89	77
98	90	78
99	91	79
100	92	80
101	93	80
102	94	80
103	95	80
104	96	80
105	97	80
106	98	80
107	99	80
108	100	80
109	101	81
110	102	82

111	103	82
112	104	83
113	105	84
114	106	84
115	107	85
116	108	86
117	109	86
118	110	86
119	111	87
120	112	87
121	113	87
122	114	88
123	115	88
124	116	88
125	117	89
126	117	89
127	117	89
128	117	89
129	117	89
130	118	90
131	119	90
132	119	90
133	119	90
134	120	90
135	120	
136	120	
137	121	
138	121	
139	121	
140	122	
141	122	

ヘ 研究職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	1
42	10	2
43	11	3
44	12	4
45	13	5
46	14	5
47	15	6
48	16	6
49	17	7
50	17	7
51	18	8
52	18	8
53	19	9
54	19	10
55	20	11
56	20	12
57	21	13
58	21	13
59	22	13
60	22	13
61	23	14
62	23	14
63	24	14
64	24	14
65	25	15
66	25	15
67	26	15
68	26	15
69	27	15
70	27	15
71	28	16
72	28	16
73	29	16
74	29	16
75	30	16
76	30	16
77	31	17
78	31	17
79	32	17
80	32	17
81	33	18
82	33	18
83	33	18
84	33	18
85	34	18
86	34	18
87	34	19
88	34	19
89	35	19
90	35	19
91	35	19
92	35	19
93	36	19
94	36	19
95	36	20
96	36	20
97	37	20
98	37	20
99	37	20
100	38	20
101	38	20
102	38	20
103	39	20
104	39	20
105	40	21
106	40	21
107	40	
108	41	
109	41	
110	41	
111	42	
112	42	
113	42	
114	43	
115	43	
116	44	
117	44	
118	44	
119	45	
120	45	
121	46	

ト 福祉職基本給表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26
35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	1	33
43	1	34
44	1	34
45	1	35
46	1	35
47	1	36
48	1	36
49	1	37
50	1	38
51	1	39
52	1	40
53	1	41
54	1	41
55	1	41
56	1	42
57	1	42
58	2	42
59	3	43
60	4	43
61	5	43
62	6	44
63	7	44
64	8	44
65	9	45
66	10	45
67	11	45
68	12	45
69	13	45
70	14	46
71	15	46
72	16	46
73	17	46
74	18	46
75	19	47
76	20	47
77	21	48
78	22	48
79	23	48
80	24	48
81	25	48
82	26	49
83	27	49
84	28	49
85	29	49
86	30	49
87	31	49
88	32	49
89	33	50
90	34	50
91	35	50
92	36	50
93	37	50
94	38	50
95	39	50
96	40	51
97	41	51
98	42	51
99	43	51
100	44	51
101	45	51
102	46	51
103	47	52
104	48	52
105	49	52
106	50	52
107	51	52
108	52	52
109	53	
110	54	

111	55
112	56
113	57
114	57
115	58
116	58
117	59
118	59
119	60
120	60
121	61
122	61
123	62
124	62
125	63
126	63
127	64
128	64
129	65
130	65
131	66
132	66
133	67
134	67
135	68
136	68
137	69
138	70
139	71
140	72
141	73
142	74
143	75
144	76
145	76
146	76
147	77
148	77
149	78
150	78
151	79
152	79
153	79
154	80
155	80
156	80
157	81
158	81
159	81
160	81
161	81
162	81
163	82
164	82
165	82
166	82
167	82
168	82
169	82
170	82

チ 療養介助職基本給表		
昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵	
	2級	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	
10	10	
11	11	
12	12	
13	13	
14	14	
15	15	
16	16	
17	17	
18	18	
19	19	
20	20	
21	21	
22	22	
23	23	
24	24	
25	25	
26	26	
27	27	
28	28	
29	29	
30	30	
31	31	
32	32	
33	33	
34	34	
35	35	
36	36	
37	37	
38	38	
39	39	
40	40	
41	41	
42	42	
43	43	
44	44	
45	45	
46	46	
47	47	
48	48	
49	49	
50	50	
51	51	
52	52	
53	53	
54	54	
55	55	
56	56	
57	57	
58	58	
59	59	
60	60	
61	61	
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	78	
79	79	
80	80	
81	81	
82	82	
83	83	
84	84	
85	85	
86	86	
87	87	
88	88	
89	89	
90	89	
91	90	
92	90	
93	91	
94	91	
95	92	
96	92	
97	93	
98	93	
99	94	
100	94	
101	95	
102	95	

103	96
104	96
105	97
106	97
107	98
108	98
109	99
110	99
111	100
112	100
113	101
114	101
115	101
116	102
117	102
118	102
119	103
120	103
121	103
122	104
123	104
124	104
125	104
126	105
127	105
128	105
129	105
130	106
131	106
132	106
133	106
134	107
135	107
136	107
137	107
138	108
139	108
140	108
141	108
142	109
143	109
144	109
145	109
146	110
147	110
148	110
149	110

リ 診療情報管理職基本給表			
昇格した日の 前日に受けて いた号俵	昇格後の号俵		
	2級	3級	
9	1	1	
10	1	1	
11	1	1	
12	1	1	
13	1	1	
14	1	1	
15	1	1	
16	1	1	
17	1	1	
18	1	2	
19	1	3	
20	1	4	
21	1	5	
22	1	6	
23	1	7	
24	1	8	
25	1	9	
26	1	10	
27	1	11	
28	1	12	
29	1	13	
30	1	14	
31	1	15	
32	1	16	
33	1	17	
34	1	18	
35	1	19	
36	1	20	
37	1	21	
38	1	22	
39	1	23	
40	1	24	
41	1	25	
42	1	26	
43	1	27	
44	1	28	
45	1	29	
46	1	30	
47	1	31	
48	1	32	
49	1	33	
50	2	34	
51	3	35	
52	4	36	
53	5	37	
54	6	38	
55	7	39	
56	8	40	
57	9	41	
58	10	42	
59	11	43	
60	12	44	
61	13	45	
62	14	45	
63	15	45	
64	16	46	
65	17	46	
66	18	46	
67	19	47	
68	20	47	
69	21	47	
70	22	48	
71	23	48	
72	24	48	
73	25	49	
74	26	49	
75	27	49	
76	28	50	
77	29	50	
78	30	50	
79	31	51	
80	32	51	
81	33	51	
82	34	52	
83	35	52	
84	36	52	
85	37	53	
86	38	53	
87	39	53	
88	40	53	
89	41	54	
90	41	54	
91	42	54	
92	42	54	
93	43	55	
94	43	55	
95	44	55	
96	44	55	
97	45	56	
98	45	56	
99	46	56	
100	46	56	
101	47	57	
102	47	57	
103	48	58	
104	48	58	
105	49	59	
106	49	59	
107	49	60	
108	49	60	
109	50	61	
110	50	61	

111	50	62
112	50	62
113	51	63
114	51	
115	51	
116	51	
117	52	
118	52	
119	52	
120	52	
121	53	
122	53	
123	53	
124	53	
125	53	
126	54	
127	54	
128	54	
129	54	
130	54	
131	55	
132	55	
133	55	
134	55	
135	55	
136	56	
137	56	
138	56	
139	56	
140	56	
141	57	
142	57	
143	57	
144	57	
145	57	
146	58	
147	58	
148	58	
149	58	
150	58	
151	59	
152	59	
153	59	
154	59	
155	59	
156	60	
157	60	

別表第 10 の 2 基本給表別職員層区分表（第 15 条第 3 項関係）

区 分	初 任 層	中 間 層	管 理 職 層
医 療 職 基 本 給 表 （ 一 ）	—	（中間層）	—
医 療 職 基 本 給 表 （ 二 ）	1 級	2 級～5 級	6 級、7 級
医 療 職 基 本 給 表 （ 三 ）	1 級、2 級	3 級～5 級	—
事 務 職 基 本 給 表	1 級	2 級～5 級	6 級
技 能 職 基 本 給 表	1 級	2 級～4 級	—
教 育 職 基 本 給 表	—	1 級、2 級	3 級
研 究 職 基 本 給 表	—	1 級、2 級	3 級
福 祉 職 基 本 給 表	1 級	2 級、3 級	—
療 養 介 助 職 基 本 給 表	1 級、2 級	—	—
診 療 情 報 管 理 職 基 本 給 表	1 級	2 級、3 級	—
医師事務作業専門職基本給表	（初任層）	—	—

別表第 11 削除

別表第 12 削除

別表第 12 の 2 (第 17 条の 2 第 1 項関係)

イ 基本年俸表 (一)

職務の級 号俸	1 級			2 級		
	基本年俸額			基本年俸額		
	月 例 年俸額	業績年俸額		月 例 年俸額	業績年俸額	
		1 欄	2 欄		1 欄	2 欄
	円	円	円	円	円	円
1	4,332,000	1,744,000	2,047,000	5,272,800	2,492,000	2,676,000
2	4,384,800	1,765,000	2,072,000	5,312,400	2,511,000	2,697,000
3	4,435,200	1,786,000	2,096,000	5,350,800	2,529,000	2,716,000
4	4,486,800	1,806,000	2,121,000	5,390,400	2,547,000	2,736,000
5	4,538,400	1,827,000	2,145,000	5,431,200	2,567,000	2,757,000
6	4,591,200	1,848,000	2,170,000	5,467,200	2,584,000	2,775,000
7	4,642,800	1,869,000	2,194,000	5,504,400	2,601,000	2,794,000
8	4,696,800	1,891,000	2,220,000	5,541,600	2,619,000	2,813,000
9	4,748,400	1,912,000	2,244,000	5,578,800	2,636,000	2,832,000
10	4,800,000	1,932,000	2,268,000	5,616,000	2,654,000	2,851,000
11	4,850,400	1,953,000	2,292,000	5,652,000	2,671,000	2,869,000
12	4,903,200	1,974,000	2,317,000	5,689,200	2,689,000	2,888,000
13	4,953,600	1,994,000	2,341,000	5,724,000	2,705,000	2,905,000
14	4,993,200	2,010,000	2,360,000	5,760,000	2,722,000	2,924,000
15	5,031,600	2,026,000	2,378,000	5,796,000	2,739,000	2,942,000
16	5,070,000	2,041,000	2,396,000	5,829,600	2,755,000	2,959,000
17	5,112,000	2,058,000	2,416,000	5,864,400	2,771,000	2,977,000
18	5,151,600	2,074,000	2,435,000	5,900,400	2,788,000	2,995,000
19	5,188,800	2,089,000	2,452,000	5,934,000	2,804,000	3,012,000
20	5,227,200	2,104,000	2,470,000	5,970,000	2,821,000	3,030,000
21	5,266,800	2,120,000	2,489,000	6,003,600	2,837,000	3,047,000
22	5,302,800	2,135,000	2,506,000	6,037,200	2,853,000	3,064,000
23	5,340,000	2,150,000	2,524,000	6,070,800	2,869,000	3,081,000
24	5,378,400	2,165,000	2,542,000	6,103,200	2,884,000	3,098,000
25	5,410,800	2,178,000	2,557,000	6,135,600	2,900,000	3,114,000
26	5,448,000	2,193,000	2,575,000	6,168,000	2,915,000	3,131,000
27	5,484,000	2,208,000	2,592,000	6,198,000	2,929,000	3,146,000
28	5,520,000	2,222,000	2,609,000	6,230,400	2,944,000	3,162,000
29	5,556,000	2,237,000	2,626,000	6,261,600	2,959,000	3,178,000
30	5,592,000	2,251,000	2,643,000	6,294,000	2,974,000	3,195,000
31	5,624,400	2,264,000	2,658,000	6,324,000	2,989,000	3,210,000
32	5,660,400	2,279,000	2,675,000	6,356,400	3,004,000	3,226,000
33	5,694,000	2,292,000	2,691,000	6,382,800	3,016,000	3,240,000
34	5,726,400	2,305,000	2,706,000	6,411,600	3,030,000	3,254,000
35	5,757,600	2,318,000	2,721,000	6,441,600	3,044,000	3,270,000
36	5,790,000	2,331,000	2,736,000	6,470,400	3,058,000	3,284,000
37	5,814,000	2,341,000	2,748,000	6,500,400	3,072,000	3,299,000
38	5,847,600	2,354,000	2,763,000	6,530,400	3,086,000	3,315,000
39	5,878,800	2,367,000	2,778,000	6,560,400	3,100,000	3,330,000
40	5,911,200	2,380,000	2,794,000	6,590,400	3,114,000	3,345,000
41	5,940,000	2,391,000	2,807,000	6,619,200	3,128,000	3,360,000
42	5,973,600	2,405,000	2,823,000	6,648,000	3,142,000	3,374,000
43	6,002,400	2,416,000	2,837,000	6,674,400	3,154,000	3,388,000
44	6,034,800	2,430,000	2,852,000	6,703,200	3,168,000	3,402,000
45	6,066,000	2,442,000	2,867,000	6,728,400	3,180,000	3,415,000
46	6,096,000	2,454,000	2,881,000	6,754,800	3,192,000	3,429,000
47	6,126,000	2,466,000	2,895,000	6,780,000	3,204,000	3,441,000
48	6,154,800	2,478,000	2,909,000	6,807,600	3,217,000	3,455,000
49	6,182,400	2,489,000	2,922,000	6,832,800	3,229,000	3,468,000
50	6,212,400	2,501,000	2,936,000	6,860,400	3,242,000	3,482,000
51	6,242,400	2,513,000	2,950,000	6,885,600	3,254,000	3,495,000
52	6,273,600	2,526,000	2,965,000	6,913,200	3,267,000	3,509,000

53	6,301,200	2,537,000	2,978,000	6,936,000	3,278,000	3,521,000
54	6,328,800	2,548,000	2,991,000	6,962,400	3,290,000	3,534,000
55	6,352,800	2,558,000	3,002,000	6,987,600	3,302,000	3,547,000
56	6,379,200	2,568,000	3,015,000	7,012,800	3,314,000	3,559,000
57	6,403,200	2,578,000	3,026,000	7,035,600	3,325,000	3,571,000
58	6,428,400	2,588,000	3,038,000	7,060,800	3,337,000	3,584,000
59	6,454,800	2,599,000	3,050,000	7,086,000	3,349,000	3,597,000
60	6,480,000	2,609,000	3,062,000	7,111,200	3,361,000	3,609,000
61	6,506,400	2,619,000	3,075,000	7,136,400	3,372,000	3,622,000
62	6,530,400	2,629,000	3,086,000	7,160,400	3,384,000	3,634,000
63	6,556,800	2,640,000	3,099,000	7,182,000	3,394,000	3,645,000
64	6,582,000	2,650,000	3,110,000	7,204,800	3,405,000	3,657,000
65	6,608,400	2,660,000	3,123,000	7,227,600	3,416,000	3,669,000
66	6,628,800	2,669,000	3,133,000	7,248,000	3,425,000	3,679,000
67	6,649,200	2,677,000	3,142,000	7,267,200	3,434,000	3,689,000
68	6,669,600	2,685,000	3,152,000	7,288,800	3,444,000	3,700,000
69	6,686,400	2,692,000	3,160,000	7,306,800	3,453,000	3,709,000
70	6,708,000	2,700,000	3,170,000	7,322,400	3,460,000	3,717,000
71	6,727,200	2,708,000	3,179,000	7,338,000	3,468,000	3,725,000
72	6,747,600	2,716,000	3,189,000	7,354,800	3,476,000	3,733,000
73	6,764,400	2,723,000	3,197,000	7,369,200	3,482,000	3,740,000
74	6,778,800	2,729,000	3,203,000	7,383,600	3,489,000	3,748,000
75	6,790,800	2,734,000	3,209,000	7,398,000	3,496,000	3,755,000
76	6,802,800	2,739,000	3,215,000	7,412,400	3,503,000	3,762,000
77	6,818,400	2,745,000	3,222,000	7,424,400	3,509,000	3,768,000
78	6,830,400	2,750,000	3,228,000	7,434,000	3,513,000	3,773,000
79	6,844,800	2,756,000	3,235,000	7,443,600	3,518,000	3,778,000
80	6,856,800	2,760,000	3,240,000	7,453,200	3,522,000	3,783,000
81	6,872,400	2,767,000	3,248,000	7,462,800	3,527,000	3,788,000
82	6,885,600	2,772,000	3,254,000	7,471,200	3,531,000	3,792,000
83	6,897,600	2,777,000	3,260,000	7,478,400	3,534,000	3,796,000
84	6,913,200	2,783,000	3,267,000	7,486,800	3,538,000	3,800,000
85	6,926,400	2,788,000	3,273,000	7,495,200	3,542,000	3,804,000
86	6,937,200	2,793,000	3,278,000	7,503,600	3,546,000	3,809,000
87	6,950,400	2,798,000	3,285,000	7,507,200	3,548,000	3,810,000
88	6,962,400	2,803,000	3,290,000	7,514,400	3,551,000	3,814,000
89	6,975,600	2,808,000	3,296,000	7,521,600	3,554,000	3,818,000
90	6,987,600	2,813,000	3,302,000	7,528,800	3,558,000	3,821,000
91	7,000,800	2,818,000	3,308,000	7,534,800	3,561,000	3,824,000
92	7,010,400	2,822,000	3,313,000	7,542,000	3,564,000	3,828,000
93	7,023,600	2,827,000	3,319,000	7,549,200	3,567,000	3,832,000
94	7,032,000	2,831,000	3,323,000	7,557,600	3,571,000	3,836,000
95	7,040,400	2,834,000	3,327,000	7,564,800	3,575,000	3,840,000
96	7,048,800	2,838,000	3,331,000	7,570,800	3,578,000	3,843,000
97	7,057,200	2,841,000	3,335,000	7,578,000	3,581,000	3,846,000
98	7,064,400	2,844,000	3,338,000	7,581,600	3,583,000	3,848,000
99	7,072,800	2,847,000	3,342,000	7,585,200	3,585,000	3,850,000
100	7,080,000	2,850,000	3,346,000	7,588,800	3,586,000	3,852,000
101	7,087,200	2,853,000	3,349,000	7,592,400	3,588,000	3,854,000
102	7,093,200	2,856,000	3,352,000	7,596,000	3,590,000	3,855,000
103	7,099,200	2,858,000	3,355,000	7,599,600	3,591,000	3,857,000
104	7,105,200	2,860,000	3,358,000	7,603,200	3,593,000	3,859,000
105	7,111,200	2,863,000	3,361,000	7,608,000	3,595,000	3,862,000
106	7,117,200	2,865,000	3,363,000	7,611,600	3,597,000	3,863,000
107	7,123,200	2,868,000	3,366,000	7,615,200	3,599,000	3,865,000
108	7,131,600	2,871,000	3,370,000	7,618,800	3,600,000	3,867,000
109	7,137,600	2,873,000	3,373,000	7,622,400	3,602,000	3,869,000
110	7,143,600	2,876,000	3,376,000	7,626,000	3,604,000	3,871,000
111	7,149,600	2,878,000	3,379,000	7,629,600	3,605,000	3,873,000
112	7,155,600	2,881,000	3,382,000	7,633,200	3,607,000	3,874,000
113	7,161,600	2,883,000	3,384,000	7,636,800	3,609,000	3,876,000
114	7,165,200	2,884,000	3,386,000	7,640,400	3,611,000	3,878,000
115	7,167,600	2,885,000	3,387,000	7,644,000	3,612,000	3,880,000
116	7,171,200	2,887,000	3,389,000	7,647,600	3,614,000	3,882,000

117	7, 173, 600	2, 888, 000	3, 390, 000	7, 651, 200	3, 616, 000	3, 883, 000
118	7, 177, 200	2, 889, 000	3, 392, 000	7, 654, 800	3, 617, 000	3, 885, 000
119	7, 180, 800	2, 891, 000	3, 393, 000	7, 658, 400	3, 619, 000	3, 887, 000
120	7, 184, 400	2, 892, 000	3, 395, 000	7, 663, 200	3, 621, 000	3, 890, 000
121	7, 186, 800	2, 893, 000	3, 396, 000	7, 666, 800	3, 623, 000	3, 891, 000
122	7, 190, 400	2, 895, 000	3, 398, 000	7, 670, 400	3, 625, 000	3, 893, 000
123	7, 192, 800	2, 896, 000	3, 399, 000	7, 674, 000	3, 626, 000	3, 895, 000
124	7, 196, 400	2, 897, 000	3, 401, 000	7, 677, 600	3, 628, 000	3, 897, 000
125	7, 198, 800	2, 898, 000	3, 402, 000	7, 681, 200	3, 630, 000	3, 899, 000
126	7, 202, 400	2, 899, 000	3, 404, 000	7, 684, 800	3, 632, 000	3, 901, 000
127	7, 204, 800	2, 900, 000	3, 405, 000	7, 688, 400	3, 633, 000	3, 902, 000
128	7, 208, 400	2, 902, 000	3, 406, 000			
129	7, 210, 800	2, 903, 000	3, 408, 000			
130	7, 214, 400	2, 904, 000	3, 409, 000			
131	7, 216, 800	2, 905, 000	3, 410, 000			
132	7, 220, 400	2, 907, 000	3, 412, 000			
133	7, 222, 800	2, 908, 000	3, 413, 000			
134	7, 226, 400	2, 909, 000	3, 415, 000			
135	7, 228, 800	2, 910, 000	3, 416, 000			
136	7, 233, 600	2, 912, 000	3, 418, 000			
137	7, 236, 000	2, 913, 000	3, 420, 000			
138	7, 239, 600	2, 914, 000	3, 421, 000			
139	7, 242, 000	2, 915, 000	3, 422, 000			
140	7, 245, 600	2, 917, 000	3, 424, 000			
141	7, 248, 000	2, 918, 000	3, 425, 000			
142	7, 251, 600	2, 919, 000	3, 427, 000			
143	7, 254, 000	2, 920, 000	3, 428, 000			
144	7, 257, 600	2, 922, 000	3, 430, 000			
145	7, 260, 000	2, 923, 000	3, 431, 000			
146	7, 263, 600	2, 924, 000	3, 433, 000			
147	7, 266, 000	2, 925, 000	3, 434, 000			
148	7, 269, 600	2, 927, 000	3, 435, 000			
149	7, 272, 000	2, 927, 000	3, 437, 000			

ロ 基本年俸表（二）

職務の級 号俸	1 級			2 級		3 級	
	基本年俸額			基本年俸額		基本年俸額	
	月 例 年俸額	業績年俸額		月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業 績 年俸額
		1 欄	2 欄				
	円	円	円	円	円	円	円
1	3,912,000	1,712,000	1,780,000	5,006,400	2,366,000	5,623,200	2,854,000
2	3,939,600	1,724,000	1,793,000	5,035,200	2,380,000	5,661,600	2,874,000
3	3,967,200	1,736,000	1,806,000	5,066,400	2,394,000	5,698,800	2,893,000
4	3,994,800	1,748,000	1,818,000	5,095,200	2,408,000	5,734,800	2,911,000
5	4,021,200	1,760,000	1,830,000	5,119,200	2,419,000	5,772,000	2,930,000
6	4,046,400	1,771,000	1,842,000	5,146,800	2,432,000	5,809,200	2,949,000
7	4,072,800	1,782,000	1,854,000	5,173,200	2,445,000	5,846,400	2,968,000
8	4,100,400	1,794,000	1,866,000	5,199,600	2,457,000	5,883,600	2,986,000
9	4,123,200	1,804,000	1,877,000	5,224,800	2,469,000	5,917,200	3,003,000
10	4,150,800	1,816,000	1,889,000	5,250,000	2,481,000	5,955,600	3,023,000
11	4,174,800	1,827,000	1,900,000	5,276,400	2,494,000	5,991,600	3,041,000
12	4,202,400	1,839,000	1,913,000	5,301,600	2,506,000	6,030,000	3,061,000
13	4,224,000	1,848,000	1,922,000	5,323,200	2,516,000	6,063,600	3,078,000
14	4,249,200	1,860,000	1,934,000	5,344,800	2,526,000	6,091,200	3,092,000
15	4,274,400	1,871,000	1,945,000	5,370,000	2,538,000	6,120,000	3,106,000
16	4,299,600	1,882,000	1,957,000	5,394,000	2,549,000	6,147,600	3,120,000
17	4,320,000	1,890,000	1,966,000	5,416,800	2,560,000	6,174,000	3,134,000
18	4,344,000	1,901,000	1,977,000	5,439,600	2,571,000	6,190,800	3,142,000
19	4,366,800	1,911,000	1,987,000	5,461,200	2,581,000	6,208,800	3,151,000
20	4,389,600	1,921,000	1,998,000	5,482,800	2,591,000	6,226,800	3,161,000
21	4,414,800	1,932,000	2,009,000	5,504,400	2,601,000	6,241,200	3,168,000
22	4,448,400	1,947,000	2,025,000	5,522,400	2,610,000	6,258,000	3,176,000
23	4,480,800	1,961,000	2,039,000	5,540,400	2,618,000	6,277,200	3,186,000
24	4,512,000	1,974,000	2,053,000	5,558,400	2,627,000	6,295,200	3,195,000
25	4,543,200	1,988,000	2,068,000	5,575,200	2,635,000	6,308,400	3,202,000
26	4,567,200	1,999,000	2,079,000	5,592,000	2,643,000	6,321,600	3,209,000
27	4,597,200	2,012,000	2,092,000	5,607,600	2,650,000	6,337,200	3,217,000
28	4,626,000	2,024,000	2,105,000	5,622,000	2,657,000	6,351,600	3,224,000
29	4,656,000	2,037,000	2,119,000	5,635,200	2,663,000	6,363,600	3,230,000
30	4,687,200	2,051,000	2,133,000	5,643,600	2,667,000	6,374,400	3,236,000
31	4,719,600	2,065,000	2,148,000	5,653,200	2,672,000	6,386,400	3,242,000
32	4,752,000	2,079,000	2,163,000	5,661,600	2,676,000	6,397,200	3,247,000
33	4,785,600	2,094,000	2,178,000	5,670,000	2,680,000	6,406,800	3,252,000
34	4,814,400	2,107,000	2,191,000	5,679,600	2,684,000	6,417,600	3,257,000
35	4,843,200	2,119,000	2,204,000	5,689,200	2,689,000	6,426,000	3,262,000
36	4,869,600	2,131,000	2,216,000	5,696,400	2,692,000	6,433,200	3,265,000
37	4,899,600	2,144,000	2,230,000	5,702,400	2,695,000	6,441,600	3,270,000
38	4,921,200	2,154,000	2,240,000	5,709,600	2,698,000	6,448,800	3,273,000
39	4,946,400	2,165,000	2,251,000	5,716,800	2,702,000	6,458,400	3,278,000
40	4,969,200	2,175,000	2,261,000	5,724,000	2,705,000	6,465,600	3,282,000
41	4,992,000	2,184,000	2,272,000	5,730,000	2,708,000	6,471,600	3,285,000
42	5,014,800	2,194,000	2,282,000	5,736,000	2,711,000		
43	5,036,400	2,204,000	2,292,000	5,742,000	2,714,000		
44	5,059,200	2,214,000	2,302,000	5,745,600	2,715,000		
45	5,082,000	2,224,000	2,313,000	5,749,200	2,717,000		
46	5,104,800	2,234,000	2,323,000	5,750,400	2,718,000		
47	5,122,800	2,242,000	2,331,000	5,752,800	2,719,000		
48	5,140,800	2,250,000	2,340,000	5,754,000	2,719,000		
49	5,161,200	2,259,000	2,349,000	5,756,400	2,720,000		
50	5,180,400	2,267,000	2,358,000	5,757,600	2,721,000		
51	5,196,000	2,274,000	2,365,000	5,760,000	2,722,000		
52	5,212,800	2,281,000	2,372,000	5,761,200	2,723,000		
53	5,227,200	2,287,000	2,379,000	5,763,600	2,724,000		
54	5,241,600	2,294,000	2,385,000	5,766,000	2,725,000		
55	5,258,400	2,301,000	2,393,000	5,767,200	2,726,000		
56	5,274,000	2,308,000	2,400,000	5,769,600	2,727,000		
57	5,288,400	2,314,000	2,407,000	5,770,800	2,727,000		
58	5,302,800	2,320,000	2,413,000	5,773,200	2,728,000		

59	5, 313, 600	2, 325, 000	2, 418, 000	5, 774, 400	2, 729, 000		
60	5, 323, 200	2, 329, 000	2, 423, 000	5, 776, 800	2, 730, 000		
61	5, 332, 800	2, 334, 000	2, 427, 000				
62	5, 340, 000	2, 337, 000	2, 430, 000				
63	5, 348, 400	2, 340, 000	2, 434, 000				
64	5, 356, 800	2, 344, 000	2, 438, 000				
65	5, 366, 400	2, 348, 000	2, 442, 000				
66	5, 376, 000	2, 352, 000	2, 447, 000				
67	5, 385, 600	2, 357, 000	2, 451, 000				
68	5, 390, 400	2, 359, 000	2, 453, 000				
69	5, 398, 800	2, 362, 000	2, 457, 000				
70	5, 404, 800	2, 365, 000	2, 460, 000				
71	5, 409, 600	2, 367, 000	2, 462, 000				
72	5, 414, 400	2, 369, 000	2, 464, 000				
73	5, 420, 400	2, 372, 000	2, 467, 000				
74	5, 425, 200	2, 374, 000	2, 469, 000				
75	5, 430, 000	2, 376, 000	2, 471, 000				
76	5, 434, 800	2, 378, 000	2, 473, 000				
77	5, 438, 400	2, 380, 000	2, 475, 000				
78	5, 442, 000	2, 381, 000	2, 477, 000				
79	5, 446, 800	2, 383, 000	2, 479, 000				
80	5, 450, 400	2, 385, 000	2, 480, 000				
81	5, 454, 000	2, 387, 000	2, 482, 000				
82	5, 457, 600	2, 388, 000	2, 484, 000				
83	5, 460, 000	2, 389, 000	2, 485, 000				
84	5, 461, 200	2, 390, 000	2, 485, 000				
85	5, 463, 600	2, 391, 000	2, 486, 000				
86	5, 464, 800	2, 391, 000	2, 487, 000				
87	5, 467, 200	2, 392, 000	2, 488, 000				
88	5, 468, 400	2, 393, 000	2, 489, 000				
89	5, 470, 800	2, 394, 000	2, 490, 000				
90	5, 473, 200	2, 395, 000	2, 491, 000				
91	5, 474, 400	2, 396, 000	2, 491, 000				
92	5, 476, 800	2, 397, 000	2, 492, 000				
93	5, 478, 000	2, 397, 000	2, 493, 000				
94	5, 480, 400	2, 398, 000	2, 494, 000				
95	5, 481, 600	2, 399, 000	2, 495, 000				

ハ 基本年俸表（三）

職務の級 号俸	1 級		2 級		
	基本年俸額		基本年俸額		
	月 例 年俸額	業 績 年俸額	月 例 年俸額	業績年俸額	
				1 欄	2 欄
	円	円	円	円	円
1	4,046,400	1,771,000	4,588,800	2,088,000	2,329,000
2	4,071,600	1,782,000	4,621,200	2,103,000	2,346,000
3	4,096,800	1,793,000	4,653,600	2,118,000	2,362,000
4	4,123,200	1,804,000	4,686,000	2,133,000	2,379,000
5	4,148,400	1,815,000	4,712,400	2,145,000	2,392,000
6	4,173,600	1,826,000	4,742,400	2,158,000	2,407,000
7	4,201,200	1,839,000	4,770,000	2,171,000	2,421,000
8	4,226,400	1,850,000	4,798,800	2,184,000	2,436,000
9	4,245,600	1,858,000	4,822,800	2,195,000	2,448,000
10	4,269,600	1,868,000	4,849,200	2,207,000	2,461,000
11	4,292,400	1,878,000	4,875,600	2,219,000	2,475,000
12	4,317,600	1,889,000	4,904,400	2,232,000	2,489,000
13	4,341,600	1,900,000	4,927,200	2,242,000	2,501,000
14	4,368,000	1,911,000	4,952,400	2,254,000	2,514,000
15	4,393,200	1,923,000	4,978,800	2,266,000	2,527,000
16	4,418,400	1,934,000	5,006,400	2,278,000	2,541,000
17	4,442,400	1,944,000	5,030,400	2,289,000	2,553,000
18	4,467,600	1,955,000	5,058,000	2,302,000	2,567,000
19	4,492,800	1,966,000	5,084,400	2,314,000	2,581,000
20	4,519,200	1,978,000	5,110,800	2,326,000	2,594,000
21	4,539,600	1,987,000	5,133,600	2,336,000	2,606,000
22	4,566,000	1,998,000	5,157,600	2,347,000	2,618,000
23	4,591,200	2,009,000	5,179,200	2,357,000	2,629,000
24	4,615,200	2,020,000	5,202,000	2,367,000	2,641,000
25	4,640,400	2,031,000	5,223,600	2,377,000	2,651,000
26	4,659,600	2,039,000	5,242,800	2,386,000	2,661,000
27	4,683,600	2,050,000	5,264,400	2,396,000	2,672,000
28	4,706,400	2,060,000	5,283,600	2,405,000	2,682,000
29	4,729,200	2,070,000	5,299,200	2,412,000	2,690,000
30	4,749,600	2,078,000	5,316,000	2,419,000	2,698,000
31	4,772,400	2,088,000	5,335,200	2,428,000	2,708,000
32	4,795,200	2,098,000	5,353,200	2,436,000	2,717,000
33	4,815,600	2,107,000	5,374,800	2,446,000	2,728,000
34	4,837,200	2,117,000	5,394,000	2,455,000	2,738,000
35	4,858,800	2,126,000	5,410,800	2,462,000	2,746,000
36	4,879,200	2,135,000	5,428,800	2,471,000	2,756,000
37	4,899,600	2,144,000	5,442,000	2,477,000	2,762,000
38	4,920,000	2,153,000	5,457,600	2,484,000	2,770,000
39	4,942,800	2,163,000	5,474,400	2,491,000	2,779,000
40	4,964,400	2,172,000	5,491,200	2,499,000	2,787,000
41	4,982,400	2,180,000	5,503,200	2,504,000	2,793,000
42	5,001,600	2,189,000	5,511,600	2,508,000	2,798,000
43	5,019,600	2,197,000	5,521,200	2,513,000	2,803,000
44	5,035,200	2,203,000	5,529,600	2,516,000	2,807,000
45	5,049,600	2,210,000	5,540,400	2,521,000	2,812,000
46	5,062,800	2,215,000	5,548,800	2,525,000	2,817,000
47	5,076,000	2,221,000	5,558,400	2,530,000	2,821,000
48	5,090,400	2,228,000	5,568,000	2,534,000	2,826,000
49	5,107,200	2,235,000	5,576,400	2,538,000	2,831,000
50	5,120,400	2,241,000	5,586,000	2,542,000	2,835,000
51	5,134,800	2,247,000	5,594,400	2,546,000	2,840,000
52	5,148,000	2,253,000	5,604,000	2,550,000	2,845,000
53	5,163,600	2,260,000	5,613,600	2,555,000	2,849,000
54	5,175,600	2,265,000	5,623,200	2,559,000	2,854,000
55	5,188,800	2,271,000	5,632,800	2,563,000	2,859,000
56	5,202,000	2,276,000	5,641,200	2,567,000	2,863,000
57	5,216,400	2,283,000	5,650,800	2,572,000	2,868,000
58	5,222,400	2,285,000	5,655,600	2,574,000	2,871,000

59	5, 229, 600	2, 288, 000	5, 660, 400	2, 576, 000	2, 873, 000
60	5, 234, 400	2, 291, 000	5, 665, 200	2, 578, 000	2, 876, 000
61	5, 241, 600	2, 294, 000			
62	5, 247, 600	2, 296, 000			
63	5, 252, 400	2, 298, 000			
64	5, 259, 600	2, 302, 000			
65	5, 266, 800	2, 305, 000			
66	5, 271, 600	2, 307, 000			
67	5, 275, 200	2, 308, 000			
68	5, 278, 800	2, 310, 000			
69	5, 283, 600	2, 312, 000			
70	5, 286, 000	2, 313, 000			
71	5, 288, 400	2, 314, 000			
72	5, 290, 800	2, 315, 000			
73	5, 293, 200	2, 316, 000			
74	5, 295, 600	2, 317, 000			
75	5, 298, 000	2, 318, 000			
76	5, 300, 400	2, 319, 000			
77	5, 302, 800	2, 320, 000			
78	5, 305, 200	2, 322, 000			
79	5, 307, 600	2, 323, 000			
80	5, 310, 000	2, 324, 000			
81	5, 313, 600	2, 325, 000			
82	5, 316, 000	2, 326, 000			

別表第 1 2 の 3 基本年俸表級別標準職務表（第 1 7 条の 3 第 1 項関係）

イ 基本年俸表（一）級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級	1 欄	医長の職務
	2 欄	グループ担当理事任命権の部長の職務
2 級	1 欄	統括診療部長、臨床研究部長又は臨床研究センターの部長の職務
	2 欄	副院長（医師又は歯科医師である者に限る。）又は臨床研究センター長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が 2 級の場合に限る。）		

ロ 基本年俸表（二）級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級	1 欄	事務部長の職務
	2 欄	事務部長の職務（理事長が別に定める病院に限る。）
2 級		理事長が 2 級であると定める病院の事務部長の職務
3 級	1	副院長（基本年俸表（一）又は基本年俸表（三）が適用される者を除く。）の職務
	2	理事長が 3 級であると定める病院の事務部長の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。		

ハ 基本年俸表（三）級別標準職務表

職務の級		標準的な職務
1 級		看護部長の職務
2 級	1 欄	理事長が 2 級であると定める病院の看護部長の職務
	2 欄	副院長（看護師である者に限る。）の職務
備考 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。 3 すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、すでに就いている職務の区分にかかわらず、当該職員を副院長の職名を占める職員とする。（当該職員が現に受けている職務の級が 2 級の場合に限る。）		

別表第12の4 基本年俸表昇格対応号俸表（第17条の4第1項関係）

イ 基本年俸表（一）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	37
54	38
55	39
56	40
57	41
58	42
59	43
60	44
61	45
62	46
63	47
64	48
65	49
66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	58
79	59
80	60
81	61
82	61
83	61
84	61
85	62
86	62
87	62
88	62
89	63
90	63
91	63
92	63
93	64
94	64
95	64
96	64
97	65
98	65
99	65
100	66
101	66
102	66
103	67
104	67
105	67
106	68
107	68
108	68
109	69
110	69
111	69
112	69
113	69
114	70
115	70
116	70
117	70

118	70
119	71
120	71
121	71
122	71
123	71
124	72
125	72
126	72
127	72
128	72
129	73
130	73
131	73
132	73
133	73
134	73
135	74
136	74
137	74
138	74
139	74
140	74
141	75
142	75
143	75
144	75
145	75
146	75
147	76
148	76
149	76

ロ 基本年俸表（二）

昇格前の号俸	昇格後の号俸	
	2級	3級
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	13
31	1	13
32	1	13
33	1	13
34	1	14
35	2	14
36	3	14
37	4	14
38	5	14
39	6	15
40	7	15
41	8	15
42	9	15
43	10	15
44	11	16
45	12	16
46	13	16
47	14	16
48	15	16
49	16	17
50	17	17
51	18	17
52	19	17
53	20	17
54	21	18
55	22	18
56	23	18
57	24	18
58	25	18
59	25	19
60	26	19
61	26	
62	27	
63	27	
64	28	
65	28	
66	29	
67	29	
68	29	
69	30	
70	31	
71	31	
72	32	
73	32	
74	33	
75	33	
76	33	
77	33	
78	34	
79	35	
80	35	
81	35	
82	35	
83	36	
84	36	
85	36	
86	37	
87	37	
88	37	
89	37	
90	38	
91	38	
92	38	
93	38	
94	39	
95	39	

ハ 基本年俸表（三）

2級昇格の場合	
昇格前の号俸	昇格後の号俸
17	1
18	2
19	3
20	4
21	5
22	6
23	7
24	8
25	9
26	10
27	11
28	12
29	13
30	14
31	15
32	16
33	17
34	18
35	19
36	20
37	21
38	22
39	23
40	24
41	25
42	26
43	27
44	28
45	29
46	30
47	31
48	32
49	33
50	34
51	35
52	36
53	36
54	37
55	37
56	38
57	39
58	39
59	39
60	39
61	39
62	40
63	40
64	40
65	40
66	41
67	42
68	43
69	43
70	44
71	44
72	45
73	45
74	45
75	45
76	45
77	46
78	46
79	46
80	46
81	46
82	47

別表第13 地域手当支給区分表（第46条第1項関係）

支 給 事 業 場	支 給 区 分	支 給 割 合
北海道がんセンター	5 級 地	1 0 0 分の 4
北海道医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
仙台医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
仙台西多賀病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
水戸医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
霞ヶ浦医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
茨城東病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
栃木医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
宇都宮病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
高崎総合医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
西埼玉中央病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
埼玉病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
東埼玉病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
千葉医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
千葉医療センター千葉東病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
下総精神医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
下志津病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
東京医療センター	1 級 地	1 0 0 分の 2 0
災害医療センター	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
東京病院	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
村山医療センター	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
横浜医療センター	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
久里浜医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
箱根病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
相模原病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
神奈川病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
甲府病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
東長野病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
まつもと医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
富山病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
金沢医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
医王病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
長良医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
静岡てんかん・神経医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
天竜病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
静岡医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
名古屋医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
東名古屋病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
東尾張病院	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
豊橋医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
三重病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
鈴鹿病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
三重中央医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
榑原病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
東近江総合医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
紫香楽病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
京都医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
宇多野病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
舞鶴医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
南京都病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
大阪医療センター	2 級 地	1 0 0 分の 1 6
近畿中央呼吸器センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
大阪刀根山医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
大阪南医療センター	3 級 地	1 0 0 分の 1 2
神戸医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8

姫路医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
兵庫あおの病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
兵庫中央病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
奈良医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
やまと精神医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
岡山医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
呉医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
福山医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
広島西医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
東広島医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
賀茂精神医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
高松医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
小倉医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4
九州がんセンター	4 級 地	1 0 0 分の 8
九州医療センター	4 級 地	1 0 0 分の 8
福岡病院	4 級 地	1 0 0 分の 8
大牟田病院	5 級 地	1 0 0 分の 4
福岡東医療センター	5 級 地	1 0 0 分の 4

別表第14 寒冷地手当支給区分表（第47条関係）

事業場	地域	地域の区分
北海道がんセンター	北海道札幌市	2級地
北海道医療センター	北海道札幌市	2級地
函館医療センター	北海道函館市	3級地
旭川医療センター	北海道旭川市	1級地
帯広病院	北海道帯広市	1級地
弘前総合医療センター	青森県弘前市	4級地
八戸病院	青森県八戸市	4級地
青森病院	青森県青森市	4級地
盛岡医療センター	岩手県盛岡市	4級地
花巻病院	岩手県花巻市	4級地
岩手病院	岩手県一関市	4級地
山形病院	山形県山形市	4級地
米沢病院	山形県米沢市	4級地
沼田病院	群馬県沼田市	4級地
まつもと医療センター	長野県松本市	4級地
信州上田医療センター	長野県上田市	4級地
小諸高原病院	長野県小諸市	4級地
備考 この表に掲げる名称は、令和7年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。		

別表第15 役職手当適用区分表（第53条第2項関係）

基本給表等	職名	支給区分	職務の級	月額	
				再雇用職員以外	再雇用職員
基本年俸表（一）	副院長 臨床研究センター長	一 種	2 級 以 下	148,100	—
	部 長	二 種	2 級	118,500	—
			1 級	110,500	—
	医 長 研 究 室 長	三 種	1 級	96,700	—
基本年俸表（二）	副 院 長	一 種	3 級 以 下	139,300	—
	事 務 部 長	一 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	3 級 以 下	130,300	—
		二 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	2 級	94,000	—
			1 級	88,500	—
		三 種	1 級	72,700	—
基本年俸表（三）	副 院 長	一 種	2 級 以 下	113,600	—
	看 護 部 長	二 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	2 級 以 下	88,300	—
		三 種	1 級	75,800	—
医療職基本給表（二）	薬 剤 部 長 薬 剤 科 長	三 種	7 級	84,700	76,400
			6 級	76,700	65,300
			5 級 以 下	72,700	57,600
	副 薬 剤 部 長 副 薬 剤 科 長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 栄養管理室長 臨床工学技士長 理学療法士長 作業療法士長 言語聴覚士長	四 種	5 級	62,300	49,400
			4 級 以 下	58,900	43,100
医療職基本給表（三）	副 看 護 部 長	四 種	5 級 以 下	59,200	44,200
	看 護 師 長	五 種	4 級 以 下	44,800	34,700
事務職基本給表	課 長 室 長	三 種 (理事長が別に定める場合に限る。)	5 級 以 下	72,700	56,200
		四 種	5 級	62,300	48,200
			4 級 以 下	59,500	44,300
	班 長 専 門 職	四 種	4 級	59,500	44,300
			3 級 以 下	55,500	41,900
教育職基本給表	副 学 校 長	三 種	3 級 以 下	77,400	55,500
	教 育 主 事	四 種	2 級 以 下	64,100	46,200
研究職基本給表	研 究 部 長	二 種	3 級 以 下	103,400	98,300
	研 究 室 長	三 種	2 級 以 下	71,100	50,500
	主 任 研 究 員	四 種	2 級 以 下	60,900	43,300
診療情報管理職基本給表	班 長 専 門 職	四 種	3 級 以 下	55,500	41,900

備考

- すでに就いている職務に加えて特別に副院長としての職務を命じられ、当該職務に従事した場合には、当該職員の役職手当適用区分表の適用にあたっては、すでに就いている職務の役職手当支給区分にかかわらず、その従事した期間、当該職員を副院長の職名を占める職員として、別に理事長が定める額を支給する。
- 役職手当適用区分表の適用にあたって、同表の区分によりがたい特別の事情がある場合には、理事長は同表の区分とは別に定める場合があるものとする。

別表第15の2 特殊業務手当支給区分表（第57条の3第1項及び第2項関係）

種 別	月 額
1 重症心身障害児を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 2 進行性筋い縮症児（以下「筋ジス児」という。）を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 3 せき髄麻ひ患者を主として入院させるための病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師 4 神経・筋疾患を有する患者を主として入院させるための病棟その他の病棟で理事長の定めるもの（以下「神経・筋病棟等」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	35,400円
5 結核患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 6 精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師 7 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師（集中治療病棟の担当を命ぜられ、かつ、現に当該病棟における診療に直接従事することを常態とする医師とする。）	17,700円
8 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師 9 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師	16,000円
10 重症心身障害児の栄養管理に直接従事することを本務とする栄養士 11 食事相談等のため結核患者に直接接することを常例とする栄養士	5,200円
12 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 13 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 14 せき髄麻ひ患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 15 神経・筋病棟等に入院している患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	20,800円
16 結核患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士 17 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とする理学療法士	10,400円
17の2 重症心身障害児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 18 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 19 せき髄麻ひ患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士 20 神経・筋病棟等に入院している患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	20,800円
21 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	10,400円
21の2 重症心身障害児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士 21の3 筋ジス児の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士 21の4 神経・筋病棟等に入院している患者の言語療法に直接従事することを本務とする言語聴覚士	20,800円
22 集中治療病棟に勤務する臨床工学技士	10,400円
23 重症心身障害児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師 24 筋ジス児の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	20,800円
25 精神病患者の理学療法に直接従事することを本務とするマッサージ師	10,400円
26 重症心身障害児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士 27 筋ジス児の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	20,800円
28 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする心理療法士	10,400円
29 重症心身障害児を専ら入院させる病棟（以下「重症心身障害病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 30 筋ジス児を専ら入院させる病棟（以下「筋ジス病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 31 せき髄麻ひ患者を専ら入院させるための病棟（以下「せき損病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師 32 神経・筋病棟等に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	25,000円

33 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	12,500円
34 精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
35 集中治療病棟に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
36 結核患者を専ら入院させるための病床及びその他の病床が併せて存する病棟であって現に結核患者が入院しているものとして理事長の定めるもの（以下「結核ユニット病棟」という。）に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	6,250円
37 結核患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	4,200円
38 精神病患者の輸送を行うことを常例とする患者輸送用自動車運転手	
39 筋ジス児の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	18,800円
40 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	9,400円
41 重症心身障害病棟に勤務する看護助手	22,800円
42 筋ジス病棟に勤務する看護助手	
43 せき損病棟に勤務する看護助手	
44 神経・筋病棟等に勤務する看護助手	
45 結核病棟に勤務する看護助手	11,400円
46 精神病棟に勤務する看護助手	
47 集中治療病棟に勤務する看護助手	
48 結核ユニット病棟に勤務する看護助手	5,700円
49 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療エックス線助手	15,000円
50 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査助手	
51 結核病棟に勤務する保清員	9,400円
52 精神病棟に勤務する保清員	
53 重症心身障害児の衣料等危険な病原体及び汚物の付着の程度が著しい物件を取り扱うことを命ぜられ、かつ、現に当該物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	13,500円
54 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	9,400円
55 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒員	9,400円
56 重症心身障害児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	25,000円
57 筋ジス児の生活指導に直接従事することを本務とする児童指導員	
58 重症心身障害病棟に勤務する保育士	30,200円
59 筋ジス病棟に勤務する保育士	
60 神経・筋病棟等に勤務する保育士	
61 結核患者に直接接することを常態とする医療社会事業専門員	12,500円
62 患者に直接接することを常例とする医療社会事業専門員	10,000円
63 重症心身障害病棟に勤務する療養介助員	25,000円
64 筋ジス病棟に勤務する療養介助員	
65 せき損病棟に勤務する療養介助員	
66 神経・筋病棟等に勤務する療養介助員	
67 結核病棟に勤務する療養介助員	12,500円
68 精神病棟に勤務する療養介助員	
69 結核ユニット病棟に勤務する療養介助員	6,250円
70 理事長が別に定めるもの	理事長が別に定める額

備考

- 1 「勤務する」とは、当該勤務箇所をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 2 「〇〇の業務に直接従事することを本務とする」とは、当該業務に直接従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に直接従事することをその職員の主たる職務内容としていることをいう。
- 3 「〇〇（結核病棟等）に勤務する」とは、当該病棟等に所属し、かつ、現に当該病棟等をその職員の主たる勤務の場所としていることをいう。
- 4 種別欄中職名の掲げられている職員は、当該職名に係る業務に従事することを本務として命ぜられ、かつ、現に当該業務に従事することをその者の主たる職務内容としている職員をいう。
- 5 「重症心身障害児」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいい、満18歳以上でこれと同一の障害を有する者を含む。
- 6 進行性筋い縮症児には、満18歳以上で進行性筋い縮症の患者である者を含む。
- 7 「集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟」とは、病状が急変し、又は急変するおそれのある重症患者又は術後患者を専ら入院させ、医師及び看護職員が24時間にわたり患者の呼吸、代謝等の状態を常時監視し、かつ、必要な処置を随時行う病棟をいい、「基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）」に定められている特定集中治療室管理料又は新生児特定集中治療室管理料の施設基準を満たす治療室のほか、理事長の定めるものとする。
- 8 診療放射線技師には、診療エックス線技師を含む。
- 9 臨床検査技師には、衛生検査技師及び平成16年4月1日現在、臨床検査技術職員である者を含む。
- 10 「危険な病原体に汚染された検体」とは、危険な病原体に汚染され、又は汚染されたおそれのある、血液、尿、ふん便等をいう。
- 11 理学療法士には、平成16年4月1日現在、理学療法技術職員である者を含む。
- 12 「マッサージ師」とは、あん摩マッサージ指圧師の免許を有し、マッサージを行う職員で、理学療法技術職員以外のものをいう。
- 13 「心理療法士」とは、大学において心理学を専修する学科を修めた職員又はその知識及び経験が当該職員に準ずる職員で、神経症、心身症等の疾患を有する患者に対し、ガイダンス、カウンセリング、暗示療法その他の心理療法を行うものをいう。
- 14 看護師には、副看護師長及び主任看護師を含む。
- 15 「患者輸送用自動車運転手」とは、患者のみを輸送する自動車を専ら運転する職員をいう。
- 16 「看護助手」とは、看護師又は准看護師の免許を有しない職員で、看護の補助的業務に従事するものをいう。
- 17 「洗濯員」とは、診療用及び患者用の衣類等の洗濯を行う職員をいう。
- 18 「児童指導員」とは、児童指導員の資格を有し、基本的な生活習慣等の指導及び治療に供する資料の作成を行う職員をいう。
- 19 「保育士」とは、保育士の資格を有し、基本的な生活習慣、遊戯、音楽等の指導及び児童の身の回りの世話をを行う職員をいう。
- 20 「医療社会事業専門員」とは、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。（平成16年3月31日現在、医療社会事業専門員である者を含む。）
- 21 「療養介助員」とは、介護職員初任者研修修了（旧ホームヘルパー2級）の資格を有し、身体清潔、食事、排泄、安全・安楽、運動・移動に関する介助等の業務（以下「身体介助等の業務」という。）を行う職員をいう（介護福祉士の資格を有し、身体介助等の業務に加え、介護計画の作成を行う「療養介助専門員」を含む。）。

別表第 1 6 医師手当（定額部分）支給種別区分表（第 7 1 条第 2 項関係）

事業場	支給種別区分		
北海道がんセンター	四種	石川病院	二種
北海道医療センター	四種	長良医療センター	三種
函館医療センター	三種	静岡てんかん・神経医療センター	四種
旭川医療センター	三種	天竜病院	三種
帯広病院	三種	静岡医療センター	三種
弘前総合医療センター	三種	名古屋医療センター	五種
八戸病院	三種	東名古屋病院	五種
青森病院	三種	東尾張病院	五種
盛岡医療センター	三種	豊橋医療センター	三種
花巻病院	二種	三重病院	三種
岩手病院	二種	鈴鹿病院	三種
釜石病院	三種	三重中央医療センター	三種
仙台医療センター	四種	榊原病院	三種
仙台西多賀病院	四種	敦賀医療センター	二種
宮城病院	三種	あわら病院	三種
あきた病院	三種	東近江総合医療センター	二種
山形病院	三種	紫香楽病院	二種
米沢病院	三種	京都医療センター	五種
福島病院	三種	宇多野病院	五種
いわき病院	三種	舞鶴医療センター	三種
水戸医療センター	三種	南京都病院	四種
霞ヶ浦医療センター	三種	大阪医療センター	五種
茨城東病院	三種	近畿中央呼吸器センター	五種
栃木医療センター	三種	大阪刀根山医療センター	五種
宇都宮病院	三種	大阪南医療センター	四種
高崎総合医療センター	三種	神戸医療センター	五種
沼田病院	二種	姫路医療センター	四種
渋川医療センター	三種	兵庫あおの病院	三種
西埼玉中央病院	四種	兵庫中央病院	三種
埼玉病院	五種	奈良医療センター	四種
東埼玉病院	三種	やまと精神医療センター	四種
千葉医療センター	五種	南和歌山医療センター	二種
千葉医療センター千葉東病院	五種	和歌山病院	二種
下総精神医療センター	五種	鳥取医療センター	三種
下志津病院	四種	米子医療センター	三種
東京医療センター	五種	松江医療センター	三種
災害医療センター	五種	浜田医療センター	三種
東京病院	五種	岡山医療センター	四種
村山医療センター	五種	南岡山医療センター	三種
横浜医療センター	五種	呉医療センター	三種
久里浜医療センター	五種	福山医療センター	三種
箱根病院	四種	広島西医療センター	三種
相模原病院	四種	東広島医療センター	三種
神奈川病院	三種	賀茂精神医療センター	三種
西新潟中央病院	三種	関門医療センター	三種
新潟病院	三種	山口宇部医療センター	三種
さいがた医療センター	三種	岩国医療センター	三種
甲府病院	三種	柳井医療センター	二種
東長野病院	三種	とくしま医療センター	三種
まつもと医療センター	三種	高松医療センター	三種
信州上田医療センター	三種	四国こどもとおとなの医療センター	三種
小諸高原病院	二種	四国がんセンター	三種
富山病院	二種	愛媛医療センター	三種
北陸病院	二種	高知病院	三種
金沢医療センター	三種	小倉医療センター	四種
医王病院	三種	九州がんセンター	五種
七尾病院	二種	九州医療センター	五種

福岡病院	五	種
大牟田病院	三	種
福岡東医療センター	三	種
佐賀病院	三	種
肥前精神医療センター	三	種
東佐賀病院	三	種
嬉野医療センター	二	種
長崎病院	四	種
長崎医療センター	三	種
長崎川棚医療センター	二	種
熊本医療センター	三	種
熊本南病院	三	種
菊池病院	三	種
熊本再春医療センター	三	種
大分医療センター	三	種
別府医療センター	三	種
西別府病院	三	種
宮崎東病院	三	種
都城医療センター	三	種
宮崎病院	二	種
鹿児島医療センター	三	種
指宿医療センター	二	種
南九州病院	三	種
沖縄病院	一	種
琉球病院	一	種

別表第 17 医師手当（定額部分）月額表（第 7 1 条第 3 項関係）

免許取得 後年度数	1 種 月 額	2 種 月 額	3 種 月 額	4 種 月 額	5 種 月 額	6 種 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
2	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
3	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
4	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
5	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
6	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
7	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
8	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
9	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
10	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
11	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	50,200
12	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	48,400
13	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	46,600
14	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	44,800
15	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	43,000
16	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	41,200
17	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	39,400
18	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	37,600
19	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	35,800
20	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	34,400
21	357,900	319,300	266,700	209,600	150,400	33,000
22	353,500	315,300	263,400	207,000	148,800	31,600
23	349,100	311,300	260,100	204,400	147,200	30,200
24	344,700	307,300	256,800	201,800	145,600	28,800
25	340,300	303,300	253,500	199,200	144,000	27,400
26	335,900	299,300	250,200	196,600	142,400	26,000
27	323,200	288,600	242,200	190,300	138,400	25,400
28	310,300	277,800	233,900	184,200	134,000	24,800
29	297,700	267,300	226,200	177,900	130,000	23,900
30	285,000	256,600	218,000	171,900	125,600	23,200
31	272,200	245,900	210,100	165,700	121,600	22,600
32	256,400	231,500	198,200	157,200	116,000	22,000
33	240,800	217,300	186,900	148,600	110,800	21,400
34	225,100	203,100	175,300	140,000	105,600	20,700
35	209,200	188,700	163,500	131,500	100,000	20,400
36	191,100	173,000	151,200	122,200	94,600	20,000
37	172,900	157,300	138,700	113,100	88,800	19,300
38	155,000	141,800	126,500	103,700	83,500	18,500
39	123,800	116,300	106,300	90,300	74,700	17,600
40	95,000	92,500	87,500	77,500	66,500	16,900
41	86,500	84,000	79,000	69,000		
42	78,000	75,500	70,500	60,500		
43	69,500	67,000	62,000			
44	61,000	58,500	53,500			
45	52,500	50,000				

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則第2条第1項関係）

切 替 日 前 日 の 職 務 の 級			切 替 日 の 職 務 の 級		
医療職俸給表（一）	1	級	医療職基本給表（一）	1	級
	2	級		2	級
	3	級		3	級
	4	級			
医療職俸給表（二）	1	級	医療職俸給表（二）	1	級
	2	級		2	級
	3	級		3	級
	4	級		4	級
	5	級		5	級
	6	級		6	級
	7	級		7	級
	8	級			
医療職俸給表（三）	1	級	医療職俸給表（三）	1	級
	2	級		2	級
	3	級		3	級
	4	級		4	級
	5	級		5	級
	6	級		6	級
	7	級		7	級
行政職俸給表（一）	1	級	事 務 職 基 本 給 表		
	2	級		1	級
	3	級		2	級
	4	級		3	級
	5	級		4	級
	6	級		5	級
	7	級		6	級
	8	級		7	級
	9	級		8	級
	10	級		9	級
	11	級			
行政職俸給表（二）	1	級	技 能 職 基 本 給 表	1	級
	2	級		2	級
	3	級		3	級
	4	級		4	級
	5	級		5	級
	6	級			
教育職俸給表（二）	2級（教官の職を占める場合に限る。）	教 育 職 基 本 給 表	1	級	
教育職俸給表（四）					
教育職俸給表（二）	2級（教育主事の職を占める場合に限る。）		2	級	
教育職俸給表（四）			3	級	
教育職俸給表（四）	3		級		
研 究 職 俸 給 表	2	級	研 究 職 基 本 給 表	1	級
	3	級		2	級
福 祉 職 俸 給 表	1	級	福 祉 職 基 本 給 表	1	級
	2	級		2	級
	3	級		3	級
	4	級			

備考 「切替日前日の職務の級」の医療職俸給表（一）1 級等は、給与法第6条の俸給表及び職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（一）

切替前の号俸				切替後の号俸
1級		2級		1級
号俸	経過期間	号俸	経過期間	
2	0～3			1
	3～6			2
	6～9			3
	9～12			4
	12～			5
3	0～3			6
	3～6			7
	6～9			8
	9～12			9
	12～			10
4	0～3			11
	3～6			12
	6～9			13
	9～12			14
	12～			15
5	0～3	1	0～3	16
	3～6		3～6	17
	6～9		6～9	18
	9～12		9～12	19
	12～		12～	20
6	0～3	2	0～3	21
	3～6		3～6	22
	6～9		6～9	23
	9～12		9～12	24
	12～		12～	25
7	0～3	3	0～3	26
	3～6		3～6	27
	6～9		6～9	28
	9～12		9～12	29
	12～		12～	30
8	0～3	4	0～3	31
	3～6		3～6	32
	6～9		6～9	33
	9～12		9～12	34
	12～		12～	35
9	0～3	5	0～3	36
	3～6		3～6	37
	6～9		6～9	38
	9～12		9～12	39
	12～		12～	40
10	0～3	6	0～3	41
	3～6		3～6	42
	6～9		6～9	43
	9～12		9～12	44
	12～		12～	45
11	0～3	7	0～3	46
	3～6		3～6	47
	6～9		6～9	48
	9～12		9～12	49
	12～		12～	50
12	0～3	8	0～3	51
	3～6		3～6	52
	6～9		6～9	53
	9～12		9～12	54
	12～		12～	55
13	～6以下	9	0～3	56
	6超～		3～6	57
14	0～6	10	6～9	58
	6～9		9～12	59
	9～12		12～	60
	12～			61
				62
15	～6以下	11	0～3	63
	6超～		3～6	64
16	0～6		6～9	65
	6～9		9～12	66
	9～12		12～	67
	12～			68
				69
17	～9以下	12	0～3	70
	9超～		3～6	71
18	0～9		6～9	72
	9～12		9～12	73
	12～		12～	74
外1	0～6	13	0～3	75
	6～9		3～6	76
	9～12		6～9	77
	12～		9～12	78
			12～	79
外2	0～6	14	0～3	80
	6～9		3～6	81
	9～12		6～9	82
	12～		9～12	83
			12～	84

15	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
	12～	73
16	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
17	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
18	0～3	
	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
19	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
	12～	89
20	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
21	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
22	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
23	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
24	0～3	
	3～6	106
	6～9	107
	9～12	108
	12～15	109
外1	15～18	110
	18～	111
	0～3	
	3～6	112
	6～9	113
外2	9～12	114
	12～15	115
	15～18	116
	18～21	117
	21～24	118
外3	24～	119
	0～3	
	3～6	120
	6～9	121
	9～12	122
外3	12～15	123
	15～18	124
	18～21	125
	21～24	126
	24～	127
外3	0～3	
	3～6	128
	6～9	129
	9～12	130
	12～15	131
外3	15～18	132
	18～	133

切替前の号俸			切替後の号俸	
3級			2級	
号俸	経過期間		号俸	経過期間
1	0～3		1	
	3～6		2	
	6～9		3	
	9～12		4	
	12～		5	
2	0～3		6	
	3～6		7	
	6～9		8	
	9～12		9	
	12～		10	
3	0～3		11	
	3～6		12	
	6～9		13	
	9～12		14	
	12～		15	
4	0～3		16	
	3～6		17	
	6～9		18	
	9～12		19	
	12～		20	
5	0～3		21	
	3～6		22	
	6～9		23	
	9～12		24	
	12～		25	
6	0～3		26	
	3～6		27	
	6～9		28	
	9～12		29	
	12～		30	
7	0～3		31	
	3～6		32	
	6～9		33	
	9～12		34	
	12～		35	
8	0～3		36	
	3～6		37	
	6～9		38	
	9～12		39	
	12～		40	
9	0～3		41	
	3～6		42	
	6～9		43	
	9～12		44	
	12～		45	
10	0～3		46	
	3～6		47	
	6～9		48	
	9～12		49	
	12～		50	
11	0～3		51	
	3～6		52	
	6～9		53	
	9～12		54	
	12～		55	
12	0～3		56	
	3～6		57	
	6～9		58	
	9～12		59	
	12～		60	
13	0～3		61	
	3～6		62	
	6～9		63	
	9～12		64	
	12～		65	
14	0～3		66	
	3～6		67	
	6～9		68	
	9～12		69	
	12～		70	
15	0～3		71	
	3～6		72	
	6～9		73	
	9～12		74	
	12～		75	
16	0～3		76	
	3～6		77	
	6～9		78	
	9～12		79	
	12～		80	
17	0～3		81	
	3～6		82	
	6～9		83	
	9～12		84	
	12～		85	
18	0～3		86	
	3～6		87	
	6～9		88	
	9～12		89	
	12～		90	

19	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
20	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
21	0～3	
	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
22	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
	12～	89
23	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～15	97
外1	15～18	98
	18～	99
	0～3	
	3～6	100
	6～9	101
外2	9～12	102
	12～15	103
	15～18	104
	18～21	105
	21～24	106
外3	24～	107
	0～3	
	3～6	108
	6～9	109
	9～12	110
外3	12～15	111
	15～18	112
	18～	113

切替前の号俸		切替後の号俸
4 級		3 級
号俸	経過期間	
1	0～3	1
	3～6	2
	6～9	3
	9～12	4
	12～	5
2	0～3	
	3～6	6
	6～9	7
	9～12	8
	12～	9
3	0～3	
	3～6	10
	6～9	11
	9～12	12
	12～	13
4	0～3	
	3～6	14
	6～9	15
	9～12	16
	12～	17
5	0～3	
	3～6	18
	6～9	19
	9～12	20
	12～	21
6	0～3	
	3～6	22
	6～9	23
	9～12	24
	12～	25
7	0～3	
	3～6	26
	6～9	27
	9～12	28
	12～	29
8	0～3	
	3～6	30
	6～9	31
	9～12	32
	12～	33
9	0～3	
	3～6	34
	6～9	35
	9～12	36
	12～	37
10	0～3	
	3～6	38
	6～9	39
	9～12	40
	12～	41
11	0～3	
	3～6	42
	6～9	43
	9～12	44
	12～	45
12	0～3	
	3～6	46
	6～9	47
	9～12	48
	12～	49
13	0～3	
	3～6	50
	6～9	51
	9～12	52
	12～	53
14	0～3	
	3～6	54
	6～9	55
	9～12	56
	12～	57
15	0～3	
	3～6	58
	6～9	59
	9～12	60
	12～	61
16	0～3	
	3～6	62
	6～9	63
	9～12	64
	12～	65
17	0～3	
	3～6	66
	6～9	67
	9～12	68
	12～	69
18	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
	12～	73

19	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
20	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～15	81
外1	15～18	82
	18～	83
	0～3	
	3～6	84
	6～9	85
外2	9～12	86
	12～15	87
	15～18	88
	18～21	89
	21～24	90
外3	24～	91
	0～3	
	3～6	92
	6～9	93
	9～12	94
	12～15	95
	15～18	96
	18～	97

- 備考
- 「切替前の号俸」は、平成16年3月31日における給与法の号俸又は俸給月額である。
 - 「切替後の号俸」は、平成16年4月1日の号俸である。
 - 「外1」等とは、給与法の最高号俸を1号俸相当超える俸給月額等である。
 - 「切替前の号俸」を超える俸給月額に対応する「切替後の号俸」は、当該「切替後の号俸」欄の最高号俸とする。
 - 「経過期間」とは、平成16年3月31日において給与法の号俸又は俸給月額を受けていた期間である。
 - 「経過期間」欄の「6～9」等とあるのは、「6月以上9月未満の期間」等である。
 - 「経過期間」欄の「6超～」等とあるのは、「6月を超える期間」等である。
 - 「切替日前の号俸」について給与法により昇給期間を短縮又は延伸されている職員のうち、平成16年3月31日までに短縮効果又は延伸効果を受けていない者にあつては、当該短縮分又は延伸分に係る期間を平成16年3月31日において号俸を受けていた期間と合算した期間を第3号の経過期間とする。
 - 切替日までに、昇給停止年齢を超えている職員の「経過期間」は、前項までの規定にかかわらず0月とする。
 - 前項までの規定については、以下、本表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（二）

切替前の号俵				切替後の号俵	
1級		2級		1級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間		
2	0～3			1	
	3～6			2	
	6～9			3	
	9～12			4	
	12～			5	
3	0～3			6	
	3～6			7	
	6～9			8	
	9～12			9	
	12～				
4	0～3			10	
	3～6			11	
	6～9			12	
	9～12			13	
	12～				
5	0～3			14	
	3～6			15	
	6～9			16	
	9～12			17	
	12～				
6	0～3			18	
	3～6			19	
	6～9			20	
	9～12			21	
	12～				
7	0～3	2	0～3	22	
	3～6		6～9	23	
	6～9		9～12	24	
	9～12		12～	25	
	12～				
8	0～3	3	0～3	26	
	3～6		3～6	27	
	6～9		6～9	28	
	9～12		9～12	29	
	12～		12～		
9	0～3	4	0～3	30	
	3～6		3～6	31	
	6～9		6～9	32	
	9～12		9～12	33	
	12～		12～		
10	0～3	5	0～3	34	
	3～6		3～6	35	
	6～9		6～9	36	
	9～12		9～12	37	
	12～		12～		
11	0～3	6	0～3	38	
	3～6		3～6	39	
	6～9		6～9	40	
	9～12		9～12	41	
	12～		12～		
12	0～3	7	0～3	42	
	3～6		3～6	43	
	6～9		6～9	44	
	9～12		9～12	45	
	12～		12～		
13	0～3	8	0～3	46	
	3～6		3～6	47	
	6～9		6～9	48	
	9～12		9～12	49	
	12～		12～		
14	～6以下	9	0～3	50	
	6超～		3～6		
15	0～6				
	6～9		6～9	51	
	9～12		9～12	52	
	12～		12～	53	
16	0～3	10	0～3	54	
	3～6		3～6	55	
	6～9		6～9	56	
	9～12		9～12	57	
	12～		12～		
17	～6以下	11	0～3	58	
	6超～		3～6		
18	0～6				
	6～9		6～9	59	
	9～12		9～12	60	
	12～		12～	61	
19	～6以下	12	0～3	62	
	6超～		3～6	63	
20	0～6				
	6～9		6～9	64	
	9～12		9～12	65	
	12～		12～		
21		13	0～3		
22	～6以下				
	6超～		3～6	66	
23	外1				
	0～3				
	3～6				
	6～9		6～9	67	
	9～12		9～12	68	
	12～		12～	69	
		14	0～3	70	
			3～6	71	
			6～9	72	
			9～12	73	
			12～		
		15	0～3	74	
			3～6	75	
			6～9	76	
			9～12	77	
			12～		
		16	0～3	78	
			3～6	79	
			6～9	80	
			9～12	81	
			12～		
		17	0～3	82	
			3～6	83	
			6～9	84	
			9～12	85	
			12～		

18	0～3				
	3～6	86			
	6～9	87			
	9～12	88			
	12～	89			
19	0～3				
	3～6	90			
	6～9	91			
	9～12	92			
	12～	93			
20	0～3				
	3～6	94			
	6～9	95			
	9～12	96			
	12～	97			
21	0～3				
	3～6	98			
	6～9	99			
	9～12	100			
	12～	101			
22	0～3				
	3～6	102			
	6～9	103			
	9～12	104			
	12～	105			
23	0～3				
	3～6	106			
	6～9	107			
	9～12	108			
	12～	109			
24	0～3				
	3～6	110			
	6～9	111			
	9～12	112			
	12～	113			
25	0～3				
	3～6	114			
	6～9	115			
	9～12	116			
	12～	117			
26	0～3				
	3～6	118			
	6～9	119			
	9～12	120			
	12～	121			
27	0～3				
	3～6	122			
	6～9	123			
	9～12	124			
	12～	125			
28	0～3				
	3～6	126			
	6～9	127			
	9～12	128			
	12～	129			
外1	0～3				
	3～6	130			
	6～9	131			
	9～12	132			
	12～	133			
	3～6	134			
	6～9	135			
	9～12	136			
	12～	137			
	3～6	138			
	6～9	139			
外2	0～3				
	3～6	140			
	6～9	141			
	9～12	142			
	12～	143			
	3～6	144			
	6～9	145			
	9～12	146			
	12～	147			
外3	0～3				
	3～6	148			
	6～9	149			
	9～12	150			
	12～	151			
	3～6	152			
	6～9	153			

切替前の号俵				切替後の号俵	
3級		2級			
号俵	経過期間	号俵	経過期間		
1	0～3	1			
	3～6	2			
	6～9	3			
	9～12	4			
	12～	5			
2	0～3				
	3～6	6			
	6～9	7			
	9～12	8			
	12～	9			
3	0～3				
	3～6	10			
	6～9	11			
	9～12	12			
	12～	13			
4	0～3				
	3～6	14			
	6～9	15			
	9～12	16			
	12～	17			
5	0～3				
	3～6	18			
	6～9	19			
	9～12	20			
	12～	21			
6	0～3				
	3～6	22			
	6～9	23			
	9～12	24			
	12～	25			
7	0～3				
	3～6	26			
	6～9	27			
	9～12	28			
	12～	29			
8	0～3				
	3～6	30			
	6～9	31			
	9～12	32			
	12～	33			
9	0～3				
	3～6	34			
	6～9	35			
	9～12	36			
	12～	37			
10	0～3				
	3～6	38			
	6～9	39			
	9～12	40			
	12～	41			
11	0～3				
	3～6	42			
	6～9	43			
	9～12	44			
	12～	45			
12	0～3				
	3～6	46			
	6～9	47			
	9～12	48			
	12～	49			
13	0～3				
	3～6	50			
	6～9	51			
	9～12	52			
	12～	53			
14	0～3				
	3～6	54			
	6～9	55			
	9～12	56			
	12～	57			
15	0～3				
	3～6	58			
	6～9	59			
	9～12	60			
	12～	61			
16	0～3				
	3～6	62			
	6～9	63			
	9～12	64			
	12～	65			
17	0～3				
	3～6	66			
	6～9	67			
	9～12	68			
	12～	69			
18	0～3				
	3～6	70			
	6～9	71			
	9～12	72			
	12～	73			
19	0～3				
	3～6	74			
	6～9	75			
	9～12	76			
	12～	77			
20	0～3				
	3～6	78			
	6～9	79			
	9～12	80			
	12～	81			
21	0～3				
	3～6	82			
	6～9	83			
	9～12	84			
	12～	85			
22	0～3				
	3～6	86			
	6～9	87			
	9～12	88			
	12～	89			
23	0～3				
	3～6	90			
	6～9	91			
	9～12	92			
	12～	93			

24	0～3				
	3～6	94			
	6～9	95			
	9～12	96			
	12～	97			
25	0～3				
	3～6	98			
	6～9	99			
	9～12	100			
	12～	101			
26	0～3				
	3～6	102			
	6～9	103			
	9～12	104			
	12～	105			
27	0～3				
	3～6	106			
	6～9	107			

切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵	切替前の号俵		切替後の号俵
5級		4級	6級		5級	7級		6級	8級		7級
号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間	
1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1
	3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2
	6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3
	9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4
	12～	5		12～	5		12～	5		12～	5
2	0～3		2	0～3		2	0～3		2	0～3	
	3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6
	6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7
	9～12	8		9～12	8		9～12	8		9～12	8
	12～	9		12～	9		12～	9		12～	9
3	0～3		3	0～3		3	0～3		3	0～3	
	3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10
	6～9	11		6～9	11		6～9	11		6～9	11
	9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12
	12～	13		12～	13		12～	13		12～	13
4	0～3		4	0～3		4	0～3		4	0～3	
	3～6	14		3～6	14		3～6	14		3～6	14
	6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15
	9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16
	12～	17		12～	17		12～	17		12～	17
5	0～3		5	0～3		5	0～3		5	0～3	
	3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18
	6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19
	9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20
	12～	21		12～	21		12～	21		12～	21
6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3	
	3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22
	6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23
	9～12	24		9～12	24		9～12	24		9～12	24
	12～	25		12～	25		12～	25		12～	25
7	0～3		7	0～3		7	0～3		7	0～3	
	3～6	26		3～6	26		3～6	26		3～6	26
	6～9	27		6～9	27		6～9	27		6～9	27
	9～12	28		9～12	28		9～12	28		9～12	28
	12～	29		12～	29		12～	29		12～	29
8	0～3		8	0～3		8	0～3		8	0～3	
	3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30
	6～9	31		6～9	31		6～9	31		6～9	31
	9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32
	12～	33		12～	33		12～	33		12～	33
9	0～3		9	0～3		9	0～3		9	0～3	
	3～6	34		3～6	34		3～6	34		3～6	34
	6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35
	9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36
	12～	37		12～	37		12～	37		12～	37
10	0～3		10	0～3		10	0～3		10	0～3	
	3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38
	6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39
	9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40
	12～	41		12～	41		12～	41		12～	41
11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3	
	3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42
	6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43
	9～12	44		9～12	44		9～12	44		9～12	44
	12～	45		12～	45		12～	45		12～	45
12	0～3		12	0～3		12	0～3		12	0～3	
	3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46
	6～9	47		6～9	47		6～9	47		6～9	47
	9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48
	12～	49		12～	49		12～	49		12～	49
13	0～3		13	0～3		13	0～3		13	0～3	
	3～6	50		3～6	50		3～6	50		3～6	50
	6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51
	9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52
	12～	53		12～	53		12～	53		12～	53
14	0～3		14	0～3		14	0～3		14	0～3	
	3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54
	6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55
	9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56
	12～	57		12～	57		12～	57		12～	57
15	0～3		15	0～3		15	0～3		15	0～3	
	3～6	58		3～6	58		3～6	58		3～6	58
	6～9	59		6～9	59		6～9	59		6～9	59
	9～12	60		9～12	60		9～12	60		9～12	60
	12～	61		12～	61		12～	61		12～	61
16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3	
	3～6	62		3～6	62		3～6	62		3～6	62
	6～9	63		6～9	63		6～9	63		6～9	63
	9～12	64		9～12	64		9～12	64		9～12	64
	12～	65		12～	65		12～	65		12～	65
17	0～3		17	0～3		17	0～3		17	0～3	
	3～6	66		3～6	66		3～6	66		3～6	66
	6～9	67		6～9	67		6～9	67		6～9	67
	9～12	68		9～12	68		9～12	68		9～12	68
	12～	69		12～	69		12～	69		12～	69
18	0～3		18	0～3		18	0～3		18	0～3	
	3～6	70		3～6	70		3～6	70		3～6	70
	6～9	71		6～9	71		6～9	71		6～9	71
	9～12	72		9～12	72		9～12	72		9～12	72
	12～	73		12～	73		12～	73		12～	73
19	0～3		19	0～3		19	0～3		19	0～3	
	3～6	74		3～6	74		3～6	74		3～6	74
	6～9	75		6～9	75		6～9	75		6～9	75
	9～12	76		9～12	76		9～12	76		9～12	76
	12～	77		12～	77		12～	77		12～	77
20	0～3		20	0～3		20	0～3		20	0～3	
	3～6	78		3～6	78		3～6	78		3～6	78
	6～9	79		6～9	79		6～9	79		6～9	79
	9～12	80		9～12	80		9～12	80		9～12	80
	12～	81		12～	81		12～	81		12～	81
21	0～3		21	0～3		21	0～3		21	0～3	
	3～6	82		3～6	82		3～6	82		3～6	82
	6～9	83		6～9	83		6～9	83		6～9	83
	9～12	84		9～12	84		9～12	84		9～12	84
	12～	85		12～	85		12～	85		12～	85
22	0～3		22	0～3		22	0～3		22	0～3	
	3～6	86		3～6	86		3～6	86		3～6	86
	6～9	87		6～9	87		6～9	87		6～9	87
	9～12	88		9～12	88		9～12	88		9～12	88
	12～	89		12～	89		12～	89		12～	89
23	0～3		23	0～3		23	0～3		23	0～3	
	3～6	90		3～6	90		3～6	90		3～6	90
	6～9	91		6～9	91		6～9	91		6～9	91
	9～12	92		9～12	92		9～12	92		9～12	92
	12～	93		12～	93		12～	93		12～	93

ハ 医療職基本給表（三）

切替前の号俵		切替後の号俵
1級		1級
号俵	経過期間	
2	0～3	1
	3～6	2
	6～9	3
	9～12	4
	12～	5
3	0～3	
	3～6	6
	6～9	7
	9～12	8
	12～	9
4	0～3	
	3～6	10
	6～9	11
	9～12	12
	12～	13
5	0～3	
	3～6	14
	6～9	15
	9～12	16
	12～	17
6	0～3	
	3～6	18
	6～9	19
	9～12	20
	12～	21
7	0～3	
	3～6	22
	6～9	23
	9～12	24
	12～	25
8	0～3	
	3～6	26
	6～9	27
	9～12	28
	12～	29
9	0～3	
	3～6	30
	6～9	31
	9～12	32
	12～	33
10	0～3	
	3～6	34
	6～9	35
	9～12	36
	12～	37
11	0～3	
	3～6	38
	6～9	39
	9～12	40
	12～	41
12	0～3	
	3～6	42
	6～9	43
	9～12	44
	12～	45
13	0～3	
	3～6	46
	6～9	47
	9～12	48
	12～	49
14	0～3	
	3～6	50
	6～9	51
	9～12	52
	12～	53
15	0～3	
	3～6	54
	6～9	55
	9～12	56
	12～	57
16	0～3	
	3～6	58
	6～9	59
	9～12	60
	12～	61
17	0～3	
	3～6	62
	6～9	63
	9～12	64
	12～	65
18	0～3	
	3～6	66
	6～9	67
	9～12	68
	12～	69
19	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
	12～	73
20	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
21	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
22	0～3	
	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
23	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
	12～	89

24	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
25	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
26	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
27	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
28	0～3	
	3～6	106
	6～9	107
	9～12	108
	12～	109
29	0～3	
	3～6	110
	6～9	111
	9～12	112
	12～	113
30	0～3	
	3～6	114
	6～9	115
	9～12	116
	12～	117
31	0～3	
	3～6	118
	6～9	119
	9～12	120
	12～	121
32	0～3	
	3～6	122
	6～9	123
	9～12	124
	12～	125
33	0～3	
	3～6	126
	6～9	127
	9～12	128
	12～	129
34	0～3	
	3～6	130
	6～9	131
	9～12	132
	12～	133
35	0～3	
	3～6	134
	6～9	135
	9～12	136
	12～	137
36	0～3	
	3～6	138
	6～9	139
	9～12	140
	12～	141
37	0～3	
	3～6	142
	6～9	143
	9～12	144
	12～	145
38	0～3	
	3～6	146
	6～9	147
	9～12	148
	12～	149
39	0～3	
	3～6	150
	6～9	151
	9～12	152
	12～	153
40	0～3	
	3～6	154
	6～9	155
	9～12	156
	12～	157
41		

切替前の号俵		切替後の号俵
2 級		2 級
号俵	経過期間	
2	0～3	1
	3～6	2
	6～9	3
	9～12	4
	12～	5
3	0～3	
	3～6	6
	6～9	7
	9～12	8
4	12～	9
	0～3	
	3～6	10
	6～9	11
5	9～12	12
	12～	13
	0～3	
	3～6	14
6	6～9	15
	9～12	16
	12～	17
	0～3	
7	3～6	18
	6～9	19
	9～12	20
	12～	21
8	0～3	
	3～6	22
	6～9	23
	9～12	24
9	12～	25
	0～3	
	3～6	26
	6～9	27
10	9～12	28
	12～	29
	0～3	
	3～6	30
11	6～9	31
	9～12	32
	12～	33
	0～3	
12	3～6	34
	6～9	35
	9～12	36
	12～	37
13	0～3	
	3～6	38
	6～9	39
	9～12	40
14	12～	41
	0～3	
	3～6	42
	6～9	43
15	9～12	44
	12～	45
	0～3	
	3～6	46
16	6～9	47
	9～12	48
	12～	49
	0～3	
17	3～6	50
	6～9	51
	9～12	52
	12～	53
18	0～3	
	3～6	54
	6～9	55
	9～12	56
19	12～	57
	0～3	
	3～6	58
	6～9	59
20	9～12	60
	12～	61
	0～3	
	3～6	62
21	6～9	63
	9～12	64
	12～	65
	0～3	
22	3～6	66
	6～9	67
	9～12	68
	12～	69
23	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
24	12～	73
	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
25	9～12	76
	12～	77
	0～3	
	3～6	78
26	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
	0～3	
27	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
28	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
29	12～	89
	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
30	9～12	92
	12～	93
	0～3	
	3～6	94
31	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
	0～3	
32	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101

ニ 事務職基本給表

切替前の号俸				切替後の号俸	
1級		2級		3級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間	号俸	経過期間
2	0～3				1
	3～6				2
	6～9				3
	9～12				4
	12～				5
3	0～3				6
	3～6				7
	6～9				8
	9～12				9
	12～				10
4	0～3				11
	3～6				12
	6～9				13
	9～12				14
	12～				15
5	0～3				16
	3～6				17
	6～9				18
	9～12				19
	12～				20
6	0～3				21
	3～6				22
	6～9				23
	9～12				24
	12～				25
7	0～3				26
	3～6				27
	6～9				28
	9～12				29
	12～				30
8	0～3	2	0～3		31
	3～6		3～6		32
	6～9		6～9		33
	9～12		9～12		34
	12～		12～		35
9	0～3	3	0～3		36
	3～6		3～6		37
	6～9		6～9		38
	9～12		9～12		39
	12～		12～		40
10	0～3	4	0～3	1	41
	3～6		3～6		42
	6～9		6～9		43
	9～12		9～12		44
	12～		12～		45
11	0～3	5	0～3	2	46
	3～6		3～6		47
	6～9		6～9		48
	9～12		9～12		49
	12～		12～		50
12	0～3	6	0～3	3	51
	3～6		3～6		52
	6～9		6～9		53
	9～12		9～12		54
	12～		12～		55
13	0～3	7	0～3	4	56
	3～6		3～6		57
	6～9		6～9		58
	9～12		9～12		59
	12～		12～		60
14	0～3	8	0～3	5	61
	3～6		3～6		62
	6～9		6～9		63
	9～12		9～12		64
	12～		12～		65
15	0～3	9	0～3	6	66
	3～6		3～6		67
	6～9		6～9		68
	9～12		9～12		69
	12～		12～		70
16	0～3	10	0～3	7	71
	3～6		3～6		72
	6～9		6～9		73
	9～12		9～12		74
	12～		12～		75
17	0～3	11	0～3	8	76
	3～6		3～6		77
	6～9		6～9		78
	9～12		9～12		79
	12～		12～		80
18	0～3	12	0～3	9	81
	3～6		3～6		82
	6～9		6～9		83
	9～12		9～12		84
	12～		12～		85
19	0～3	13	0～3	10	86
	3～6		3～6		87
	6～9		6～9		88
	9～12		9～12		89
	12～		12～		90
20	0～3	14	0～3	11	91
	3～6		3～6		92
	6～9		6～9		93
	9～12		9～12		94
	12～		12～		95
21	0～3	15	0～3	12	96
	3～6		3～6		97
	6～9		6～9		98
	9～12		9～12		99
	12～		12～		100
22	0～3	16	0～3	13	101
	3～6		3～6		102
	6～9		6～9		103
	9～12		9～12		104
	12～		12～		105
23	0～3	17	0～3	14	106
	3～6		3～6		107
	6～9		6～9		108
	9～12		9～12		109
	12～		12～		110
24	0～3	18	0～3	15	111
	3～6		3～6		112
	6～9		6～9		113
	9～12		9～12		114
	12～		12～		115
25	0～3	19	0～3	16	116
	3～6		3～6		117
	6～9		6～9		118
	9～12		9～12		119
	12～		12～		120
26	0～3	20	0～3	17	121
	3～6		3～6		122
	6～9		6～9		123
	9～12		9～12		124
	12～		12～		125
27	0～3	21	0～3	18	126
	3～6		3～6		127
	6～9		6～9		128
	9～12		9～12		129
	12～		12～		130
28	0～3	22	0～3	19	131
	3～6		3～6		132
	6～9		6～9		133
	9～12		9～12		134
	12～		12～		135
29	0～3	23	0～3	20	136
	3～6		3～6		137
	6～9		6～9		138
	9～12		9～12		139
	12～		12～		140
30	0～3	24	0～3	21	141
	3～6		3～6		142
	6～9		6～9		143
	9～12		9～12		144
	12～		12～		145
31	0～3	25	0～3	22	146
	3～6		3～6		147
	6～9		6～9		148
	9～12		9～12		149
	12～		12～		150
32	0～3	26	0～3	23	151
	3～6		3～6		152
	6～9		6～9		153
	9～12		9～12		154
	12～		12～		155

切替前の号俸		切替後の号俸	
4級		2級	
号俸	経過期間	号俸	経過期間
1	0～3		1
	3～6		2
	6～9		3
	9～12		4
	12～		5
2	0～3		6
	3～6		7
	6～9		8
	9～12		9
	12～		10
3	0～3		11
	3～6		12
	6～9		13
	9～12		14
	12～		15
4	0～3		16
	3～6		17
	6～9		18
	9～12		19
	12～		20
5	0～3		21
	3～6		22
	6～9		23
	9～12		24
	12～		25
6	0～3		26
	3～6		27
	6～9		28
	9～12		29
	12～		30
7	0～3		31
	3～6		32
	6～9		33
	9～12		34
	12～		35
8	0～3		36
	3～6		37
	6～9		38
	9～12		39
	12～		40
9	0～3		41
	3～6		42
	6～9		43
	9～12		44
	12～		45
10	0～3		46
	3～6		47
	6～9		48
	9～12		49
	12～		50
11	0～3		51
	3～6		52
	6～9		53
	9～12		54
	12～		55
12	0～3		56
	3～6		57
	6～9		58
	9～12		59
	12～		60
13	0～3		61
	3～6		62
	6～9		63
	9～12		64
	12～		65
14	0～3		66
	3～6		67
	6～9		68
	9～12		69
	12～		70
15	0～3		71
	3～6		72
	6～9		73
	9～12		74
	12～		75
16	0～3		76
	3～6		77
	6～9		78
	9～12		79
	12～		80
17	0～3		81
	3～6		82
	6～9		83
	9～12		84
	12～		85
18	0～3		86
	3～6	87	
	6～9	88	
	9～12	89	
	12～	90	
19	0～3	91	
	3～6	92	
	6～9	93	
	9～12	94	
	12～	95	
20	0～3	96	
	3～6	97	
	6～9	98	
	9～12	99	
	12～	100	
21	0～3	101	
	3～6	102	
	6～9	103	
	9～12	104	
	12～	105	

切替前の号俵			切替後の号俵		
5級			3級		
号俵	経過期間		号俵	経過期間	
1	0～3	1	22	0～3	
	3～6	2		3～6	86
	6～9	3		6～9	87
	9～12	4		9～12	88
	12～	5		12～	89
2	0～3		23	0～3	
	3～6	6		3～6	90
	6～9	7		6～9	91
	9～12	8		9～12	92
	12～	9		12～	93
3	0～3		24		
	3～6	10			
	6～9	11			
	9～12	12			
	12～	13			
4	0～3				
	3～6	14			
	6～9	15			
	9～12	16			
	12～	17			
5	0～3				
	3～6	18			
	6～9	19			
	9～12	20			
	12～	21			
6	0～3				
	3～6	22			
	6～9	23			
	9～12	24			
	12～	25			
7	0～3				
	3～6	26			
	6～9	27			
	9～12	28			
	12～	29			
8	0～3				
	3～6	30			
	6～9	31			
	9～12	32			
	12～	33			
9	0～3				
	3～6	34			
	6～9	35			
	9～12	36			
	12～	37			
10	0～3				
	3～6	38			
	6～9	39			
	9～12	40			
	12～	41			
11	0～3				
	3～6	42			
	6～9	43			
	9～12	44			
	12～	45			
12	0～3				
	3～6	46			
	6～9	47			
	9～12	48			
	12～	49			
13	0～3				
	3～6	50			
	6～9	51			
	9～12	52			
	12～	53			
14	0～3				
	3～6	54			
	6～9	55			
	9～12	56			
	12～	57			
15	0～3				
	3～6	58			
	6～9	59			
	9～12	60			
	12～	61			
16	0～3				
	3～6	62			
	6～9	63			
	9～12	64			
	12～	65			
17	0～3				
	3～6	66			
	6～9	67			
	9～12	68			
	12～	69			
18	0～3				
	3～6	70			
	6～9	71			
	9～12	72			
	12～	73			
19	0～3				
	3～6	74			
	6～9	75			
	9～12	76			
	12～	77			
20	0～3				
	3～6	78			
	6～9	79			
	9～12	80			
	12～	81			
21	0～3				
	3～6	82			
	6～9	83			
	9～12	84			
	12～	85			

切替前の号俵			切替後の号俵		
6級			4級		
号俵	経過期間		号俵	経過期間	
1	0～3	1	22	0～3	
	3～6	2		3～6	86
	6～9	3		6～9	87
	9～12	4		9～12	88
	12～	5		12～	89
2	0～3		23	0～3	
	3～6	6		3～6	90
	6～9	7		6～9	91
	9～12	8		9～12	92
	12～	9		12～	93
3	0～3		24		
	3～6	10			
	6～9	11			
	9～12	12			
	12～	13			
4	0～3				
	3～6	14			
	6～9	15			
	9～12	16			
	12～	17			
5	0～3				
	3～6	18			
	6～9	19			
	9～12	20			
	12～	21			
6	0～3				
	3～6	22			
	6～9	23			
	9～12	24			
	12～	25			
7	0～3				
	3～6	26			
	6～9	27			
	9～12	28			
	12～	29			
8	0～3				
	3～6	30			
	6～9	31			
	9～12	32			
	12～	33			
9	0～3				
	3～6	34			
	6～9	35			
	9～12	36			
	12～	37			
10	0～3				
	3～6	38			
	6～9	39			
	9～12	40			
	12～	41			
11	0～3				
	3～6	42			
	6～9	43			
	9～12	44			
	12～	45			
12	0～3				
	3～6	46			
	6～9	47			
	9～12	48			
	12～	49			
13	0～3				
	3～6	50			
	6～9	51			
	9～12	52			
	12～	53			
14	0～3				
	3～6	54			
	6～9	55			
	9～12	56			
	12～	57			
15	0～3				
	3～6	58			
	6～9	59			
	9～12	60			
	12～	61			
16	0～3				
	3～6	62			
	6～9	63			
	9～12	64			
	12～	65			
17	0～3				
	3～6	66			
	6～9	67			
	9～12	68			
	12～	69			
18	0～3				
	3～6	70			
	6～9	71			
	9～12	72			
	12～	73			
19	0～3				
	3～6	74			
	6～9	75			
	9～12	76			
	12～	77			
20	0～3				
	3～6	78			
	6～9	79			
	9～12	80			
	12～	81			
21	0～3				
	3～6	82			
	6～9	83			
	9～12	84			
	12～	85			

切替前の号俵			切替後の号俵		
7級			5級		
号俵	経過期間		号俵	経過期間	
1	0～3	1	22	0～3	
	3～6	2		3～6	86
	6～9	3		6～9	87
	9～12	4		9～12	88
	12～	5		12～	89
2	0～3		23	0～3	
	3～6	6		3～6	90
	6～9	7		6～9	91
	9～12	8		9～12	92
	12～	9		12～	93
3	0～3		24		
	3～6	10			
	6～9	11			
	9～12	12			
	12～	13			
4	0～3				
	3～6	14			
	6～9	15			
	9～12	16			
	12～	17			
5	0～3				
	3～6	18			
	6～9	19			
	9～12	20			
	12～	21			
6	0～3				
	3～6	22			
	6～9	23			
	9～12	24			
	12～	25			
7	0～3				
	3～6	26			
	6～9	27			
	9～12	28			
	12～	29			
8	0～3				
	3～6	30			
	6～9	31			
	9～12	32			
	12～	33			
9	0～3				
	3～6	34			
	6～9	35			
	9～12	36			
	12～	37			
10	0～3				
	3～6	38			
	6～9	39			
	9～12	40			
	12～	41			
11	0～3				
	3～6	42			
	6～9	43			
	9～12	44			
	12～	45			
12	0～3				
	3～6	46			
	6～9	47			
	9～12	48			
	12～	49			
13	0～3				
	3～6	50			
	6～9	51			
	9～12	52			
	12～	53			
14	0～3				
	3～6	54			
	6～9	55			
	9～12	56			
	12～	57			
15	0～3				
	3～6	58			
	6～9	59			
	9～12	60			
	12～	61			
16	0～3				
	3～6	62			
	6～9	63			
	9～12	64			
	12～	65			
17	0～3				
	3～6	66			
	6～9	67			
	9～12	68			
	12～	69			
18	0～3				
	3～6	70			
	6～9	71			
	9～12	72			
	12～	73			
19	0～3				
	3～6	74			
	6～9	75			
	9～12	76			
	12～	77			
20	0～3				
	3～6	78			
	6～9	79			
	9～12	80			
	12～	81			
21	0～3				
	3～6	82			
	6～9	83			
	9～12	84			
	12～	85			

切替前の号俵			切替後の号俵			切替前の号俵			切替後の号俵			切替前の号俵			切替後の号俵																	
8級			6級			9級			7級			10級			8級			11級			9級											
号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間		号俵	経過期間							
1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1	1	0～3	1						
	3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2		3～6	2	3～6	2	3～6	2		
	6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3		6～9	3	6～9	3	6～9	3	6～9	3
	9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4		9～12	4	9～12	4	9～12	4	9～12	4
2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5	2	12～	5						
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6		3～6	6	3～6	6	3～6	6	3～6	6
	6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7		6～9	7	6～9	7	6～9	7	6～9	7
3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8	3	9～12	8						
	12～	9		12～	9		12～	9		12～	9		12～	9		12～	9		12～	9		12～	9		12～	9	12～	9	12～	9	12～	9
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10		3～6	10	3～6	10	3～6	10	3～6	10
4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11	4	6～9	11						
	9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12		9～12	12	9～12	12	9～12	12	9～12	12
	12～	13		12～	13		12～	13		12～	13		12～	13		12～	13		12～	13		12～	13		12～	13	12～	13	12～	13	12～	13
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14	5	3～6	14						
	6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15		6～9	15	6～9	15	6～9	15	6～9	15
	9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16		9～12	16	9～12	16	9～12	16	9～12	16
	12～	17		12～	17		12～	17		12～	17		12～	17		12～	17		12～	17		12～	17		12～	17	12～	17	12～	17	12～	17
6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3		6	0～3							
	3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18		3～6	18	3～6	18	3～6	18	3～6	18
	6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19		6～9	19	6～9	19	6～9	19	6～9	19
	9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20		9～12	20	9～12	20	9～12	20	9～12	20
7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21	7	12～	21						
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22		3～6	22	3～6	22	3～6	22	3～6	22
	6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23		6～9	23	6～9	23	6～9	23	6～9	23
8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24	8	9～12	24						
	12～	25		12～	25		12～	25		12～	25		12～	25		12～	25		12～	25		12～	25		12～	25	12～	25	12～	25	12～	25
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30		3～6	30	3～6	30	3～6	30	3～6	30
9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31	9	6～9	31						
	9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32		9～12	32	9～12	32	9～12	32	9～12	32
	12～	33		12～	33		12～	33		12～	33		12～	33		12～	33		12～	33		12～	33		12～	33	12～	33	12～	33	12～	33
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34	10	3～6	34						
	6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35		6～9	35	6～9	35	6～9	35	6～9	35
	9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36		9～12	36	9～12	36	9～12	36	9～12	36
	12～	37		12～	37		12～	37		12～	37		12～	37		12～	37		12～	37		12～	37		12～	37	12～	37	12～	37	12～	37
11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3		11	0～3							
	3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38		3～6	38	3～6	38	3～6	38	3～6	38
	6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39		6～9	39	6～9	39	6～9	39	6～9	39
	9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40		9～12	40	9～12	40	9～12	40	9～12	40
12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41	12	12～	41						
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42		3～6	42	3～6	42	3～6	42	3～6	42
	6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43		6～9	43	6～9	43	6～9	43	6～9	43
13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44	13	9～12	44						
	12～	45		12～	45		12～	45		12～	45		12～	45		12～	45		12～	45		12～	45		12～	45	12～	45	12～	45	12～	45
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
	3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46		3～6	46	3～6	46	3～6	46	3～6	46
14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47	14	6～9	47						
	9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48		9～12	48	9～12	48	9～12	48	9～12	48
	12～	49		12～	49		12～	49		12～	49		12～	49		12～	49		12～	49		12～	49		12～	49	12～	49	12～	49	12～	49
	0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3			0～3		0～3		0～3		0～3	
15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50	15	3～6	50						
	6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51		6～9	51	6～9	51	6～9	51	6～9	51
	9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52		9～12	52	9～12	52	9～12	52	9～12	52
	12～	53		12～	53		12～	53		12～	53		12～	53		12～	53		12～	53		12～	53		12～	53	12～	53	12～	53	12～	53
16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3		16	0～3							
	3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54		3～6	54	3～6	54	3～6	54	3～6	54
	6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55		6～9	55	6～9	55	6～9	55	6～9	55
	9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56		9～12	56	9～12	56	9～12			

ホ 技能職基本給表

切替前の号俵			切替後の号俵
1 級		2 級	1 級
号俵	経過期間	号俵	経過期間
2	0～3		1
	3～6		2
	6～9		3
	9～12		4
	12～		5
3	0～3		6
	3～6		7
	6～9		8
	9～12		9
	12～		
4	0～3		10
	3～6		11
	6～9		12
	9～12		13
	12～		
5	0～3		14
	3～6		15
	6～9		16
	9～12		17
	12～		
6	0～3		18
	3～6		19
	6～9		20
	9～12		21
	12～		
7	0～3		22
	3～6		23
	6～9		24
	9～12		25
	12～		
8	0～3		26
	3～6		27
	6～9		28
	9～12		29
	12～		
9	0～3		30
	3～6		31
	6～9		32
	9～12		33
	12～		
10	0～3		34
	3～6		35
	6～9		36
	9～12		37
	12～		
11	0～3	1	0～3
	3～6		38
	6～9		39
	9～12		40
	12～		41
12	0～3	2	0～3
	3～6		42
	6～9		43
	9～12		44
	12～		45
13	0～3	3	0～3
	3～6		46
	6～9		47
	9～12		48
	12～		49
14	0～3	4	0～3
	3～6		50
	6～9		51
	9～12		52
	12～		53
15	0～3	5	0～3
	3～6		54
	6～9		55
	9～12		56
	12～		57
16	0～3	6	0～3
	3～6		58
	6～9		59
	9～12		60
	12～		61
17	0～3	7	0～3
	3～6		62
	6～9		63
	9～12		64
	12～		65
18	0～3	8	0～3
	3～6		66
	6～9		67
	9～12		68
	12～		69
19	0～3	9	0～3
	3～6		70
	6～9		71
	9～12		72
	12～		73
20	0～3	10	0～3
	3～6		74
	6～9		75
	9～12		76
	12～		77
21	～6以下	11	0～3
	6超～		3～6
22	0～6		6～9
	6～9		79
	9～12		80
	12～		81
23	～6以下	12	0～3
	6超～		3～6
24	0～6		6～9
	6～9		83
	9～12		84
	12～		85
25		13	0～3
26	0～3		3～6
	3～		
27	0～6		6～9
	6～9		87
	9～12		88
	12～		89

28	～6以下	14	0～3	
	6超～		3～6	90
29	0～6		6～9	91
	6～9		9～12	92
	9～12		12～	93
30		15	0～3	
31	0～3		3～6	94
	3～		6～9	95
	6～9		9～12	96
	9～12		12～	97
外1		16	0～3	
外2	0～3		3～6	98
	3～		6～9	99
外3	0～6		9～12	100
	6～9		12～	101
外4	～12以下	17	0～3	
	12超～		3～6	102
外5	0～6		6～9	103
	6～9		9～12	104
	9～12		12～	105
	12～		0～3	
		18	3～6	106
			6～9	107
			9～12	108
			12～	109
		19	0～3	
			3～6	110
			6～9	111
			9～12	112
			12～	113
		20	0～3	
			3～6	114
			6～9	115
			9～12	116
			12～	117
		21	0～3	
			3～6	118
			6～9	119
			9～12	120
			12～	121
		22	0～3	
			3～6	122
			6～9	123
			9～12	124
			12～	125
		23	0～3	
			3～6	126
			6～9	127
			9～12	128
			12～	129
		24	0～3	
			3～6	130
			6～9	131
			9～12	132
			12～	133
		25	0～3	
			3～6	134
			6～9	135
			9～12	136
			12～	137
		26	0～3	
			3～6	138
			6～9	139
			9～12	140
			12～	141
		27	0～3	
			3～6	142
			6～9	143
			9～12	144
			12～	145
		28	0～3	
			3～6	146
			6～9	147
			9～12	148
			12～	149
		29	0～3	
			3～6	150
			6～9	151
			9～12	152
			12～	153
		30	0～3	
			3～6	154
			6～9	155
			9～12	156
			12～	157
		31	0～3	
			3～6	158
			6～9	159
			9～12	160
			12～	161
		32	0～3	
			3～6	162
			6～9	163
			9～12	164
			12～	165
		33	0～3	
			3～6	166
			6～9	167
			9～12	168
			12～15	169
			15～18	170
			18～	171
		外1	0～3	
			3～6	172
			6～	173

切替前の号俵		切替後の号俵
3 級		2 級
号俵	経過期間	号俵
1	0～3	1
	3～6	2
	6～9	3
	9～12	4
	12～	5
2	0～3	
	3～6	6
	6～9	7
	9～12	8
	12～	9
3	0～3	
	3～6	10
	6～9	11
	9～12	12
	12～	13
4	0～3	
	3～6	14
	6～9	15
	9～12	16
	12～	17
5	0～3	
	3～6	18
	6～9	19
	9～12	20
	12～	21
6	0～3	
	3～6	22
	6～9	23
	9～12	24
	12～	25
7	0～3	
	3～6	26
	6～9	27
	9～12	28
	12～	29
8	0～3	
	3～6	30
	6～9	31
	9～12	32
	12～	33
9	0～3	
	3～6	34
	6～9	35
	9～12	36
	12～	37
10	0～3	
	3～6	38
	6～9	39
	9～12	40
	12～	41
11	0～3	
	3～6	42
	6～9	43
	9～12	44
	12～	45
12	0～3	
	3～6	46
	6～9	47
	9～12	48
	12～	49
13	0～3	
	3～6	50
	6～9	51
	9～12	52
	12～	53
14	0～3	
	3～6	54
	6～9	55
	9～12	56
	12～	57
15	0～3	
	3～6	58
	6～9	59
	9～12	60
	12～	61
16	0～3	
	3～6	62
	6～9	63
	9～12	64
	12～	65
17	0～3	
	3～6	66
	6～9	67
	9～12	68
	12～	69
18	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
	12～	73
19	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
20	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
21	0～3	
	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
22	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
	12～	89

23	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
25	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
26	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
27	0～3	
	3～6	106
	6～9	107
	9～12	108
	12～	109
28	0～3	
	3～6	110
	6～9	111
	9～12	112
	12～	113
29	0～3	
	3～6	114
	6～9	115
	9～12	116
	12～	117
30	0～3	
	3～6	118
	6～9	119
	9～12	120
	12～	121
31		

切替前の号俵		切替後の号俵	
4級		3級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
17	0～3		
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
18	0～3		
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
	12～	73	
19	0～3		
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
20	0～3		
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
	12～	81	
21	0～3		
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
	12～	85	
22	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
	12～	89	

23	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
25	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
26	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
27	0～3	
	3～6	106
	6～9	107
	9～12	108
	12～	109
28	0～3	
	3～6	110
	6～9	111
	9～12	112
	12～	113
29	0～3	
	3～6	114
	6～9	115
	9～12	116
	12～	117
30	0～3	
	3～6	118
	6～9	119
	9～12	120
	12～	121
31		

切替前の号俵		切替後の号俵	
5級		4級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
17	0～3		
	3～6	66	
	6～9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
18	0～3		
	3～6	70	
	6～9	71	
	9～12	72	
	12～	73	
19	0～3		
	3～6	74	
	6～9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
20	0～3		
	3～6	78	
	6～9	79	
	9～12	80	
	12～	81	
21	0～3		
	3～6	82	
	6～9	83	
	9～12	84	
	12～	85	
22	0～3		
	3～6	86	
	6～9	87	
	9～12	88	
	12～	89	

23	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
25	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
26	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
27		

切替前の号俵		切替後の号俵	
6級		5級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3	1	
	3～6	2	
	6～9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～3		
	3～6	6	
	6～9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～3		
	3～6	10	
	6～9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～3		
	3～6	14	
	6～9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～3		
	3～6	18	
	6～9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～3		
	3～6	22	
	6～9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～3		
	3～6	26	
	6～9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～3		
	3～6	30	
	6～9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～3		
	3～6	34	
	6～9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～3		
	3～6	38	
	6～9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～3		
	3～6	42	
	6～9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～3		
	3～6	46	
	6～9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～3		
	3～6	50	
	6～9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～3		
	3～6	54	
	6～9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～3		
	3～6	58	
	6～9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～3		
	3～6	62	
	6～9	63	

へ 教育職基本給表

切替前の号俵				切替後の号俵
教(二)2級(教官)		教(四)2級(教官)		1 級
号俵	経過期間	号俵	経過期間	
2	0～3	1	0～3	1
	3～6		3～6	2
	6～9		6～9	3
	9～12		9～12	4
	12～		12～	5
3	0～3	2	0～3	
	3～6		3～6	6
	6～9		6～9	7
	9～12		9～12	8
	12～		12～	9
4	0～3	3	0～3	
	3～6		3～6	10
	6～9		6～9	11
	9～12		9～12	12
	12～		12～	13
5	0～3	4	0～3	
	3～6		3～6	14
	6～9		6～9	15
	9～12		9～12	16
	12～		12～	17
6	0～3	5	0～3	
	3～6		3～6	18
	6～9		6～9	19
	9～12		9～12	20
	12～		12～	21
7	0～3	6	0～3	
	3～6		3～6	22
	6～9		6～9	23
	9～12		9～12	24
	12～		12～	25
8	0～3	7	0～3	
	3～6		3～6	26
	6～9		6～9	27
	9～12		9～12	28
	12～		12～	29
9	0～3	8	0～3	
	3～6		3～6	30
	6～9		6～9	31
	9～12		9～12	32
	12～		12～	33
10	0～3	9	0～3	
	3～6		3～6	34
	6～9		6～9	35
	9～12		9～12	36
	12～		12～	37
11	0～3	10	0～3	
	3～6		3～6	38
	6～9		6～9	39
	9～12		9～12	40
	12～		12～	41
12	0～3	11	0～3	
	3～6		3～6	42
	6～9		6～9	43
	9～12		9～12	44
	12～		12～	45
13	0～3	12	0～3	
	3～6		3～6	46
	6～9		6～9	47
	9～12		9～12	48
	12～		12～	49
14	0～3	13	0～3	
	3～6		3～6	50
	6～9		6～9	51
	9～12		9～12	52
	12～		12～	53
15	0～3	14	0～3	
	3～6		3～6	54
	6～9		6～9	55
	9～12		9～12	56
	12～		12～	57
16	0～3	15	0～3	
	3～6		3～6	58
	6～9		6～9	59
	9～12		9～12	60
	12～		12～	61
17	0～3	16	0～3	
	3～6		3～6	62
	6～9		6～9	63
	9～12		9～12	64
	12～		12～	65
18	0～3	17	0～3	
	3～6		3～6	66
	6～9		6～9	67
	9～12		9～12	68
	12～		12～	69
19	0～3	18	0～3	
	3～6		3～6	70
	6～9		6～9	71
	9～12		9～12	72
	12～		12～	73

20	0～3	19	0～3	
	3～6		3～6	74
	6～9		6～9	75
	9～12		9～12	76
	12～		12～	77
21	0～3	20	0～3	
	3～6		3～6	78
	6～9		6～9	79
	9～12		9～12	80
	12～		12～	81
22	0～3	21	0～3	
	3～6		3～6	82
	6～9		6～9	83
	9～12		9～12	84
	12～		12～	85
23	0～3	22	0～3	
	3～6		3～6	86
	6～9		6～9	87
	9～12		9～12	88
	12～		12～	89
24	0～3	23	0～3	
	3～6		3～6	90
	6～9		6～9	91
	9～12		9～12	92
	12～		12～	93
25	0～3	24	0～3	
	3～6		3～6	94
	6～9		6～9	95
	9～12		9～12	96
	12～		12～	97
26	0～3	25	0～3	
	3～6		3～6	98
	6～9		6～9	99
	9～12		9～12	100
	12～		12～	101
27	0～3	26	0～3	
	3～6		3～6	102
	6～9		6～9	103
	9～12		9～12	104
	12～		12～	105
28	0～3	27	0～3	
	3～6		3～6	106
	6～9		6～9	107
	9～12		9～12	108
	12～		12～	109
29	0～3	28	0～3	
	3～6		3～6	110
	6～9		6～9	111
	9～12		9～12	112
	12～		12～	113
30	0～3	29	0～3	
	3～6		3～6	114
	6～9		6～9	115
	9～12		9～12	116
	12～		12～	117
31	0～3	30	0～3	
	3～6		3～6	118
	6～9		6～9	119
	9～12		9～12	120
	12～		12～	121
32	0～3	31	0～3	
	3～6		3～6	122
	6～9		6～9	123
	9～12		9～12	124
	12～		12～	125
33	0～3	32	0～3	
	3～6		3～6	126
	6～9		6～9	127
	9～12		9～12	128
	12～		12～	129

切替前の号俵				切替後の号俵
教(二)2級(教育主事)		教(四)2級(教育主事)		2 級
号俵	経過期間	号俵	経過期間	
2	0～3	1	0～3	
	3～6		3～6	
	6～9		6～9	
	9～12		9～12	
	12～		12～	
3	0～3	2	0～3	
	3～6		3～6	
	6～9		6～9	
	9～12		9～12	
	12～		12～	
4	0～3	3	0～3	1
	3～6		3～6	2
	6～9		6～9	3
	9～12		9～12	4
	12～		12～	5
5	0～3	4	0～3	
	3～6		3～6	6
	6～9		6～9	7
	9～12		9～12	8
	12～		12～	9
6	0～3	5	0～3	
	3～6		3～6	10
	6～9		6～9	11
	9～12		9～12	12
	12～		12～	13
7	0～3	6	0～3	
	3～6		3～6	14
	6～9		6～9	15
	9～12		9～12	16
	12～		12～	17
8	0～3	7	0～3	
	3～6		3～6	18
	6～9		6～9	19
	9～12		9～12	20
	12～		12～	21
9	0～3	8	0～3	
	3～6		3～6	22
	6～9		6～9	23
	9～12		9～12	24
	12～		12～	25
10	0～3	9	0～3	
	3～6		3～6	26
	6～9		6～9	27
	9～12		9～12	28
	12～		12～	29
11	0～3	10	0～3	
	3～6		3～6	30
	6～9		6～9	31
	9～12		9～12	32
	12～		12～	33
12	0～3	11	0～3	
	3～6		3～6	34
	6～9		6～9	35
	9～12		9～12	36
	12～		12～	37
13	0～3	12	0～3	
	3～6		3～6	38
	6～9		6～9	39
	9～12		9～12	40
	12～		12～	41
14	0～3	13	0～3	
	3～6		3～6	42
	6～9		6～9	43
	9～12		9～12	44
	12～		12～	45
15	0～3	14	0～3	
	3～6		3～6	46
	6～9		6～9	47
	9～12		9～12	48
	12～		12～	49
16	0～3	15	0～3	
	3～6		3～6	50
	6～9		6～9	51
	9～12		9～12	52
	12～		12～	53
17	0～3	16	0～3	
	3～6		3～6	54
	6～9		6～9	55
	9～12		9～12	56
	12～		12～	57

18	0～3	17	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
19	0～3	18	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
20	0～3	19	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
21	0～3	20	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
22	0～3	21	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
23	0～3	22	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
24	0～3	23	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
25	0～3	24	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
26	0～3	25	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
27	0～3	26	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
28	0～3	27	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
29	0～3	28	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
30	0～3	29	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
31	0～3	30	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
32	0～3	31	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
33	0～3	32	0～3

切替前の号俵		切替後の号俵
3 級		3 級
号俵	経過期間	
1	0～3	1
	3～6	2
	6～9	3
	9～12	4
	12～	5
2	0～3	
	3～6	6
	6～9	7
	9～12	8
	12～	9
3	0～3	
	3～6	10
	6～9	11
	9～12	12
	12～	13
4	0～3	
	3～6	14
	6～9	15
	9～12	16
	12～	17
5	0～3	
	3～6	18
	6～9	19
	9～12	20
	12～	21
6	0～3	
	3～6	22
	6～9	23
	9～12	24
	12～	25
7	0～3	
	3～6	26
	6～9	27
	9～12	28
	12～	29
8	0～3	
	3～6	30
	6～9	31
	9～12	32
	12～	33
9	0～3	
	3～6	34
	6～9	35
	9～12	36
	12～	37
10	0～3	
	3～6	38
	6～9	39
	9～12	40
	12～	41
11	0～3	
	3～6	42
	6～9	43
	9～12	44
	12～	45
12	0～3	
	3～6	46
	6～9	47
	9～12	48
	12～	49
13	0～3	
	3～6	50
	6～9	51
	9～12	52
	12～	53
14	0～3	
	3～6	54
	6～9	55
	9～12	56
	12～	57
15	0～3	
	3～6	58
	6～9	59
	9～12	60
	12～	61
16	0～3	
	3～6	62
	6～9	63
	9～12	64
	12～	65

17	0～3	
	3～6	66
	6～9	67
	9～12	68
	12～	69
18	0～3	
	3～6	70
	6～9	71
	9～12	72
	12～	73
19	0～3	
	3～6	74
	6～9	75
	9～12	76
	12～	77
20	0～3	
	3～6	78
	6～9	79
	9～12	80
	12～	81
21	0～3	
	3～6	82
	6～9	83
	9～12	84
	12～	85
22	0～3	
	3～6	86
	6～9	87
	9～12	88
	12～	89
23	0～3	
	3～6	90
	6～9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～3	
	3～6	94
	6～9	95
	9～12	96
	12～	97
25	0～3	
	3～6	98
	6～9	99
	9～12	100
	12～	101
26	0～3	
	3～6	102
	6～9	103
	9～12	104
	12～	105
27		

備考

- 「教(二)2級(教官)」は、給与法(教育職俸給表(二)2級の教官である。
- 「教(四)2級(教官)」は、給与法(教育職俸給表(四)2級の教官である。
- 「教(二)2級(教育主事)」は、給与法(教育職俸給表(二)2級の教育主事である。
- 「教(四)2級(教育主事)」は、給与法(教育職俸給表(四)2級の教育主事である。

ト 研究職基本給表

切替前の号俸		切替後の号俸
2 級		1 級
号俸	経過期間	
2	0～ 3	1
	3～ 6	2
	6～ 9	3
	9～12	4
	12～	5
3	0～ 3	
	3～ 6	6
	6～ 9	7
	9～12	8
	12～	9
4	0～ 3	
	3～ 6	10
	6～ 9	11
	9～12	12
	12～	13
5	0～ 3	
	3～ 6	14
	6～ 9	15
	9～12	16
	12～	17
6	0～ 3	
	3～ 6	18
	6～ 9	19
	9～12	20
	12～	21
7	0～ 3	
	3～ 6	22
	6～ 9	23
	9～12	24
	12～	25
8	0～ 3	
	3～ 6	26
	6～ 9	27
	9～12	28
	12～	29
9	0～ 3	
	3～ 6	30
	6～ 9	31
	9～12	32
	12～	33
10	0～ 3	
	3～ 6	34
	6～ 9	35
	9～12	36
	12～	37
11	0～ 3	
	3～ 6	38
	6～ 9	39
	9～12	40
	12～	41
12	0～ 3	
	3～ 6	42
	6～ 9	43
	9～12	44
	12～	45
13	0～ 3	
	3～ 6	46
	6～ 9	47
	9～12	48
	12～	49
14	0～ 3	
	3～ 6	50
	6～ 9	51
	9～12	52
	12～	53
15	0～ 3	
	3～ 6	54
	6～ 9	55
	9～12	56
	12～	57
16	0～ 3	
	3～ 6	58
	6～ 9	59
	9～12	60
	12～	61
17	0～ 3	
	3～ 6	62
	6～ 9	63
	9～12	64
	12～	65
18	0～ 3	
	3～ 6	66
	6～ 9	67
	9～12	68
	12～	69
19	0～ 3	
	3～ 6	70
	6～ 9	71
	9～12	72
	12～	73

20	0～ 3	
	3～ 6	74
	6～ 9	75
	9～12	76
	12～	77
21	0～ 3	
	3～ 6	78
	6～ 9	79
	9～12	80
	12～	81
22	0～ 3	
	3～ 6	82
	6～ 9	83
	9～12	84
	12～	85
23	0～ 3	
	3～ 6	86
	6～ 9	87
	9～12	88
	12～	89
24	0～ 3	
	3～ 6	90
	6～ 9	91
	9～12	92
	12～	93
25	0～ 3	
	3～ 6	94
	6～ 9	95
	9～12	96
	12～	97
26	0～ 3	
	3～ 6	98
	6～ 9	99
	9～12	100
	12～	101
27	0～ 3	
	3～ 6	102
	6～ 9	103
	9～12	104
	12～	105
28	0～ 3	
	3～ 6	106
	6～ 9	107
	9～12	108
	12～	109
29	0～ 3	

切替前の号俸		切替後の号俸
3 級		2 級
号俸	経過期間	
1	0～ 3	1
	3～ 6	2
	6～ 9	3
	9～12	4
	12～	5
2	0～ 3	
	3～ 6	6
	6～ 9	7
	9～12	8
	12～	9
3	0～ 3	
	3～ 6	10
	6～ 9	11
	9～12	12
	12～	13
4	0～ 3	
	3～ 6	14
	6～ 9	15
	9～12	16
	12～	17
5	0～ 3	
	3～ 6	18
	6～ 9	19
	9～12	20
	12～	21
6	0～ 3	
	3～ 6	22
	6～ 9	23
	9～12	24
	12～	25
7	0～ 3	
	3～ 6	26
	6～ 9	27
	9～12	28
	12～	29
8	0～ 3	
	3～ 6	30
	6～ 9	31
	9～12	32
	12～	33
9	0～ 3	
	3～ 6	34
	6～ 9	35
	9～12	36
	12～	37
10	0～ 3	
	3～ 6	38
	6～ 9	39
	9～12	40
	12～	41
11	0～ 3	
	3～ 6	42
	6～ 9	43
	9～12	44
	12～	45
12	0～ 3	
	3～ 6	46
	6～ 9	47
	9～12	48
	12～	49
13	0～ 3	
	3～ 6	50
	6～ 9	51
	9～12	52
	12～	53
14	0～ 3	
	3～ 6	54
	6～ 9	55
	9～12	56
	12～	57
15	0～ 3	
	3～ 6	58
	6～ 9	59
	9～12	60
	12～	61
16	0～ 3	
	3～ 6	62
	6～ 9	63
	9～12	64
	12～	65
17	0～ 3	
	3～ 6	66
	6～ 9	67
	9～12	68
	12～	69
18	0～ 3	
	3～ 6	70
	6～ 9	71
	9～12	72
	12～	73

19	0～ 3	
	3～ 6	74
	6～ 9	75
	9～12	76
	12～	77
20	0～ 3	
	3～ 6	78
	6～ 9	79
	9～12	80
	12～	81
21	0～ 3	
	3～ 6	82
	6～ 9	83
	9～12	84
	12～	85
22	0～ 3	
	3～ 6	86
	6～ 9	87
	9～12	88
	12～	89
23	0～ 3	
	3～ 6	90
	6～ 9	91
	9～12	92
	12～	93
24	0～ 3	
	3～ 6	94
	6～ 9	95
	9～12	96
	12～	97
25	0～ 3	

チ 福祉職基本給表

切替前の号俵		切替後の号俵	
1 級		2 級	
号俵	経過期間	号俵	経過期間
1	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
2	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
3	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
4	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
5	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
6	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
7	0～3		
	3～6		
	6～9		
	9～12		
	12～		
8	0～3	1	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
9	0～3	2	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
10	0～3	3	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
11	0～3	4	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
12	0～3	5	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
13	0～3	6	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
14	0～3	7	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
15	～6以下	8	0～3
	6超～		3～6
16	0～6		0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
17	～6以下	9	0～3
	6超～		3～6
	0～6		6～9
	6～9		9～12
	9～12		12～
18	0～6	10	0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
	12～		9～12
	6超～		12～
19	～6以下	11	0～3
	6超～		3～6
	0～6		6～9
	6～9		9～12
	9～12		12～
20	0～6	12	0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
	12～		9～12
	6超～		12～
21	～6以下	13	0～3
	6超～		3～6
	0～6		6～9
	6～9		9～12
	9～12		12～
22	0～6	14	0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
	12～		9～12
	6超～		12～
23	0～3	15	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
24	0～3	16	0～3
	3～6		3～6
	6～9		6～9
	9～12		9～12
	12～		12～
25	0～6	17	0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
	12～		9～12
	6超～		12～
26	～6以下	18	0～3
	6超～		3～6
	0～6		6～9
	6～9		9～12
	9～12		12～
27	0～6	19	0～3
	6～9		3～6
	9～12		6～9
	12～		9～12
	6超～		12～
28	～6以下	20	0～3
	6超～		3～6
	0～6		6～9
	6～9		9～12
	9～12		12～

29	0～6	14	6～9	79		
	6～9		9～12	80		
	9～12		12～	81		
	12～		0～3	82		
30	～6以下		3～6			
31	6超～		6～9		83	
32	0～6		9～12		84	
33	6～9		12～	85		
	9～12		15	0～3	86	
	12～			3～6		
	34	～6以下		6～9		87
35	6超～	9～12		88		
37	0～6	12～		89		
	6～9	16		0～3	90	
	6～9			3～6		
	9～12			6～9		91
12～	9～12			92		
外3	0～6			12～	93	
	6～9		17	0～3	94	
	6～9			3～6	95	
	9～12			6～9	96	
12～	9～12			97		
外2	0～6			18	0～3	98
	6～9	3～6			99	
	6～9	6～9			100	
	9～12	9～12			101	
外1	0～3	19			0～3	102
	3～6				3～6	103
	6～9		6～9		104	
	9～12		9～12		105	
39	0～6		20		0～3	106
	6～9				3～6	107
	9～12			6～9	108	
	12～			9～12	109	
外3	0～6			21	0～3	110
	6～9				3～6	111
	6～9	6～9			112	
	9～12	9～12			113	
外2	0～6	22			0～3	114
	6～9				3～6	115
	6～9		6～9		116	
	9～12		9～12		117	
外1	0～6		23		0～3	118
	6～9				3～6	119
	6～9			6～9	120	
	9～12			9～12	121	
38	0～6			24	0～3	122
	6～9				3～6	123
	6～9	6～9			124	
	9～12	9～12			125	
37	0～6	25			0～3	126
	6～9				3～6	127
	6～9		6～9		128	
	9～12		9～12		129	
36	0～6		26		0～3	130
	6～9				3～6	131
	6～9			6～9	132	
	9～12			9～12	133	
35	0～6			27	0～3	134
	6～9				3～6	135
	6～9	6～9			136	
	9～12	9～12			137	
34	0～6	28			0～3	138
	6～9				3～6	139
	6～9		6～9		140	
	9～12		9～12		141	
33	0～6		29		0～3	142
	6～9				3～6	143
	6～9			6～9	144	
	9～12			9～12	145	
32	0～6			30	0～3	146
	6～9				3～6	147
	6～9	6～9			148	
	9～12	9～12			149	
31	0～6	31			0～3	150
	6～9				3～6	151
	6～9		6～9		152	
	9～12		9～12		153	
30	0～6		32		0～3	154
	6～9				3～6	155
	6～9			6～9	156	
	9～12			9～12	157	
29	0～6			33	0～3	158
	6～9				3～6	159
	6～9	6～9			160	
	9～12	9～12			161	
28	0～6	34			0～3	162
	6～9				3～6	163
	6～9		6～9		164	
	9～12		9～12		165	
27	0～6		35		0～3	166
	6～9				3～6	167
	6～9			6～9	168	
	9～12			9～12	169	
26	0～6			36	0～3	170
	6～9				3～6	171
	6～9	6～9			172	
	9～12	9～12			173	
25	0～6	37			0～3	174
	6～9				3～6	175
	6～9		6～9		176	
	9～12		9～12		177	
24	0～6		38		0～3	178
	6～9				3～6	179
	6～9			6～9	180	
	9～12			9～12	181	
23	0～6			39	0～3	182
	6～9				3～6	183
	6～9	6～9			184	
	9～12	9～12			185	
22	0～6	40			0～3	186
	6～9				3～6	187
	6～9		6～9		188	
	9～12		9～12		189	
21	0～6		41		0～3	190
	6～9				3～6	191
	6～9			6～9	192	
	9～12			9～12	193	
20	0～6			42	0～3	194
	6～9				3～6	195
	6～9	6～9			196	
	9～12	9～12			197	
19	0～6	43			0～3	198
	6～9				3～6	199
	6～9		6～9		200	
	9～12		9～12		201	
18	0～6		44		0～3	202
	6～9				3～6	203
	6～9			6～9	204	
	9～12			9～12	205	
17	0～6			45	0～3	206
	6～9				3～6	207
	6～9	6～9			208	
	9～12	9～12			209	
16	0～6	46			0～3	210
	6～9				3～6	211
	6～9		6～9		212	
	9～12		9～12		213	
15	0～6		47		0～3	214
	6～9				3～6	215
	6～9			6～9	216	
	9～12			9～12	217	
14	0～6			48	0～3	218
	6～9				3～6	219
	6～9	6～9			220	
	9～12	9～12			221	
13	0～6	49			0～3	222
	6～9				3～6	223
	6～9		6～9		224	
	9～12		9～12		225	
12	0～6		50		0～3	226
	6～9				3～6	227
	6～9			6～9	228	
	9～12			9～12	229	
11	0～6			51	0～3	230
	6～9				3～6	231
	6～9	6～9			232	
	9～12	9～12			233	
10	0～6	52			0～3	234
	6～9				3～6	235
	6～9		6～9		236	
	9～12		9～12		237	
9	0～6		53		0～3	238
	6～9				3～6	239
	6～9			6～9	240	
	9～12			9～12	241	
8	0～6			54	0～3	242
	6～9				3～6	243
	6～9	6～9			244	
	9～12	9～12			245	
7	0～6	55			0～3	246
	6～9				3～6	247
	6～9		6～9		248	
	9～12		9～12		249	
6	0～6		56		0～3	250
	6～9				3～6	251
	6～9			6～9	252	
	9～12			9～12	253	
5	0～6			57	0～3	254
	6～9				3～6	255
	6～9	6～9			256	
	9～12	9～12			257	
4	0～6	58			0～3	258
	6～9				3～6	259
	6～9		6～9		260	
	9～12		9～12		261	
3	0～6		59		0～3	262
	6～9				3～6	263
	6～9			6～9	264	
	9～12			9～12	265	
2	0～6			60	0～3	266
	6～9				3～6	267
	6～9	6～9			268	
	9～12	9～12			269	
1	0～6	61			0～3	270
	6～9				3～6	271
	6～9		6～9		272	
	9～12		9～12		273	
0	0～6		62		0～3	274
	6～9				3～6	275
	6～9			6～9	276	
	9～12			9～12	277	
-1	0～6			63	0～3	278
	6～9				3～6	279
	6～9	6～9			280	
	9～12	9～12			281	
-2	0～6	64			0～3	282
	6～9				3～6	283
	6～9		6～9		284	
	9～12		9～12		285	
-3	0～6		65		0～3	286
	6～9				3～6	287
	6～9			6～9	288	
	9～12			9～12	289	
-4	0～6			66	0～3	290
	6～9				3～6	291
	6～9	6～9			292	
	9～12	9～12			293	
-5	0～6	67			0～3	294
	6～9				3～6	295
	6～9		6～9		296	
	9～12		9～12		297	
-6	0～6		68		0～3	298
	6～9				3～6	299
	6～9			6～9	300	
	9～12			9～12	301	
-7	0～6			69	0～3	302
	6～9				3～6	303
	6～9	6～9			304	
	9～12	9～12			305	
-8	0～6	70			0～3	306
	6～9				3～6	307
	6～9		6～9		308	
	9～12		9～12		309	
-9	0～6		71		0～3	310
	6～9				3～6	311
	6～9			6～9	312	
	9～12			9～12	313	
-10	0～6			72	0～3	314
	6～9				3～6	315
	6～9	6～9			316	
	9～12	9～12			317	
-11	0～6	73			0～3	318
	6～9				3～6	319
	6～9		6～9		320	
	9～12		9～12		321	
-12	0～6		74		0～3	322
	6～9				3～6	323
	6～9			6～9	324	
	9～12			9～12	325	
-13	0～6			75	0～3	326
	6～9				3～6	327
	6～9	6～9			328	
	9～12	9～12			329	
-14	0～6	76			0～3	330
	6～9				3～6	331
	6～9		6～9		332	
	9～12		9～12		333	
-15	0～6		77		0～3	334
	6～9				3～6	335
	6～9			6～9	336	
	9～12			9～12	337	
-16	0～6			78	0～3	338
	6～9				3～6	339
	6～9	6～9			340	
	9～12	9～12			341	
-17	0～6	79			0～3	342
	6～9				3～6	343
	6～9		6～9		344	
	9～12		9～12		345	
-18	0～6		80		0～3	346
	6～9				3～6	347
	6～9			6～9	348	
	9～12			9～12	349	
-19	0～6			81	0～3	350
	6～9				3～6	351
	6～9	6～9			352	
	9～12	9～12			353	
-20	0～6	82			0～3	354
	6～9				3～6	355
	6～9		6～9		356	
	9～12		9～12		357	
-21	0～6		83		0～3	358
	6～9				3～6	359
	6～9			6～9	360	
	9～12			9～12	361	
-22	0～6			84	0～3	362
	6～9				3～6	363
	6～9	6～9			364	
	9～12	9～12			365	
-23	0～6	85			0～3	366
	6～9				3～6	367
	6～9		6～9		368	
	9～12		9～12		369	
-24	0～6		86		0～3	370
	6～9				3～6	371
	6～9			6～9	372	
	9～12			9～12	373	
-25	0～6			87	0～3	374
	6～9				3～6	375
	6～9	6～9			376	
	9～12	9～12			377	
-26	0～6	88			0～3	378
	6～9				3～6	379
	6～9		6～9		380	
	9～12		9～12		381	
-27	0～6		89		0～3	382
	6～9				3～6	383
	6～9			6～9	384	
	9～12			9～12	385	
-28	0～6			90	0～3	386
	6～9				3～6	387
	6～9	6～9			388	
	9～12	9～12			389	
-29	0～6	91			0～3	390
	6～9				3～6	391
	6～9		6～9		392	
	9～12		9～12		393	
-30	0～6		92		0～3	394
	6～9				3～6	395
	6～9			6～9	396	
	9～12			9～12	397	
-31	0～6			93	0～3	398
	6～9				3～6	399
	6～9	6～9			400	
	9～12	9～12			401	
-32	0～6	94			0～3	402
	6～9				3～6	403
	6～9		6～9		404	
	9～12		9～12		405	
-33	0～6		95		0～3	406
	6～9				3～6	407
	6～9			6～9	408	
	9～12			9～12	409	
-34	0～6			96	0～3	410
	6～9				3～6	411
	6～9	6～9			412	
	9～12	9～12			413	
-35	0～6	97			0～3	414
	6～9				3～6	415
	6～9		6～9		416	
	9～12		9～12		417	
-36	0～6		98		0～3	418
	6～9				3～6	419
	6～9			6～9	420	
	9～12			9～12	421	
-37	0～6			99	0～3	422
	6～9				3～6	423
	6～9	6～9			424	
	9～12	9～12			425	
-38	0～6	100			0～3	426
	6～9				3～6	427
	6～9		6～9		428	
	9～12		9～12		429	
-39	0～6		101		0～3	430
	6～9				3～6	431
	6～9			6～9	432	
	9～12			9～12	433	
-40	0～6			102	0～3	434
	6～9				3～6	435
	6～9	6～9			436	
	9～12	9～12			437	
-41	0～6	103			0～3	438
	6～9				3～6	439
	6～9		6～9		440	
	9～12		9～12		441	
-42	0～6		104		0～3	

切替前の号俵		切替後の号俵	
4 級		3 級	
号俵	経過期間		
1	0～ 3	1	
	3～ 6	2	
	6～ 9	3	
	9～12	4	
	12～	5	
2	0～ 3		
	3～ 6	6	
	6～ 9	7	
	9～12	8	
	12～	9	
3	0～ 3		
	3～ 6	10	
	6～ 9	11	
	9～12	12	
	12～	13	
4	0～ 3		
	3～ 6	14	
	6～ 9	15	
	9～12	16	
	12～	17	
5	0～ 3		
	3～ 6	18	
	6～ 9	19	
	9～12	20	
	12～	21	
6	0～ 3		
	3～ 6	22	
	6～ 9	23	
	9～12	24	
	12～	25	
7	0～ 3		
	3～ 6	26	
	6～ 9	27	
	9～12	28	
	12～	29	
8	0～ 3		
	3～ 6	30	
	6～ 9	31	
	9～12	32	
	12～	33	
9	0～ 3		
	3～ 6	34	
	6～ 9	35	
	9～12	36	
	12～	37	
10	0～ 3		
	3～ 6	38	
	6～ 9	39	
	9～12	40	
	12～	41	
11	0～ 3		
	3～ 6	42	
	6～ 9	43	
	9～12	44	
	12～	45	
12	0～ 3		
	3～ 6	46	
	6～ 9	47	
	9～12	48	
	12～	49	
13	0～ 3		
	3～ 6	50	
	6～ 9	51	
	9～12	52	
	12～	53	
14	0～ 3		
	3～ 6	54	
	6～ 9	55	
	9～12	56	
	12～	57	
15	0～ 3		
	3～ 6	58	
	6～ 9	59	
	9～12	60	
	12～	61	
16	0～ 3		
	3～ 6	62	
	6～ 9	63	
	9～12	64	
	12～	65	
17	0～ 3		
	3～ 6	66	
	6～ 9	67	
	9～12	68	
	12～	69	
18	0～ 3		
	3～ 6	70	
	6～ 9	71	
	9～12	72	
	12～	73	
19	0～ 3		
	3～ 6	74	
	6～ 9	75	
	9～12	76	
	12～	77	
20	0～ 3		
	3～ 6	78	
	6～ 9	79	
	9～12	80	
	12～	81	
21	0～ 3		
	3～ 6	82	
	6～ 9	83	
	9～12	84	
	12～	85	
22	0～ 3		
	3～ 6	86	
	6～ 9	87	
	9～12	88	
	12～	89	
23	0～ 3		
	3～ 6	90	
	6～ 9	91	
	9～12	92	
	12～	93	
24			

附則別表第3（附則第9条第1項関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級	
	1 欄	2 欄	1 欄	2 欄
	円	円	円	円
1	80,000	94,000	115,000	123,000
2	81,000	95,000	116,000	124,000
3	82,000	96,000	117,000	125,000
4	83,000	97,000	118,000	126,000
5	83,000	98,000	118,000	127,000
6	85,000	100,000	120,000	128,000
7	85,000	100,000	120,000	129,000
8	87,000	101,000	121,000	129,000
9	88,000	103,000	121,000	131,000
10	88,000	104,000	122,000	131,000
11	90,000	105,000	123,000	133,000
12	90,000	106,000	124,000	133,000
13	91,000	107,000	125,000	134,000
14	92,000	108,000	125,000	134,000
15	93,000	109,000	126,000	136,000
16	93,000	110,000	127,000	136,000
17	94,000	111,000	128,000	138,000
18	95,000	111,000	129,000	138,000
19	95,000	112,000	129,000	139,000
20	97,000	113,000	130,000	140,000
21	97,000	114,000	131,000	140,000
22	98,000	114,000	132,000	141,000
23	99,000	115,000	133,000	142,000
24	99,000	116,000	133,000	143,000
25	100,000	117,000	134,000	143,000
26	101,000	119,000	134,000	144,000
27	101,000	119,000	135,000	145,000
28	102,000	120,000	136,000	146,000
29	103,000	120,000	136,000	147,000
30	103,000	122,000	138,000	148,000
31	104,000	122,000	138,000	148,000
32	105,000	123,000	138,000	149,000
33	106,000	124,000	140,000	150,000
34	106,000	124,000	140,000	151,000
35	107,000	125,000	141,000	151,000
36	108,000	126,000	142,000	152,000
37	108,000	127,000	142,000	153,000
38	109,000	127,000	143,000	154,000
39	110,000	128,000	144,000	154,000
40	109,000	129,000	144,000	154,000
41	110,000	129,000	145,000	155,000
42	111,000	130,000	146,000	156,000
43	111,000	131,000	146,000	157,000
44	112,000	131,000	147,000	158,000
45	113,000	132,000	147,000	158,000
46	113,000	133,000	147,000	158,000
47	114,000	133,000	148,000	159,000
48	114,000	134,000	148,000	160,000
49	115,000	135,000	149,000	160,000
50	116,000	136,000	149,000	161,000
51	116,000	136,000	150,000	161,000
52	117,000	137,000	151,000	162,000

53	117, 000	138, 000	152, 000	163, 000
54	118, 000	138, 000	152, 000	164, 000
55	119, 000	139, 000	153, 000	164, 000
56	118, 000	140, 000	153, 000	165, 000
57	119, 000	140, 000	154, 000	165, 000
58	120, 000	140, 000	155, 000	166, 000
59	120, 000	141, 000	155, 000	167, 000
60	121, 000	141, 000	155, 000	168, 000
61	121, 000	142, 000	156, 000	167, 000
62	121, 000	143, 000	157, 000	168, 000
63	122, 000	144, 000	157, 000	169, 000
64	122, 000	143, 000	158, 000	169, 000
65	123, 000	144, 000	158, 000	170, 000
66	124, 000	145, 000	158, 000	171, 000
67	124, 000	145, 000	159, 000	171, 000
68	124, 000	145, 000	159, 000	171, 000
69	124, 000	146, 000	160, 000	172, 000
70	125, 000	146, 000	160, 000	172, 000
71	125, 000	147, 000	161, 000	173, 000
72	125, 000	148, 000	161, 000	173, 000
73	126, 000	148, 000	162, 000	173, 000
74	126, 000	148, 000	162, 000	174, 000
75	127, 000	148, 000	162, 000	174, 000
76	127, 000	149, 000	162, 000	174, 000
77	127, 000	149, 000	162, 000	175, 000
78	127, 000	149, 000	163, 000	175, 000
79	128, 000	149, 000	163, 000	175, 000
80	128, 000	150, 000	164, 000	176, 000
81	128, 000	150, 000	163, 000	176, 000
82	128, 000	150, 000	163, 000	176, 000
83	129, 000	151, 000	164, 000	176, 000
84	129, 000	151, 000	164, 000	176, 000
85	129, 000	151, 000	164, 000	176, 000
86	129, 000	151, 000	164, 000	176, 000
87	129, 000	153, 000	165, 000	177, 000
88	130, 000	153, 000	164, 000	177, 000
89	130, 000	153, 000	165, 000	177, 000
90	130, 000	153, 000	165, 000	177, 000
91	131, 000	154, 000	165, 000	177, 000
92	131, 000	154, 000	165, 000	178, 000
93	131, 000	154, 000	166, 000	177, 000
94	131, 000	154, 000	165, 000	178, 000
95	131, 000	155, 000	166, 000	178, 000
96	131, 000	155, 000	166, 000	179, 000
97	132, 000	155, 000	166, 000	178, 000
98	132, 000	155, 000		
99	132, 000	155, 000		
100	132, 000	155, 000		
101	132, 000	156, 000		
102	133, 000	156, 000		
103	132, 000	156, 000		
104	133, 000	156, 000		
105	132, 000	156, 000		
106	133, 000	156, 000		
107	133, 000	156, 000		
108	133, 000	156, 000		
109	133, 000	157, 000		
110	133, 000	157, 000		
111	134, 000	157, 000		
112	133, 000	157, 000		
113	134, 000	157, 000		

附則別表第4（附則第12条第1項関係）

職務の級 号俸	1 級		2 級	
	1 欄	2 欄	1 欄	2 欄
	円	円	円	円
1	59,000	70,000	87,000	93,000
2	61,000	71,000	87,000	94,000
3	61,000	72,000	88,000	94,000
4	62,000	73,000	88,000	95,000
5	63,000	73,000	89,000	96,000
6	63,000	74,000	89,000	96,000
7	64,000	76,000	90,000	97,000
8	64,000	76,000	90,000	98,000
9	66,000	77,000	92,000	98,000
10	67,000	78,000	92,000	99,000
11	67,000	78,000	93,000	99,000
12	68,000	79,000	93,000	100,000
13	68,000	81,000	93,000	101,000
14	69,000	81,000	95,000	102,000
15	69,000	82,000	95,000	102,000
16	71,000	82,000	95,000	103,000
17	71,000	83,000	96,000	103,000
18	71,000	84,000	96,000	104,000
19	72,000	84,000	98,000	105,000
20	72,000	85,000	98,000	105,000
21	73,000	85,000	98,000	106,000
22	74,000	87,000	99,000	107,000
23	74,000	87,000	99,000	106,000
24	75,000	88,000	100,000	107,000
25	75,000	88,000	100,000	108,000
26	76,000	88,000	101,000	109,000
27	76,000	89,000	102,000	109,000
28	77,000	90,000	102,000	109,000
29	77,000	91,000	103,000	110,000
30	78,000	91,000	102,000	110,000
31	78,000	92,000	103,000	111,000
32	78,000	93,000	104,000	112,000
33	79,000	92,000	104,000	112,000
34	80,000	93,000	105,000	112,000
35	80,000	94,000	105,000	113,000
36	80,000	94,000	106,000	114,000
37	81,000	95,000	106,000	114,000
38	81,000	96,000	107,000	115,000
39	81,000	96,000	107,000	115,000
40	83,000	97,000	108,000	116,000
41	83,000	97,000	108,000	117,000
42	83,000	98,000	108,000	117,000
43	84,000	99,000	109,000	117,000
44	84,000	99,000	110,000	118,000
45	84,000	100,000	110,000	118,000
46	85,000	100,000	111,000	119,000
47	85,000	101,000	111,000	119,000
48	86,000	101,000	112,000	119,000
49	86,000	101,000	112,000	120,000
50	87,000	102,000	113,000	120,000
51	87,000	102,000	113,000	122,000
52	87,000	103,000	114,000	122,000

53	88,000	103,000	114,000	122,000
54	88,000	103,000	114,000	122,000
55	88,000	104,000	114,000	123,000
56	89,000	104,000	115,000	123,000
57	89,000	105,000	115,000	124,000
58	89,000	106,000	115,000	124,000
59	90,000	106,000	117,000	124,000
60	90,000	106,000	117,000	125,000
61	91,000	106,000	117,000	126,000
62	91,000	107,000	117,000	126,000
63	91,000	107,000	118,000	127,000
64	92,000	108,000	118,000	127,000
65	92,000	108,000	118,000	127,000
66	92,000	108,000	119,000	127,000
67	92,000	109,000	119,000	128,000
68	93,000	110,000	120,000	129,000
69	94,000	109,000	120,000	129,000
70	94,000	110,000	121,000	129,000
71	94,000	110,000	120,000	129,000
72	94,000	110,000	121,000	130,000
73	95,000	111,000	121,000	130,000
74	95,000	111,000	121,000	130,000
75	94,000	112,000	121,000	130,000
76	95,000	111,000	122,000	131,000
77	95,000	112,000	122,000	131,000
78	96,000	112,000	122,000	131,000
79	95,000	113,000	122,000	132,000
80	96,000	112,000	122,000	131,000
81	96,000	113,000	123,000	132,000
82	97,000	113,000	123,000	131,000
83	96,000	113,000	123,000	132,000
84	97,000	114,000	123,000	132,000
85	97,000	114,000	124,000	132,000
86	97,000	114,000	123,000	133,000
87	97,000	114,000	123,000	132,000
88	98,000	114,000	124,000	133,000
89	98,000	114,000	124,000	132,000
90	98,000	114,000	124,000	133,000
91	98,000	115,000	124,000	133,000
92	98,000	115,000	124,000	133,000
93	98,000	115,000	124,000	134,000
94	99,000	115,000	125,000	133,000
95	98,000	115,000	124,000	134,000
96	99,000	115,000	124,000	133,000
97	99,000	116,000	125,000	134,000
98	99,000	116,000		
99	99,000	116,000		
100	99,000	116,000		
101	99,000	116,000		
102	99,000	116,000		
103	100,000	116,000		
104	99,000	117,000		
105	100,000	117,000		
106	99,000	117,000		
107	100,000	117,000		
108	100,000	117,000		
109	100,000	117,000		
110	100,000	117,000		
111	100,000	117,000		
112	101,000	118,000		
113	100,000	118,000		

附則別表第1 副院長等基本年俸表の職務の級の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第1項関係）

切替日前日の職務の級		切替日の職務の級	
医療職俸給表（一）	2 級	副院長等基本年俸表	1 級
	3 級		2 級

附則別表第2 副院長等基本年俸表の号俸の切替表（附則（平成17年規程第10号）第2条第2項関係）

切替前の号俸			切替後の号俸		
医療職基本給表 （一）2級			副院長等 基本年俸表		
号俸	経過期間	1級			
1	0～3	1	31	0～3	31
	3～6	2		3～6	32
	6～	3		6～	33
2	0～3	2	32	0～3	32
	3～6	3		3～6	33
	6～	4		6～	34
3	0～3	3	33	0～3	33
	3～6	4		3～6	34
	6～	5		6～	35
4	0～3	4	34	0～3	34
	3～6	5		3～6	35
	6～	6		6～	36
5	0～3	5	35	0～3	35
	3～6	6		3～6	36
	6～	7		6～	37
6	0～3	6	36	0～3	36
	3～6	7		3～6	37
	6～	8		6～	38
7	0～3	7	37	0～3	37
	3～6	8		3～6	38
	6～	9		6～	39
8	0～3	8	38	0～3	38
	3～6	9		3～6	39
	6～	10		6～	40
9	0～3	9	39	0～3	39
	3～6	10		3～6	40
	6～	11		6～	41
10	0～3	10	40	0～3	40
	3～6	11		3～6	41
	6～	12		6～	42
11	0～3	11	41	0～3	41
	3～6	12		3～6	42
	6～	13		6～	43
12	0～3	12	42	0～3	42
	3～6	13		3～6	43
	6～	14		6～	44
13	0～3	13	43	0～3	43
	3～6	14		3～6	44
	6～	15		6～	45
14	0～3	14	44	0～3	44
	3～6	15		3～6	45
	6～	16		6～	46
15	0～3	15	45	0～3	45
	3～6	16		3～6	46
	6～	17		6～	47
16	0～3	16	46	0～3	46
	3～6	17		3～6	47
	6～	18		6～	48
17	0～3	17	47	0～3	47
	3～6	18		3～6	48
	6～	19		6～	49
18	0～3	18	48	0～3	48
	3～6	19		3～6	49
	6～	20		6～	50
19	0～3	19	49	0～3	49
	3～6	20		3～6	50
	6～	21		6～	51
20	0～3	20	50	0～3	50
	3～6	21		3～6	51
	6～	22		6～	52
21	0～3	21	51	0～3	51
	3～6	22		3～6	52
	6～	23		6～	53
22	0～3	22	52	0～3	52
	3～6	23		3～6	53
	6～	24		6～	54
23	0～3	23	53	0～3	53
	3～6	24		3～6	54
	6～	25		6～	55
24	0～3	24	54	0～3	54
	3～6	25		3～6	55
	6～	26		6～	56
25	0～3	25	55	0～3	55
	3～6	26		3～6	56
	6～	27		6～	57
26	0～3	26	56	0～3	56
	3～6	27		3～6	57
	6～	28		6～	58
27	0～3	27	57	0～3	57
	3～6	28		3～6	58
	6～	29		6～	59
28	0～3	28	58	0～3	58
	3～6	29		3～6	59
	6～	30		6～	60
29	0～3	29	59	0～3	59
	3～6	30		3～6	60
	6～	31		6～	61
30	0～3	30	60	0～3	60
	3～6	31		3～6	61
	6～	32		6～	62
61	0～3	61	61	0～3	61
	3～6	62		3～6	62
	6～	63		6～	63
62	0～3	62	62	0～3	62
	3～6	63		3～6	63
	6～	64		6～	64
63	0～3	63	63	0～3	63
	3～6	64		3～6	64
	6～	65		6～	65
64	0～3	64	64	0～3	64
	3～6	65		3～6	65
	6～	66		6～	66
65	0～3	65	65	0～3	65
	3～6	66		3～6	66
	6～	67		6～	67
66	0～3	66	66	0～3	66
	3～6	67		3～6	67
	6～	68		6～	68
67	0～3	67	67	0～3	67
	3～6	68		3～6	68
	6～	69		6～	69
68	0～3	68	68	0～3	68
	3～6	69		3～6	69
	6～	70		6～	70
69	0～3	69	69	0～3	69
	3～6	70		3～6	70
	6～	71		6～	71
70	0～3	70	70	0～3	70
	3～6	71		3～6	71
	6～	72		6～	72
71	0～3	71	71	0～3	71
	3～6	72		3～6	72
	6～	73		6～	73
72	0～3	72	72	0～3	72
	3～6	73		3～6	73
	6～	74		6～	74
73	0～3	73	73	0～3	73
	3～6	74		3～6	74
	6～	75		6～	75
74	0～3	74	74	0～3	74
	3～6	75		3～6	75
	6～	76		6～	76
75	0～3	75	75	0～3	75
	3～6	76		3～6	76
	6～	77		6～	77
76	0～3	76	76	0～3	76
	3～6	77		3～6	77
	6～	78		6～	78
77	0～3	77	77	0～3	77
	3～6	78		3～6	78
	6～	79		6～	79
78	0～3	78	78	0～3	78
	3～6	79		3～6	79
	6～	80		6～	80
79	0～3	79	79	0～3	79
	3～6	80		3～6	80
	6～	81		6～	81
80	0～3	80	80	0～3	80
	3～6	81		3～6	81
	6～	82		6～	82
81	0～3	81	81	0～3	81
	3～6	82		3～6	82
	6～	83		6～	83
82	0～3	82	82	0～3	82
	3～6	83		3～6	83
	6～	84		6～	84
83	0～3	83	83	0～3	83
	3～6	84		3～6	84
	6～	85		6～	85
84	0～3	84	84	0～3	84
	3～6	85		3～6	85
	6～	86		6～	86
85	0～3	85	85	0～3	85
	3～6	86		3～6	86
	6～	87		6～	87
86	0～3	86	86	0～3	86
	3～6	87		3～6	87
	6～	88		6～	88
87	0～3	87	87	0～3	87
	3～6	88		3～6	88
	6～	89		6～	89
88	0～3	88	88	0～3	88
	3～6	89		3～6	89
	6～	90		6～	90
89	0～3	89	89	0～3	89
	3～6	90		3～6	90
	6～	91		6～	91
90	0～3	90	90	0～3	90
	3～6	91		3～6	91
	6～	92		6～	92
91	0～3	91	91	0～3	91
	3～6	92		3～6	92
	6～	93		6～	93
92	0～3	92	92	0～3	92
	3～6	93		3～6	93
	6～	94		6～	94
93	0～3	93	93	0～3	93
	3～6	94		3～6	94
	6～	95		6～	95
94	0～3	94	94	0～3	94
	3～6	95		3～6	95
	6～	96		6～	96
95	0～3	95	95	0～3	95
	3～6	96		3～6	96
	6～	97		6～	97
96	0～3	96	96	0～3	96
	3～6	97		3～6	97
	6～	98		6～	98
97	0～3	97	97	0～3	97
	3～6	98		3～6	98
	6～	99		6～	99
98	0～3	98	98	0～3	98
	3～6	99		3～6	99
	6～	100		6～	100
99	0～3	99	99	0～3	99
	3～6	100		3～6	100
	6～	101		6～	101
100	0～3	100	100	0～3	100
	3～6	101		3～6	101
	6～	102		6～	102
101	0～3	101	101	0～3	101
	3～6	102		3～6	102
	6～	103		6～	103
102	0～3	102	102	0～3	102
	3～6	103		3～6	103
	6～	104		6～	104
103	0～3	103	103	0～3	103
	3～6	104		3～6	104
	6～	105		6～	105
104	0～3	104	104	0～3	104
	3～6	105		3～6	105
	6～	106		6～	106
105	0～3	105	105	0～3	105
	3～6	106		3～6	106
	6～	107		6～	107
106	0～3	106	106	0～3	106
	3～6	107		3～6	107
	6～	108		6～	108
107	0～3	107	107	0～3	107
	3～6	108		3～6	108
	6～	109		6～	109
108	0～3	108	108	0～3	108
	3～6	109		3～6	109
	6～	110		6～	110
109	0～3	109	109	0～3	109
	3～6	110		3～6	110
	6～	111		6～	111
110	0～3	110	110	0～3	110
	3～6	111		3～6	111
	6～	112		6～	112
111	0～3	111	111	0～3	111
	3～6	112		3～6	112
	6～	113		6～	113
112	0～3	112	112	0～3	112
	3～6	113		3～6	113
	6～			6～	
113	0～3	113	113	0～3	113
	3～6				
	6～				

切替前の号俵			切替後の号俵		
医療職基本給表 (一) 3級			副院長等 基本年俵表 2級		
号俵	経過期間				
1	0～3	1	27	0～3	27
	3～6	2		3～6	28
	6～	3		6～	29
2	0～3	2	28	0～3	28
	3～6	3		3～6	29
	6～	4		6～	30
3	0～3	3	29	0～3	29
	3～6	4		3～6	30
	6～	5		6～	31
4	0～3	4	30	0～3	30
	3～6	5		3～6	31
	6～	6		6～	32
5	0～3	5	31	0～3	31
	3～6	6		3～6	32
	6～	7		6～	33
6	0～3	6	32	0～3	32
	3～6	7		3～6	33
	6～	8		6～	34
7	0～3	7	33	0～3	33
	3～6	8		3～6	34
	6～	9		6～	35
8	0～3	8	34	0～3	34
	3～6	9		3～6	35
	6～	10		6～	36
9	0～3	9	35	0～3	35
	3～6	10		3～6	36
	6～	11		6～	37
10	0～3	10	36	0～3	36
	3～6	11		3～6	37
	6～	12		6～	38
11	0～3	11	37	0～3	37
	3～6	12		3～6	38
	6～	13		6～	39
12	0～3	12	38	0～3	38
	3～6	13		3～6	39
	6～	14		6～	40
13	0～3	13	39	0～3	39
	3～6	14		3～6	40
	6～	15		6～	41
14	0～3	14	40	0～3	40
	3～6	15		3～6	41
	6～	16		6～	42
15	0～3	15	41	0～3	41
	3～6	16		3～6	42
	6～	17		6～	43
16	0～3	16	42	0～3	42
	3～6	17		3～6	43
	6～	18		6～	44
17	0～3	17	43	0～3	43
	3～6	18		3～6	44
	6～	19		6～	45
18	0～3	18	44	0～3	44
	3～6	19		3～6	45
	6～	20		6～	46
19	0～3	19	45	0～3	45
	3～6	20		3～6	46
	6～	21		6～	47
20	0～3	20	46	0～3	46
	3～6	21		3～6	47
	6～	22		6～	48
21	0～3	21	47	0～3	47
	3～6	22		3～6	48
	6～	23		6～	49
22	0～3	22	48	0～3	48
	3～6	23		3～6	49
	6～	24		6～	50
23	0～3	23	49	0～3	49
	3～6	24		3～6	50
	6～	25		6～	51
24	0～3	24	50	0～3	50
	3～6	25		3～6	51
	6～	26		6～	52
25	0～3	25	51	0～3	51
	3～6	26		3～6	52
	6～	27		6～	53
26	0～3	26	52	0～3	52
	3～6	27		3～6	53
	6～	28		6～	54
53	0～3	53	53	0～3	53
	3～6	54		3～6	54
	6～	55		6～	55
54	0～3	54	54	0～3	54
	3～6	55		3～6	55
	6～	56		6～	56
55	0～3	55	55	0～3	55
	3～6	56		3～6	56
	6～	57		6～	57
56	0～3	56	56	0～3	56
	3～6	57		3～6	57
	6～	58		6～	58
57	0～3	57	57	0～3	57
	3～6	58		3～6	58
	6～	59		6～	59
58	0～3	58	58	0～3	58
	3～6	59		3～6	59
	6～	60		6～	60
59	0～3	59	59	0～3	59
	3～6	60		3～6	60
	6～	61		6～	61
60	0～3	60	60	0～3	60
	3～6	61		3～6	61
	6～	62		6～	62
61	0～3	61	61	0～3	61
	3～6	62		3～6	62
	6～	63		6～	63
62	0～3	62	62	0～3	62
	3～6	63		3～6	63
	6～	64		6～	64
63	0～3	63	63	0～3	63
	3～6	64		3～6	64
	6～	65		6～	65
64	0～3	64	64	0～3	64
	3～6	65		3～6	65
	6～	66		6～	66
65	0～3	65	65	0～3	65
	3～6	66		3～6	66
	6～	67		6～	67
66	0～3	66	66	0～3	66
	3～6	67		3～6	67
	6～	68		6～	68
67	0～3	67	67	0～3	67
	3～6	68		3～6	68
	6～	69		6～	69
68	0～3	68	68	0～3	68
	3～6	69		3～6	69
	6～	70		6～	70
69	0～3	69	69	0～3	69
	3～6	70		3～6	70
	6～	71		6～	71
70	0～3	70	70	0～3	70
	3～6	71		3～6	71
	6～	72		6～	72
71	0～3	71	71	0～3	71
	3～6	72		3～6	72
	6～	73		6～	73
72	0～3	72	72	0～3	72
	3～6	73		3～6	73
	6～	74		6～	74
73	0～3	73	73	0～3	73
	3～6	74		3～6	74
	6～	75		6～	75
74	0～3	74	74	0～3	74
	3～6	75		3～6	75
	6～	76		6～	76
75	0～3	75	75	0～3	75
	3～6	76		3～6	76
	6～	77		6～	77
76	0～3	76	76	0～3	76
	3～6	77		3～6	77
	6～	78		6～	78
77	0～3	77	77	0～3	77
	3～6	78		3～6	78
	6～	79		6～	79
78	0～3	78	78	0～3	78
	3～6	79		3～6	79
	6～	80		6～	80
79	0～3	79	79	0～3	79
	3～6	80		3～6	80
	6～	81		6～	81
80	0～3	80	80	0～3	80
	3～6	81		3～6	81
	6～	82		6～	82
81	0～3	81	81	0～3	81
	3～6	82		3～6	82
	6～	83		6～	83
82	0～3	82	82	0～3	82
	3～6	83		3～6	83
	6～	84		6～	84
83	0～3	83	83	0～3	83
	3～6	84		3～6	84
	6～	85		6～	85
84	0～3	84	84	0～3	84
	3～6	85		3～6	85
	6～	86		6～	86
85	0～3	85	85	0～3	85
	3～6	86		3～6	86
	6～	87		6～	87
86	0～3	86	86	0～3	86
	3～6	87		3～6	87
	6～	88		6～	88
87	0～3	87	87	0～3	87
	3～6	88		3～6	88
	6～	89		6～	89
88	0～3	88	88	0～3	88
	3～6	89		3～6	89
	6～	90		6～	90
89	0～3	89	89	0～3	89
	3～6	90		3～6	90
	6～	91		6～	91
90	0～3	90	90	0～3	90
	3～6	91		3～6	91
	6～	92		6～	92
91	0～3	91	91	0～3	91
	3～6	92		3～6	92
	6～	93		6～	93
92	0～3	92	92	0～3	92
	3～6	93		3～6	93
	6～	94		6～	94
93	0～3	93	93	0～3	93
	3～6	94		3～6	94
	6～	95		6～	95
94	0～3	94	94	0～3	94
	3～6	95		3～6	95
	6～	96		6～	96
95	0～3	95	95	0～3	95
	3～6	96		3～6	96
	6～	97		6～	97
96	0～3	96	96	0～3	96
	3～6	97		3～6	97
	6～			6～	
97	0～3	97	97	0～3	97
	3～6			3～6	
	6～			6～	

備考

- 「切替前の号俵」は、平成17年3月31日における号俵である。
- 「切替後の号俵」は、平成17年4月1日の号俵である。
- 「経過期間」欄の「3～6」等とあるのは、「3月以上6月未満の期間」等である。
- 「経過期間」とは、平成17年3月31日において職員が受けていた

附則別表第1 基本給表の職務の級の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第1項関係）

基本給表	旧 級	新 級
医療職基本給表（二）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
医療職基本給表（三）	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
	6 級	6 級
	7 級	7 級
事務職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
	6 級	5 級
	7 級	6 級
	8 級	7 級
	9 級	8 級
技能職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	
	4 級	3 級
	5 級	4 級
教育職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
研究職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
福祉職基本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級

備考

- 1 「旧級」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の職務の級である。
- 2 「新級」とは、切替日における職務の級である。

附則別表第2 基本給表の号俸の切替表（附則（平成18年規程第18号）第2条第2項関係）

イ 医療職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	3	1	1	1	1	1
8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	6	2	1	1	1	1
11	11	7	3	1	1	1	1
12	12	8	4	1	1	1	1
13	13	9	5	1	1	1	1
14	14	10	6	2	1	1	1
15	15	11	7	3	1	1	1
16	16	12	8	4	1	1	1
17	17	13	9	5	1	1	1
18	18	14	10	6	2	1	1
19	19	15	11	7	3	1	1
20	20	16	12	8	4	1	1
21	21	17	13	9	5	1	1
22	22	18	14	10	6	2	1
23	23	19	15	11	7	3	1
24	24	20	16	12	8	4	1
25	25	21	17	13	9	5	1
26	26	22	18	14	10	6	2
27	27	23	19	15	11	7	3
28	28	24	20	16	12	8	4
29	29	25	21	17	13	9	5
30	30	26	22	18	14	10	6
31	31	27	23	19	15	11	7
32	32	28	24	20	16	12	8
33	33	29	25	21	17	13	9
34	34	30	26	22	18	14	10
35	35	31	27	23	19	15	11
36	36	32	28	24	20	16	12
37	37	33	29	25	21	17	13
38	38	34	30	26	22	18	14
39	39	35	31	27	23	19	15
40	40	36	32	28	24	20	16
41	41	37	33	29	25	21	17
42	42	38	34	30	26	22	18
43	43	39	35	31	27	23	19
44	44	40	36	32	28	24	20
45	45	41	37	33	29	25	21
46	46	42	38	34	30	26	22
47	47	43	39	35	31	27	23
48	48	44	40	36	32	28	24
49	49	45	41	37	33	29	25
50	50	46	42	38	34	30	26
51	51	47	43	39	35	31	27
52	52	48	44	40	36	32	28
53	53	49	45	41	37	33	29
54	54	50	46	42	38	34	30
55	55	51	47	43	39	35	31
56	56	52	48	44	40	36	32
57	57	53	49	45	41	37	33
58	58	54	50	46	42	38	34
59	59	55	51	47	43	39	35
60	60	56	52	48	44	40	36
61	61	57	53	49	45	41	37
62	62	58	54	50	46	42	
63	63	59	55	51	47	43	
64	64	60	56	52	48	44	
65	65	61	57	53	49	45	
66	66	62	58	54	50		
67	67	63	59	55	51		
68	68	64	60	56	52		
69	69	65	61	57	53		
70	70	66	62	58	54		
71	71	67	63	59	55		
72	72	68	64	60	56		
73	73	69	65	61	57		
74	74	70	66	62	58		
75	75	71	67	63	59		
76	76	72	68	64	60		
77	77	73	69	65	61		
78	78	74	70	66			
79	79	75	71	67			
80	80	76	72	68			
81	81	77	73	69			
82	82	78	74	70			
83	83	79	75	71			
84	84	80	76	72			
85	85	81	77	73			

86	86	82	78	74			
87	87	83	79	75			
88	88	84	80	76			
89	89	85	81	77			
90	90	86	82				
91	91	87	83				
92	92	88	84				
93	93	89	85				
94	94	90	86				
95	95	91	87				
96	96	92	88				
97	97	93	89				
98	98	94	90				
99	99	95	91				
100	100	96	92				
101	101	97	93				
102	102	98	94				
103	103	99	95				
104	104	100	96				
105	105	101	97				
106	106	102					
107	107	103					
108	108	104					
109	109	105					
110	110	106					
111	111	107					
112	112	108					
113	113	109					
114	114	110					
115	115	111					
116	116	112					
117	117	113					
118	118						
119	119						
120	120						
121	121						
122	122						
123	123						
124	124						
125	125						
126	126						
127	127						
128	128						
129	129						
130	130						
131	131						
132	132						
133	133						
134	134						
135	135						
136	136						
137	137						
138	138						
139	139						
140	140						
141	141						
142	142						
143	143						
144	144						
145	145						
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						

備考

- 1 「旧号俸」とは、切替日（平成18年7月1日）の前日の号俸である。
- 2 「新号俸」とは、切替日における号俸である。

ロ 医療職基本給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1	1
10	10	10	6	2	1	1	1
11	11	11	7	3	1	1	1
12	12	12	8	4	1	1	1
13	13	13	9	5	1	1	1
14	14	14	10	6	2	1	1
15	15	15	11	7	3	1	1
16	16	16	12	8	4	1	1
17	17	17	13	9	5	1	1
18	18	18	14	10	6	2	1
19	19	19	15	11	7	3	1
20	20	20	16	12	8	4	1
21	21	21	17	13	9	5	1
22	22	22	18	14	10	6	2
23	23	23	19	15	11	7	3
24	24	24	20	16	12	8	4
25	25	25	21	17	13	9	5
26	26	26	22	18	14	10	6
27	27	27	23	19	15	11	7
28	28	28	24	20	16	12	8
29	29	29	25	21	17	13	9
30	30	30	26	22	18	14	10
31	31	31	27	23	19	15	11
32	32	32	28	24	20	16	12
33	33	33	29	25	21	17	13
34	34	34	30	26	22	18	14
35	35	35	31	27	23	19	15
36	36	36	32	28	24	20	16
37	37	37	33	29	25	21	17
38	38	38	34	30	26	22	18
39	39	39	35	31	27	23	19
40	40	40	36	32	28	24	20
41	41	41	37	33	29	25	21
42	42	42	38	34	30	26	22
43	43	43	39	35	31	27	23
44	44	44	40	36	32	28	24
45	45	45	41	37	33	29	25
46	46	46	42	38	34	30	26
47	47	47	43	39	35	31	27
48	48	48	44	40	36	32	28
49	49	49	45	41	37	33	29
50	50	50	46	42	38	34	30
51	51	51	47	43	39	35	31
52	52	52	48	44	40	36	32
53	53	53	49	45	41	37	33
54	54	54	50	46	42	38	34
55	55	55	51	47	43	39	35
56	56	56	52	48	44	40	36
57	57	57	53	49	45	41	37
58	58	58	54	50	46	42	38
59	59	59	55	51	47	43	39
60	60	60	56	52	48	44	40
61	61	61	57	53	49	45	41
62	62	62	58	54	50	46	42
63	63	63	59	55	51	47	43
64	64	64	60	56	52	48	44
65	65	65	61	57	53	49	45
66	66	66	62	58	54	50	46
67	67	67	63	59	55	51	47
68	68	68	64	60	56	52	48
69	69	69	65	61	57	53	49
70	70	70	66	62	58	54	50
71	71	71	67	63	59	55	51
72	72	72	68	64	60	56	52
73	73	73	69	65	61	57	53
74	74	74	70	66	62	58	
75	75	75	71	67	63	59	
76	76	76	72	68	64	60	
77	77	77	73	69	65	61	
78	78	78	74	70	66	62	
79	79	79	75	71	67	63	
80	80	80	76	72	68	64	
81	81	81	77	73	69	65	
82	82	82	78	74	70	66	
83	83	83	79	75	71	67	
84	84	84	80	76	72	68	
85	85	85	81	77	73	69	

86	86	86	82	78	74		
87	87	87	83	79	75		
88	88	88	84	80	76		
89	89	89	85	81	77		
90	90	90	86	82	78		
91	91	91	87	83	79		
92	92	92	88	84	80		
93	93	93	89	85	81		
94	94	94	90	86			
95	95	95	91	87			
96	96	96	92	88			
97	97	97	93	89			
98	98	98	94	90			
99	99	99	95	91			
100	100	100	96	92			
101	101	101	97	93			
102	102	102	98	94			
103	103	103	99	95			
104	104	104	100	96			
105	105	105	101	97			
106	106	106	102	98			
107	107	107	103	99			
108	108	108	104	100			
109	109	109	105	101			
110	110	110	106				
111	111	111	107				
112	112	112	108				
113	113	113	109				
114	114	114	110				
115	115	115	111				
116	116	116	112				
117	117	117	113				
118	118	118	114				
119	119	119	115				
120	120	120	116				
121	121	121	117				
122	122	122					
123	123	123					
124	124	124					
125	125	125					
126	126	126					
127	127	127					
128	128	128					
129	129	129					
130	130	130					
131	131	131					
132	132	132					
133	133	133					
134	134	134					
135	135	135					
136	136	136					
137	137	137					
138	138	138					
139	139	139					
140	140	140					
141	141	141					
142	142	142					
143	143	143					
144	144	144					
145	145	145					
146	146						
147	147						
148	148						
149	149						
150	150						
151	151						
152	152						
153	153						
154	154						
155	155						
156	156						
157	157						

ハ 事務職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	5	1	1	1	1	1	1
2	2	1	6	1	1	1	1	1	1
3	3	1	7	1	1	1	1	1	1
4	4	1	8	1	1	1	1	1	1
5	5	1	9	1	1	1	1	1	1
6	6	2	10	1	1	1	1	1	1
7	7	3	11	1	1	1	1	1	1
8	8	4	12	1	1	1	1	1	1
9	9	5	13	1	1	1	1	1	1
10	10	6	14	2	1	1	1	1	1
11	11	7	15	3	1	1	1	1	1
12	12	8	16	4	1	1	1	1	1
13	13	9	17	5	1	1	1	1	1
14	14	10	18	6	2	1	1	1	1
15	15	11	19	7	3	1	1	1	1
16	16	12	20	8	4	1	1	1	1
17	17	13	21	9	5	1	1	1	1
18	18	14	22	10	6	2	1	1	1
19	19	15	23	11	7	3	1	1	1
20	20	16	24	12	8	4	1	1	1
21	21	17	25	13	9	5	1	1	1
22	22	18	26	14	10	6	2	1	1
23	23	19	27	15	11	7	3	1	1
24	24	20	28	16	12	8	4	1	1
25	25	21	29	17	13	9	5	1	1
26	26	22	30	18	14	10	6	2	2
27	27	23	31	19	15	11	7	3	3
28	28	24	32	20	16	12	8	4	4
29	29	25	33	21	17	13	9	5	5
30	30	26	34	22	18	14	10	6	6
31	31	27	35	23	19	15	11	7	7
32	32	28	36	24	20	16	12	8	8
33	33	29	37	25	21	17	13	9	9
34	34	30	38	26	22	18	14	10	10
35	35	31	39	27	23	19	15	11	11
36	36	32	40	28	24	20	16	12	12
37	37	33	41	29	25	21	17	13	13
38	38	34	42	30	26	22	18	14	14
39	39	35	43	31	27	23	19	15	15
40	40	36	44	32	28	24	20	16	16
41	41	37	45	33	29	25	21	17	17
42	42	38	46	34	30	26	22	18	18
43	43	39	47	35	31	27	23	19	19
44	44	40	48	36	32	28	24	20	20
45	45	41	49	37	33	29	25	21	21
46	46	42	50	38	34	30	26	22	22
47	47	43	51	39	35	31	27	23	23
48	48	44	52	40	36	32	28	24	24
49	49	45	53	41	37	33	29	25	25
50	50	46	54	42	38	34	30	26	26
51	51	47	55	43	39	35	31	27	27
52	52	48	56	44	40	36	32	28	28
53	53	49	57	45	41	37	33	29	29
54	54	49	58	46	42	38	34	30	30
55	55	50	59	47	43	39	35	31	31
56	56	50	60	48	44	40	36	32	32
57	57	51	61	49	45	41	37	33	33
58	58	51	62	50	46	42	38		
59	59	52	63	51	47	43	39		
60	60	52	64	52	48	44	40		
61	61	53	65	53	49	45	41		
62	62	54	66	54	50	46	42		
63	63	55	67	55	51	47	43		
64	64	56	68	56	52	48	44		
65	65	57	69	57	53	49	45		
66	66	57	70	58	54	50	46		
67	67	58	71	59	55	51	47		
68	68	58	72	60	56	52	48		
69	69	59	73	61	57	53	49		
70	70	59	74	62	58	54			
71	71	60	75	63	59	55			
72	72	60	76	64	60	56			
73	73	61	77	65	61	57			
74	74	61	78	66	62	58			
75	75	61	79	67	63	59			
76	76	62	80	68	64	60			
77	77	62	81	69	65	61			
78	78	62	82	70	66	62			
79	79	63	83	71	67	63			
80	80	63	84	72	68	64			
81	81	63	85	73	69	65			
82	82	64	86	74	70				
83	83	64	87	75	71				
84	84	64	88	76	72				
85	85	65	89	77	73				

86	86	65	90	78					
87	87	66	91	79					
88	88	66	92	80					
89	89	67	93	81					
90	90	67	94	82					
91	91	68	95	83					
92	92	68	96	84					
93	93	69	97	85					
94	94	70	98						
95	95	71	99						
96	96	72	100						
97	97	73	101						
98	98	73	102						
99	99	74	103						
100	100	74	104						
101	101	75	105						
102	102	75							
103	103	76							
104	104	76							
105	105	77							
106	106	78							
107	107	79							
108	108	80							
109	109	81							
110	110								
111	111								
112	112								
113	113								
114	114								
115	115								
116	116								
117	117								
118	118								
119	119								
120	120								
121	121								
122	122								
123	123								
124	124								
125	125								
126	126								
127	127								
128	128								
129	129								
130	130								
131	131								
132	132								
133	133								
134	134								
135	135								
136	136								
137	137								
138	138								
139	139								
140	140								
141	141								
142	142								
143	143								
144	144								
145	145								
146	146								
147	147								
148	148								
149	149								
150	150								
151	151								
152	152								
153	153								
154	154								
155	155								
156	156								
157	157								

ニ 技能職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	5	1	1
2	2	1	6	1	1
3	3	1	7	1	1
4	4	1	8	1	1
5	5	1	9	1	1
6	6	1	10	1	1
7	7	1	11	1	1
8	8	1	12	1	1
9	9	1	13	1	1
10	10	2	14	1	1
11	11	3	15	1	1
12	12	4	16	1	1
13	13	5	17	1	1
14	14	6	18	1	1
15	15	7	19	1	1
16	16	8	20	1	1
17	17	9	21	1	1
18	18	10	22	2	1
19	19	11	23	3	1
20	20	12	24	4	1
21	21	13	25	5	1
22	22	14	26	6	2
23	23	15	27	7	3
24	24	16	28	8	4
25	25	17	29	9	5
26	26	18	30	10	6
27	27	19	31	11	7
28	28	20	32	12	8
29	29	21	33	13	9
30	30	22	34	14	10
31	31	23	35	15	11
32	32	24	36	16	12
33	33	25	37	17	13
34	34	26	38	18	14
35	35	27	39	19	15
36	36	28	40	20	16
37	37	29	41	21	17
38	38	30	42	22	18
39	39	31	43	23	19
40	40	32	44	24	20
41	41	33	45	25	21
42	42	34	46	26	22
43	43	35	47	27	23
44	44	36	48	28	24
45	45	37	49	29	25
46	46	38	50	30	26
47	47	39	51	31	27
48	48	40	52	32	28
49	49	41	53	33	29
50	50	42	54	34	30
51	51	43	55	35	31
52	52	44	56	36	32
53	53	45	57	37	33
54	54	46	58	38	34
55	55	47	59	39	35
56	56	48	60	40	36
57	57	49	61	41	37
58	58	50	62	42	38
59	59	51	63	43	39
60	60	52	64	44	40
61	61	53	65	45	41
62	62	54	66	46	42
63	63	55	67	47	43
64	64	56	68	48	44
65	65	57	69	49	45
66	66	58	70	50	46
67	67	59	71	51	47
68	68	60	72	52	48
69	69	61	73	53	49
70	70	62	74	54	50
71	71	63	75	55	51
72	72	64	76	56	52
73	73	65	77	57	53
74	74	65	78	58	54
75	75	66	79	59	55
76	76	66	80	60	56
77	77	67	81	61	57
78	78	67	82	62	58
79	79	68	83	63	59
80	80	68	84	64	60
81	81	69	85	65	61
82	82	70	86	66	62
83	83	71	87	67	63
84	84	72	88	68	64
85	85	73	89	69	65
86	86	73	90	70	66
87	87	74	91	71	67

88	88	74	92	72	68
89	89	75	93	73	69
90	90	75	94	74	
91	91	76	95	75	
92	92	76	96	76	
93	93	77	97	77	
94	94	77	98	78	
95	95	78	99	79	
96	96	78	100	80	
97	97	79	101	81	
98	98	79	102	82	
99	99	80	103	83	
100	100	80	104	84	
101	101	81	105	85	
102	102	82	106	86	
103	103	83	107	87	
104	104	84	108	88	
105	105	85	109	89	
106	106	85	110		
107	107	86	111		
108	108	86	112		
109	109	87	113		
110	110	87	114		
111	111	88	115		
112	112	88	116		
113	113	89	117		
114	114	90	118		
115	115	91	119		
116	116	92	120		
117	117	93	121		
118	118	93	122		
119	119	94	123		
120	120	94	124		
121	121	95	125		
122	122				
123	123				
124	124				
125	125				
126	126				
127	127				
128	128				
129	129				
130	130				
131	131				
132	132				
133	133				
134	134				
135	135				
136	136				
137	137				
138	138				
139	139				
140	140				
141	141				
142	142				
143	143				
144	144				
145	145				
146	146				
147	147				
148	148				
149	149				
150	150				
151	151				
152	152				
153	153				
154	154				
155	155				
156	156				
157	157				
158	158				
159	159				
160	160				
161	161				
162	162				
163	163				
164	164				
165	165				
166	166				
167	167				
168	168				
169	169				
170	170				
171	171				
172	172				
173	173				

ホ 教育職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	2	2	1
3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	1
6	6	6	2
7	7	7	3
8	8	8	4
9	9	9	5
10	10	10	6
11	11	11	7
12	12	12	8
13	13	13	9
14	14	14	10
15	15	15	11
16	16	16	12
17	17	17	13
18	18	18	14
19	19	19	15
20	20	20	16
21	21	21	17
22	22	22	18
23	23	23	19
24	24	24	20
25	25	25	21
26	26	26	22
27	27	27	23
28	28	28	24
29	29	29	25
30	30	30	26
31	31	31	27
32	32	32	28
33	33	33	29
34	34	34	30
35	35	35	31
36	36	36	32
37	37	37	33
38	38	38	34
39	39	39	35
40	40	40	36
41	41	41	37
42	42	42	38
43	43	43	39
44	44	44	40
45	45	45	41
46	46	46	42
47	47	47	43
48	48	48	44
49	49	49	45
50	50	50	46
51	51	51	47
52	52	52	48
53	53	53	49
54	54	54	50
55	55	55	51
56	56	56	52
57	57	57	53
58	58	58	54
59	59	59	55
60	60	60	56
61	61	61	57
62	62	62	58
63	63	63	59
64	64	64	60
65	65	65	61
66	66	66	62
67	67	67	63
68	68	68	64
69	69	69	65
70	70	70	66
71	71	71	67
72	72	72	68
73	73	73	69
74	74	74	70
75	75	75	71
76	76	76	72
77	77	77	73
78	78	78	74
79	79	79	75
80	80	80	76
81	81	81	77
82	82	82	78
83	83	83	79
84	84	84	80
85	85	85	81

86	86	86	82
87	87	87	83
88	88	88	84
89	89	89	85
90	90	90	86
91	91	91	87
92	92	92	88
93	93	93	89
94	94	94	90
95	95	95	91
96	96	96	92
97	97	97	93
98	98	98	94
99	99	99	95
100	100	100	96
101	101	101	97
102	102	102	98
103	103	103	99
104	104	104	100
105	105	105	101
106	106	106	
107	107	107	
108	108	108	
109	109	109	
110	110	110	
111	111	111	
112	112	112	
113	113	113	
114	114	114	
115	115	115	
116	116	116	
117	117	117	
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		

ヘ 研究職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	1
15	15	7	1
16	16	8	1
17	17	9	1
18	18	10	1
19	19	11	1
20	20	12	1
21	21	13	1
22	22	14	1
23	23	15	1
24	24	16	1
25	25	17	1
26	26	18	2
27	27	19	3
28	28	20	4
29	29	21	5
30	30	22	6
31	31	23	7
32	32	24	8
33	33	25	9
34	34	26	10
35	35	27	11
36	36	28	12
37	37	29	13
38	38	30	14
39	39	31	15
40	40	32	16
41	41	33	17
42	42	34	18
43	43	35	19
44	44	36	20
45	45	37	21
46	46	38	22
47	47	39	23
48	48	40	24
49	49	41	25
50	50	42	26
51	51	43	27
52	52	44	28
53	53	45	29
54	54	46	30
55	55	47	31
56	56	48	32
57	57	49	33
58	58	50	34
59	59	51	35
60	60	52	36
61	61	53	37
62	62	54	38
63	63	55	39
64	64	56	40
65	65	57	41
66	66	58	42
67	67	59	43
68	68	60	44
69	69	61	45
70	70	62	46
71	71	63	47
72	72	64	48
73	73	65	49
74	74	66	50
75	75	67	51
76	76	68	52
77	77	69	53
78	78	70	54
79	79	71	55
80	80	72	56
81	81	73	57
82	82	74	58
83	83	75	59
84	84	76	60
85	85	77	61

86	86	78	62
87	87	79	63
88	88	80	64
89	89	81	65
90	90	82	
91	91	83	
92	92	84	
93	93	85	
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98		
99	99		
100	100		
101	101		
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		

ト 福祉職基本給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		
	1 級	2 級	3 級
1	1	1	1
2	2	1	1
3	3	1	1
4	4	1	1
5	5	1	1
6	6	1	1
7	7	1	1
8	8	1	1
9	9	1	1
10	10	2	1
11	11	3	1
12	12	4	1
13	13	5	1
14	14	6	2
15	15	7	3
16	16	8	4
17	17	9	5
18	18	10	6
19	19	11	7
20	20	12	8
21	21	13	9
22	22	14	10
23	23	15	11
24	24	16	12
25	25	17	13
26	26	18	14
27	27	19	15
28	28	20	16
29	29	21	17
30	30	22	18
31	31	23	19
32	32	24	20
33	33	25	21
34	34	26	22
35	35	27	23
36	36	28	24
37	37	29	25
38	38	30	26
39	39	31	27
40	40	32	28
41	41	33	29
42	42	34	30
43	43	35	31
44	44	36	32
45	45	37	33
46	46	38	34
47	47	39	35
48	48	40	36
49	49	41	37
50	50	42	38
51	51	43	39
52	52	44	40
53	53	45	41
54	54	46	42
55	55	47	43
56	56	48	44
57	57	49	45
58	58	50	46
59	59	51	47
60	60	52	48
61	61	53	49
62	62	54	50
63	63	55	51
64	64	56	52
65	65	57	53
66	66	58	54
67	67	59	55
68	68	60	56
69	69	61	57
70	70	62	58
71	71	63	59
72	72	64	60
73	73	65	61
74	74	66	62
75	75	67	63
76	76	68	64
77	77	69	65
78	78	70	66
79	79	71	67
80	80	72	68
81	81	73	69
82	82	74	70
83	83	75	71
84	84	76	72
85	85	77	73

86	86	78	74
87	87	79	75
88	88	80	76
89	89	81	77
90	90	82	78
91	91	83	79
92	92	84	80
93	93	85	81
94	94	86	
95	95	87	
96	96	88	
97	97	89	
98	98	90	
99	99	91	
100	100	92	
101	101	93	
102	102		
103	103		
104	104		
105	105		
106	106		
107	107		
108	108		
109	109		
110	110		
111	111		
112	112		
113	113		
114	114		
115	115		
116	116		
117	117		
118	118		
119	119		
120	120		
121	121		
122	122		
123	123		
124	124		
125	125		
126	126		
127	127		
128	128		
129	129		
130	130		
131	131		
132	132		
133	133		
134	134		
135	135		
136	136		
137	137		
138	138		
139	139		
140	140		
141	141		
142	142		
143	143		
144	144		
145	145		
146	146		
147	147		
148	148		
149	149		
150	150		
151	151		
152	152		
153	153		

附則別表（附則（平成２２年規程第３３号）第３条第１項第１号関係）

職務の級 号俸	１級		２級	
	１欄	２欄	１欄	２欄
	円	円	円	円
1	80,000	94,000	114,000	123,000
2	80,000	95,000	115,000	124,000
3	82,000	96,000	116,000	126,000
4	83,000	97,000	117,000	126,000
5	84,000	99,000	118,000	127,000
6	85,000	99,000	119,000	128,000
7	86,000	100,000	120,000	129,000
8	87,000	102,000	121,000	129,000
9	87,000	103,000	121,000	130,000
10	88,000	103,000	122,000	131,000
11	89,000	105,000	123,000	132,000
12	90,000	106,000	124,000	134,000
13	92,000	107,000	125,000	134,000
14	92,000	108,000	125,000	134,000
15	93,000	109,000	126,000	135,000
16	93,000	110,000	127,000	136,000
17	94,000	110,000	128,000	137,000
18	95,000	111,000	129,000	138,000
19	96,000	112,000	129,000	139,000
20	96,000	113,000	130,000	139,000
21	97,000	114,000	131,000	140,000
22	97,000	114,000	132,000	141,000
23	98,000	116,000	132,000	143,000
24	99,000	116,000	133,000	143,000
25	100,000	117,000	134,000	144,000
26	100,000	118,000	135,000	144,000
27	102,000	119,000	135,000	145,000
28	102,000	119,000	136,000	146,000
29	102,000	120,000	136,000	146,000
30	103,000	121,000	138,000	148,000
31	104,000	122,000	138,000	148,000
32	105,000	122,000	139,000	149,000
33	105,000	124,000	139,000	150,000
34	106,000	125,000	140,000	151,000
35	107,000	125,000	141,000	151,000
36	107,000	126,000	141,000	151,000
37	108,000	127,000	142,000	153,000
38	109,000	127,000	142,000	153,000
39	110,000	128,000	143,000	154,000
40	109,000	128,000	143,000	155,000
41	110,000	130,000	144,000	155,000
42	111,000	130,000	146,000	156,000
43	112,000	131,000	146,000	157,000
44	112,000	132,000	146,000	157,000
45	113,000	132,000	147,000	158,000
46	113,000	133,000	148,000	159,000
47	114,000	133,000	148,000	159,000
48	114,000	134,000	149,000	160,000
49	115,000	135,000	149,000	161,000
50	115,000	135,000	150,000	161,000
51	116,000	136,000	150,000	161,000
52	117,000	137,000	151,000	162,000

53	117,000	138,000	151,000	163,000
54	118,000	139,000	152,000	164,000
55	118,000	138,000	153,000	164,000
56	119,000	139,000	153,000	165,000
57	119,000	139,000	154,000	165,000
58	120,000	140,000	155,000	166,000
59	120,000	141,000	155,000	167,000
60	121,000	142,000	155,000	167,000
61	121,000	143,000	156,000	168,000
62	122,000	142,000	157,000	169,000
63	122,000	143,000	157,000	169,000
64	123,000	144,000	158,000	169,000
65	123,000	145,000	159,000	170,000
66	124,000	145,000	159,000	171,000
67	124,000	145,000	159,000	171,000
68	125,000	145,000	160,000	171,000
69	124,000	147,000	160,000	172,000
70	125,000	147,000	160,000	173,000
71	125,000	147,000	161,000	173,000
72	126,000	148,000	161,000	173,000
73	126,000	148,000	161,000	173,000
74	126,000	149,000	162,000	174,000
75	127,000	148,000	162,000	174,000
76	127,000	149,000	162,000	174,000
77	127,000	149,000	163,000	175,000
78	127,000	150,000	163,000	175,000
79	128,000	150,000	163,000	175,000
80	128,000	150,000	163,000	176,000
81	128,000	150,000	163,000	175,000
82	128,000	151,000	164,000	176,000
83	129,000	151,000	164,000	176,000
84	129,000	151,000	164,000	176,000
85	129,000	152,000	164,000	177,000
86	130,000	152,000	165,000	176,000
87	130,000	152,000	165,000	177,000
88	129,000	152,000	165,000	177,000
89	130,000	153,000	165,000	177,000
90	130,000	153,000	164,000	177,000
91	130,000	153,000	165,000	178,000
92	131,000	154,000	165,000	178,000
93	131,000	154,000	165,000	177,000
94	131,000	154,000	165,000	178,000
95	132,000	155,000	166,000	178,000
96	132,000	155,000	166,000	178,000
97	131,000	154,000	166,000	178,000
98	132,000	155,000		
99	132,000	155,000		
100	132,000	156,000		
101	133,000	155,000		
102	132,000	156,000		
103	132,000	156,000		
104	133,000	155,000		
105	132,000	156,000		
106	133,000	156,000		
107	133,000	156,000		
108	133,000	156,000		
109	133,000	156,000		
110	134,000	157,000		
111	133,000	157,000		
112	133,000	156,000		
113	134,000	157,000		

附則別表 療養介助職基本給表 2 級の号俸の切替表（附則（平成 2 6 年規程第 7 号）第 2 条第 2 項関係

切替前の号俸	切替後の号俸
1	37
2	38
3	39
4	40
5	41
6	42
7	43
8	44
9	45
10	46
11	47
12	48
13	49
14	50
15	51
16	52
17	53
18	54
19	55
20	56
21	57
22	58
23	59
24	60
25	61
26	62
27	63
28	64
29	65
30	66
31	67
32	68
33	69
34	70
35	71
36	72
37	73
38	74
39	75
40	76
41	77
42	78
43	79
44	80
45	81
46	82
47	83
48	84
49	85
50	86
51	87
52	88
53	89
54	90
55	91

56	92
57	93
58	94
59	95
60	96
61	97
62	98
63	99
64	100
65	101
66	102
67	103
68	104
69	105
70	106
71	107
72	108
73	109
74	110
75	111
76	112
77	113
78	114
79	115
80	116
81	117
82	118
83	119
84	120
85	121
86	122
87	123
88	124
89	125
90	126
91	127
92	128
93	129
94	130
95	131
96	132
97	133
98	134
99	135
100	136
101	137
102	138
103	139
104	140
105	141
106	142
107	143
108	144
109	145